

監査委員

山梨県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人野中孝憲から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

令和八年四月二十三日

山梨県監査委員 入倉博文

同 中込正純

同 大久保俊雄

同 桐原正仁

包括外部監査結果報告書

令和8年3月25日

山梨県監査委員 殿

包括外部監査人 野中 孝憲

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

本外部監査は、地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項並びに山梨県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定により実施した。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

2.1. 外部監査のテーマ

「環境保全対策に関する財務事務（林政に関する事務・事業を除く）の執行について」

2.2. 外部監査対象期間

令和 6 年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部は令和 7 年度

3. テーマ選定の理由

山梨県は県土の約 8 割を森林が占め、富士山や南アルプス、八ヶ岳などの山々がそびえ、豊富で清らかな水にも恵まれ、豊かな自然環境は県民に健康で快適な生活を営む基盤をもたらしてくれている。他方で、私たちが物質的豊かさと生活の利便性を追求してきたことで、廃棄物処理や生態系への影響、地球温暖化やオゾン層破壊など様々な環境問題が顕在化してきている。

山梨県では「山梨県環境基本条例」を定め、同条例で定める基本理念の実現に向けて「山梨県環境基本計画」を策定し、県民、事業者、行政が連携を図りながら環境の保全と創造のための施策を展開しているところである。

また、県民が重要と考える諸課題についてのアンケート調査結果（出所：山梨県「県政モニターアンケート（令和 4 年 9 月実施）」）によれば、「地球の温暖化や砂漠化など地球規模での環境問題」（2 位）、「ごみ処理や河川の汚れなど日常の生活環境問題」（3 位）と環境に関する課題が上位に挙げられており、環境保全は県民の重要な関心事と考えられる。

以上により、環境保全対策は、県の行政において重要な領域であるとの認識から、今年度の監査テーマとして取り扱うこととした。

4. 外部監査の監査方法

4.1. 監査の対象

環境保全対策に関連する以下の部局課等を監査対象としている（令和6年度の包括外部監査の対象である旧林政部については今年度の監査対象から除外した）。

属性	部局課名等（※1）
本庁	森林環境部 森林環境政策課
本庁	森林環境部 自然共生推進課
本庁	森林環境部 環境整備課
本庁	森林環境部 大気水質保全課
本庁	新価値・地域創造推進局 地域エネルギー推進課
本庁	教育委員会事務局 社会教育課
本庁	産業政策部 産業政策課
本庁	福祉保健部 福祉保健総務課
本庁	農政部 果樹・6次産業振興課
本庁	総合県民支援局 まなび支援課
本庁	総合県民支援局 子育て・次世代サポート課
本庁	産業政策部 成長産業推進課
本庁	産業政策部 産業振興課
本庁	県土整備部 景観まちづくり室
本庁	企業局 電気課
本庁	企業局 新エネルギーシステム推進課
出先機関	中北／峡東／峡南／富士・東部林務環境事務所
出先機関	山梨県富士山科学研究所
出先機関	中北／峡東／峡南／富士・東部建設事務所
施設	山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター（※2）
施設	山梨県立八ヶ岳少年自然の家（※2）
出資法人	公益財団法人やまなし環境財団
出資法人	公益財団法人山梨県環境整備事業団
出資法人	公益財団法人山梨県青少年協会
出資法人	株式会社やまなし hidroジェンカンパニー

※1：令和7年4月の組織改正後の名称である

※2：指定管理者制度を導入している。

4.2. 外部監査の目的

外部監査の目的は、地方公共団体の監査機能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する県民の信頼を高めることにあると認識している。特に包括外部監査制度の趣旨は、地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、その目的は、監査テーマに選定した特定の事務の執行等が法令及び条例等に従って法規性の面で問題がないかどうかを検証すること、併せて、経済性及び効率性等の面で意見を述べる必要はないかどうかを検討し、外部監査結果報告書に取りまとめることにある。

したがって、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証するものではないが、包括外部監査人が選定した監査テーマに関して、法規性の観点での限定的な保証を主として、併せて事務事業の改善等に資する経済性及び効率性等の観点での意見を述べることで、地方公共団体の財務事務の改善を促し、事務事業の見直しの際の指針等に活用されるべき効果を有するものとする。

4.3. 監査の基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

4.4. 監査の視点

- i) 環境保全対策に関する財務事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているか否かについて
- ii) 環境保全対策に関する財務事務の執行を法規性の視点で検証することと併せて、財務事務の執行等が経済性・効率性等の面でも改善余地がないか否かについて
- iii) 環境保全対策に関する財務事務の執行が効果的に実施されているか否かについて

4.5. 主な監査手続

特定の事件に対する監査手続としては、上記 4.4. に記載した監査視点に基づき、外部監査の本旨である財務諸表監査を基礎とし、併せて有効性・経済性及び効率性等を検証するための監査を実施した。

具体的な監査手続の概要は以下のとおりである。

(1) 所管課の業務把握

環境保全対策に関する財務事務の執行等に伴う関係所管課等の業務内容等の把握を行うため、以下の資料の提供を受けその内容について説明を受けた。さらに、当該資料の閲覧、分析等を実施した上で質問等の手続を実施した。

- ・組織図及び各所管課の所管事務
- ・山梨県総合計画における環境保全対策に関連する施策の内容及び実施状況
- ・その他所管となっている各種事業計画の概要等
- ・補助金・交付金一覧
- ・出先機関及び施設の概要（事業内容や予算状況、指定管理業務の状況など）
- ・入札の状況がわかるもの（一覧表）
- ・県出資法人の状況

(2) 抽出事業に対する監査手続の実施

金額的及び質的に重要であると判断し抽出した事業を対象とし、主に以下の事項について関連資料の閲覧、担当者への質問等の監査手続を実施し、当該事業に関する財務事務の執行について監査を行った。

- ・事業の概要
- ・事業の目的及び法令根拠等
- ・予算決算の執行状況

(3) 出先機関等に対する往査

出先機関及び施設に対して往査を実施し、現金及び現金同等物の実査、固定資産や備品の管理状況、施設の視察、委託料、工事請負費、負担金・補助金及び交付金などを中心として、当該出先機関や施設の財務事務の執行について、閲覧、質問、実査、観察等の監査手続を実施した。なお、指定管理制度を導入している施設については、併せて指定管理業務の実施状況、所管課のモニタリング状況等についてもその資料を入手閲覧し、質問等の手続を実施している。

同じく県出資法人についても往査を実施し、現金及び現金同等物の実査、固定資産や備品の管理状況、会計処理の状況等について資料を入手し、閲覧、質問等の監査手続を実施した。

4.6. 外部監査の実施期間

本監査は、令和7年7月14日から令和8年2月27日までを実施期間とした。

4.7. 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

5. 外部監査の組織

包括外部監査人	公認会計士	野中孝憲
監査補助者	公認会計士	海野純矢
監査補助者	公認会計士	川口明浩
監査補助者	公認会計士	關野 孝
監査補助者	公認会計士	高岡敏夫
監査補助者	公認会計士	田中佑幸
監査補助者	公認会計士	山本 薫

II. 監査対象の概要

1. 我が国の環境政策の歩み

我が国の環境政策は、公害対策から始まり、自然保護、地球環境問題、循環型社会、そして気候変動対策へと発展し、国際協調と国内法整備を進めながら持続可能性を目指してきた。現在では脱炭素社会の実現、循環型社会づくり、生物多様性の保全、気候変動適応といった多面的な課題に対応する総合的な政策体系へと発展してきた。

(1) 公害の社会問題化と対策（1950年代～1970年代）

- ・戦後の高度経済成長の影で、深刻な公害（水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく等）が発生
- ・1967年：公害対策基本法を制定
- ・1971年：環境庁の設立
- ・1972年：自然環境保全法を制定

(2) 地球環境問題・循環型社会・生物多様性への対応（1980年代～2000年代）

- ・1993年：環境基本法を制定
- ・1997年：京都議定書の採択（COP3）
- ・2000年：循環型社会形成推進基本法を制定
- ・2008年：生物多様性基本法を制定

(3) 気候変動対策と脱炭素社会への転換（2010年代～現在）

- ・2015年：パリ協定の採択
- ・2020年：2050年カーボンニュートラル宣言
- ・2023年：GX推進法を制定

2. 我が国の環境基本計画

1993年に制定された環境基本法は、我が国の環境政策における基盤となる基本法であり、同法第1条にて、「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする」と定めている。

そして、同法第15条に基づき全ての環境分野を統合する最上位の計画として環境基本計画を定めている。

1994年に第一次環境基本計画が策定され、現在は2024年に閣議決定された第六次環境基本計画に基づき環境施策が展開されている。

第六次環境基本計画の特徴をまとめると以下のとおりである。

目的の転換	環境保全の最上位目的を「国民のウェルビーイング／高い生活の質」に設定。
ビジョン	「循環共生型社会」を掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展ができる文明の構築を図っていく。
重点戦略	グリーン経済システム、自然資本保全、地域循環共生圏、暮らしの質向上、科学技術・イノベーション、国際協調など6分野。
新たな成長概念	GDPだけでなく、自然資本・無形資産（環境価値）・コミュニティ重視の質的成長。
実施の方向性	利用可能な最良の科学に基づくスピードとスケールの確保、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策において可能な限りトレードオフを回避し、統合・シナジーを発揮すべく取り組む。

環境危機（「地球沸騰化」等）、様々な経済・社会的課題への対処の必要性

目的

「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の向上」、「人類の福祉への貢献」

ビジョン

「循環共生型社会」（環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる文明）

【循環】（≒科学）

- 炭素等の元素レベルを含む自然界の健全な物質循環の確保
- 地下資源依存から「地上資源基調」へ
- 環境負荷の総量を削減し、更に良好な環境を創出

【共生】（≒哲学）

- 我が国の伝統的自然観に基づき、人類が生態系の健全な一員に
- 人と地球の健康の一体化（プラネタリー・ヘルス）
- 一人一人の意識・取組と、地域・企業等の取組、国全体の経済社会の在り方、地球全体の未来が、**同心円**

方針

将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質」（市場的価値＋非市場的価値）をもたらす「新たな成長」：「変え方を変える」6つの視点（①ストック、②長期的視点、③本質的ニーズ、④無形資産・心の豊かさ、⑤コミュニティ・包摂性、⑥自立・分散の重視）の提示

- ストックである**自然資本（環境）**を維持・回復・充実させることが「新たな成長」の基盤
- 無形資産である「**環境価値**」の活用による経済全体の高付加価値化等

政策展開

- **科学に基づく取組のスピードとスケール**の確保（「勝負の2030年」へも対応）
- ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策の**統合・シナジー**
- 政府、市場、国民（市民社会・地域コミュニティ）の**共進化**
- 「**地域循環共生圏**」の構築による「新たな成長」の**実践・実装**

（出所：環境省 第六次環境基本計画の概要）

3. 山梨県の環境施策の歩み

山梨県における環境施策は、豊かな自然環境の保全から始まり、全国に先駆けた「高山植物保護条例（山梨県高山植物の保護に関する条例）」や「2050年CO₂ゼロやまなし」宣言などの環境先進県として取り組んできた。現在では「P2G（Power to Gas）システム」による水素エネルギー技術の研究・実証といった先端的な脱炭素施策を展開している。

- ・ 1971年：山梨県自然環境保全条例を制定
（自然環境の保全を重要な施策課題として位置付ける）
- ・ 1985年：山梨県高山植物の保護に関する条例を全国に先駆け制定
- ・ 1993年：山梨県環境首都憲章を制定
- ・ 1994年：富士山の自然環境保護を目的にマイカー規制の開始
- ・ 2004年：山梨県環境基本条例を制定
- ・ 2005年：山梨県環境基本計画を策定
- ・ 2009年：「2050年CO₂ゼロやまなし」宣言
（全国に先駆けて、2050年までのCO₂排出量の実質ゼロを表明）
- ・ 2021年：やまなしモデルP2Gシステムの実証実験を開始

2004年に制定した山梨県環境基本条例において、山梨県の環境施策の基本理念として「環境の恵沢の享受と継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築」、「地球環境保全の積極的推進」を掲げている。

（山梨県環境基本条例）

第三条 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境を将来の世代へ継承していくよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨とし、並びに地域の特性に応じた環境の保全及び創造に関する行動により人と自然とが共生する潤いのある

環境が確保されることを旨として、行われなければならない。

3 地球環境保全は、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

4. 山梨県の環境基本計画

山梨県では、上記の環境政策の基本理念に基づく取組を推進していくにあたり、環境基本計画を策定している。この計画は、山梨県環境基本条例第8条に基づき、環境の保全と創造に関する施策の目指すべき方向を明らかにする基本的な計画として定めている。

2005（平成17）年に山梨県環境基本計画を策定し、直近では2023（令和5）年度に第2次山梨県環境基本計画が目標年次を迎えたことから、環境を巡る社会情勢の変化を踏まえ、2024（令和6）年3月に新たに第3次山梨県環境基本計画を策定した。以下に第3次山梨県環境基本計画の概要を記載する。

(1) 計画の基本目標・目指すべき将来像

「基本目標」

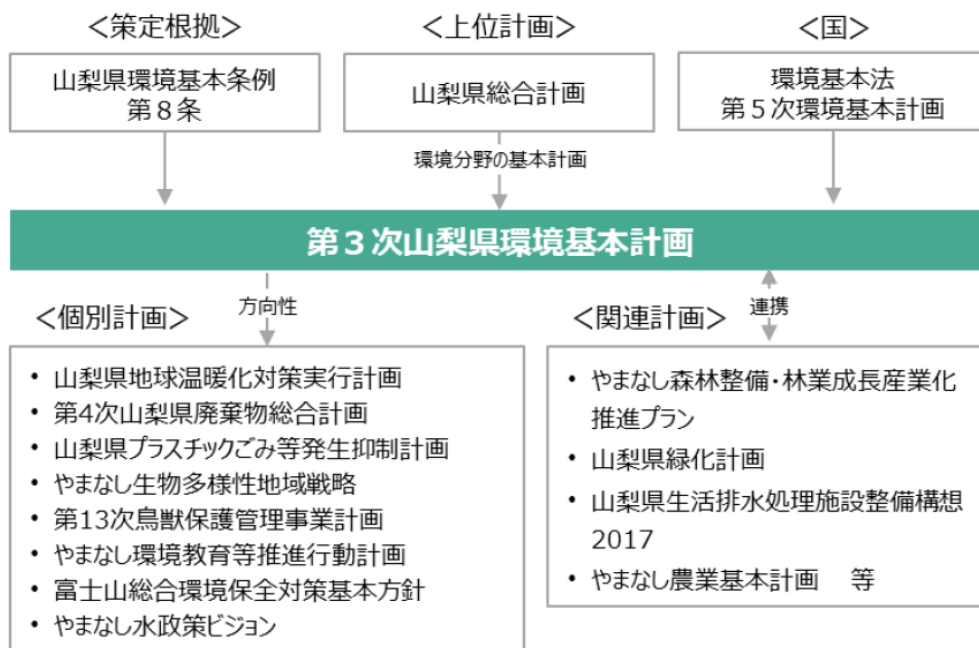
人と地球の豊かさを創り、未来へつなぐふるさと山梨

「目指すべき将来像」

環境に配慮した生活様式や事業活動が定着するとともに、豊かな自然環境の保全と、適正な活用がバランスよく進む、持続可能な社会

(2) 計画に係る法令等の位置付け

本計画は、県政運営の基本指針である県総合計画を環境面から推進する計画として、環境の保全と創造に関する施策の目指すべき方向を明らかにする基本的な計画である。山梨県の環境保全に関連する他の個別計画等は、本計画が示す方向性に沿って策定し、推進するものとしている。また、県政の各分野の計画等についても、環境に関する事項については、本計画の基本的な考え方に沿って策定し、本計画と相互に連携しながら、施策の展開・推進を図るものとする。



(出所：第3次山梨県環境基本計画)

(3) 計画の対象

本計画では、「対象とする環境」を、山梨県環境基本条例第3条に規定する基本理念や、第7条に規定する施策の策定等に係る指針を踏まえ、おおよそ次のとおりとしている。

生活環境	○ 廃棄物、物質循環 等 ○ 大気、水質、騒音・振動・悪臭、地盤沈下、土壤汚染、化学物質 等 ○ 景観、身近な緑や水辺、歴史的・文化的遺産 等
自然環境	○ 森林、山岳、湖沼、河川、生物多様性* 等
地球環境	○ 地球温暖化、オゾン層、エネルギー 等

(出所：第3次山梨県環境基本計画)

(4) 計画の期間

2033（令和15）年度を目標年次とする10ヶ年計画（2024年～2033年）。

(5) 施策の展開

計画の基本目標・目指すべき将来像を実現するため、国際社会の一員として当然かつ強力に取り組んでいく分野（第1節～第3節）、日常生活の基礎となる分野（第4節）における施策を展開するとともに、各分野の施策を展開していくために必要となる共通的・基盤的な施策（第5節）を併せて推進していく。また、計画の進捗状況を把握・管理する指標として、計33項目を設定している。

第1節 地球環境の保全

- 1-1 地球温暖化対策の推進
- 1-2 気候変動への適応
- 1-3 オゾン層の保護対策 指標：3項目

第2節 生物多様性・自然環境の保全

- 2-1 生物多様性の保全
- 2-2 自然環境の保全
- 2-3 自然とのふれあいの推進 指標：9項目

第3節 循環型社会の形成

- 3-1 3R+Renewable*の推進
- 3-2 廃棄物等の適正処理の推進
- 3-3 不法投棄の防止 指標：8項目

第4節 生活環境の保全

- 4-1 大気汚染の防止
- 4-2 水質の保全
- 4-3 化学物質による環境汚染の防止
- 4-4 騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壌汚染等の防止
- 4-5 放射性物質*の監視
- 4-6 魅力ある景観づくり 指標：8項目

第5節 基盤となる施策の推進

- 5-1 環境教育・環境学習等の推進
- 5-2 環境活動・協働取組の促進
- 5-3 環境情報の提供
- 5-4 調査研究・国際協力の推進
- 5-5 DXの推進 指標：5項目

(出所：第3次山梨県環境基本計画)

(6) 重点施策

本計画の基本目標や目指すべき将来像を実現するため、上記(5)の網羅的に推進する施策のうち、本県ならではの強みを発揮し、経済・社会・環境の統合的向上を図りながら、地域循環共生圏の創造に資する施策として、山梨県環境基本条例にも規定される4つの分野を重点分野として位置付けている。これらの分野について、現状と課題を整理し、施策の方向を示している。また、指標として、計16項目（うち再掲8項目）を設定している。

第1節 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

- 1-1 多様な自然環境の保全
- 1-2 優れた景観の保全
- 1-3 富士北麓の不法投棄対策の推進
- 1-4 オーバーツーリズム*対策の推進 指標：4項目

第2節 健全な森林・豊かな緑の保全

- 2-1 森林の多面的機能の発揮の促進
- 2-2 森林環境教育の推進
- 2-3 緑化の推進
- 2-4 ふれあいの機会の提供 指標：4項目

第3節 持続可能な水循環社会づくり

- 3-1 健全な水循環の維持
- 3-2 水環境の保全
- 3-3 ふれあいの機会の提供
- 3-4 水を生かした地域づくり 指標：4項目

第4節 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

- 4-1 美しい景観の保全・整備の推進
- 4-2 環境の保全に資する農業の推進 指標：4項目

(出所：第3次山梨県環境基本計画)

(7) 環境指標

本計画で設定した環境指標の一覧は以下のとおりである。

環境の保全と創造のための施策の展開

1 地球環境の保全

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	温室効果ガス総排出量	6,744千t-CO ₂ (H25)	3,363千t-CO ₂ (基準年度比▲50%) (R12)	山梨県地球温暖化対策実行計画 (R5～R12) において設定
2	再生可能エネルギー導入目標	1,215MW (R2)	1,756MW (R12)	山梨県地球温暖化対策実行計画 (R5～R12) において設定
3	最終エネルギー消費量削減目標	79,076TJ (H25)	55,139TJ (R12)	山梨県地球温暖化対策実行計画 (R5～R12) において設定

2 生物多様性・自然環境の保全

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	保護地域及びOECMの面積割合	31% (R4)	50% (R12)	やまなし生物多様性地域戦略 (R6～R12) において設定
2	県レッドデータブック掲載絶滅危惧種 (501種) の絶滅リスクの維持または低減	—	絶滅リスクの維持または低減 (R12)	やまなし生物多様性地域戦略 (R6～R12) において設定
3	新たな侵略的外来種の封じ込め率	—	100% (R12)	やまなし生物多様性地域戦略 (R6～R12) において設定
4	ニホンジカの推定生息数 (階層ベイズ法による中央値)	34,039頭 (R3)	17,000頭 (R12)	第3期山梨県第二種特定鳥獣 (ニホンジカ) 管理計画 (R4～R8) において設定
5	環境省・30by30アライアンスの参加者数	4件 (R5)	150件 (R12)	やまなし生物多様性地域戦略 (R6～R12) において設定
6	生物多様性の言葉の認知度	74% (R5)	100% (R12)	やまなし生物多様性地域戦略 (R6～R12) において設定
7	生物多様性に関連する保全活動団体への支援数	希少種：0件 外来種：1件 (R4)	希少種：10件 外来種：10件 (R12)	やまなし生物多様性地域戦略 (R6～R12) において設定
8	農作物被害金額	140百万円 (R4)	123百万円 (R8)	やまなし農業基本計画 (R5～R8) において設定
9	身近な自然環境や動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した河川整備計画における河川整備率	54.8% (R1)	70.5% (R9)	山梨県社会資本整備重点計画 (第四次) (R2～R9) において設定

3 循環型社会の形成

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	一般廃棄物総排出量	299千t (H30)	266千t (R7)	第4次山梨県廃棄物総合計画（R3～R7）において設定
2	1人1日当たりに家庭から排出するごみの量	590g (H30)	468g (R7)	第4次山梨県廃棄物総合計画（R3～R7）において設定
3	一般廃棄物再生利用率	17.0% (H30)	25.0% (R7)	第4次山梨県廃棄物総合計画（R3～R7）において設定
4	一般廃棄物最終処分量	19千t (H30)	16千t (R7)	第4次山梨県廃棄物総合計画（R3～R7）において設定
5	産業廃棄物総排出量	1,698千t (H30)	1,712千t (R7)	第4次山梨県廃棄物総合計画（R3～R7）において設定
6	産業廃棄物再生利用率	52% (H30)	52% (R7)	第4次山梨県廃棄物総合計画（R3～R7）において設定
7	産業廃棄物最終処分量	21千t (H30)	21千t (R7)	第4次山梨県廃棄物総合計画（R3～R7）において設定
8	新たな不法投棄確認箇所数	928箇所 (R1～R4平均)	4年間の平均が R4年度までの過 去4年間の平均 に比べて減少	山梨県総合計画（R5～R8において設定）

4 生活環境の保全

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	大気汚染に係る環境基準を全ての有効測定局で達成した項目数（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、微小粒子状物質）	5/5 (R4)	5/5 (R12)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
2	大気汚染に係る環境基準達成率（光化学オキシダント）	0/10 (R4)	達成率の向上を図ります。	環境基本法に基づく環境基準の達成率
3	水質汚濁に係る環境基準達成率（河川）（BOD）	22地点中 22地点 (R4)	22地点中 22地点 (R12)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
4	水質汚濁に係る環境基準達成率（湖沼）（COD）	5地点中5地点 (R4)	5地点中5地点 (R12)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
5	生活排水クリーン処理率	86.3% (R4)	92.2% (R12)	山梨県生活排水処理施設整備構想2017（H28～H37）において設定
6	ダイオキシン類の環境基準達成地点数（大気、公共用水域、地下水質及び土壌）	すべての 調査地点で達成 (R4)	すべての 調査地点で達成 (R12)	環境基本法に基づく環境基準の達成率

7	自動車騒音に係る環境基準達成率	全国達成率	全国の達成率を上回る達成率	環境基本法に基づく環境基準の達成率
8	電線類の地中化延長	134km (R1)	190km (R9)	山梨県社会資本整備重点計画（第四次）（R2～R9）において設定

5 基盤となる施策の推進

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	環境学習指導者派遣事業回数	16回 (H30～R4平均)	67回 (R12) ※実施率100%	やまなし生物多様性地域戦略（R6～R12）において設定
2	森林環境教育・木育の推進	-	森林体験活動や木育等、子どもたちの森林の大切さや木の文化を継承する心を育む事業等が適切に実施されている。	山梨県緑化計画（R6～R15）において設定
3	「緑の教室」受講者数	980人 (R4)	1,400人 (R15)	山梨県緑化計画（R6～R15）において設定
4	企業・団体の森づくり活動の推進	-	企業団体等の森づくりがCO ₂ 吸収認証制度等により促進されることで、幅広い分野において森づくりに対する意識が高まる環境となっている。	山梨県緑化計画（R6～R15）において設定
5	環境情報センター利用者数	4,640人 (R4)	5,000人 (R9)	富士山科学研究所内の環境情報センターの年間利用者数

重点的に取り組む施策

重点1 富士山及び周辺地域の良好な環境の保全

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	富士山周辺の測定局における大気汚染に係る環境基準を達成した項目数（二酸化硫黄、二酸化窒素）	2/2 (R3)	2/2 (R13)	経過観察指標に係る年次報告書（富士山世界文化遺産協議会）の結果
2	水質汚濁に係る環境基準達成率（湖沼）（COD）（再掲）	5地点中5地点 (R4)	5地点中5地点 (R12)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
3	定点観測地点からの富士山の展望景観の変化	負の影響なし (R4)	負の影響なし (R8)	山梨県総合計画（R5～R8）において設定
4	新たな不法投棄確認箇所数（旧吉田保健所管内）	197箇所 (R1～R4平均値)	4年間の平均がR4年度までの過去4年間の平均に比べて減少	富士・東部林務環境事務所による不法投棄の把握・確認状況の結果

重点2 健全な森林・豊かな緑の保全

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	森林整備の実施面積	6,124ha/年 (H30)	7,300ha/年 (R11)	山梨県社会資本整備重点計画（第四次）（R2～R9）において設定
2	森林環境教育・木育の推進（再掲）	-	森林体験活動や木育等、子どもたちの森林の大切さや木の文化を継承する心を育む事業等が適切に実施されている。	山梨県緑化計画（R6～R15）において設定
3	「緑の教室」受講者数（再掲）	980人 (R4)	1,400人 (R15)	山梨県緑化計画（R6～R15）において設定
4	森林公園、清里の森の利用者数	475千人/年 (R4)	550千人/年 (R8)	山梨県総合計画（R5～R8）において設定

重点3 持続可能な水循環社会づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	水質汚濁に係る環境基準達成率（河川）（BOD）（再掲）	22地点中 22地点 (R4)	22地点中 22地点 (R12)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
2	水質汚濁に係る環境基準達成率（湖沼）（COD）（再掲）	5地点中5地点 (R4)	5地点中5地点 (R12)	環境基本法に基づく環境基準の達成率
3	生活排水クリーン処理率（再掲）	86.3% (R4)	92.2% (R12)	山梨県生活排水処理施設整備構想2017（H28～H37）において設定

4	身近な自然環境や動植物の 生息・生育・繁殖環境に配慮 した河川整備計画における 河川整備率（再掲）	54.8% (R1)	70.5% (R9)	山梨県社会資本整備重点計画（第四 次）（R2~R9）において設定
---	--	---------------	---------------	-------------------------------------

重点4 環境にやさしく自然と調和した美しい県土づくり

No.	指標の項目	基準値	目標値	備考
1	電線類の地中化延長（再 掲）	134km (R1)	190km (R9)	山梨県社会資本整備重点計画（第四 次）（R2~R9）において設定
2	多面的機能支払交付金によ る取組面積	7,508ha (R4)	7,600ha (R8)	やまなし農業基本計画（R5~R8）にお いて設定
3	有機農業に取り組む面積	234ha (R3)	300ha (R8)	山梨県環境負荷低減事業活動の促進 に関する基本的な計画（R5.3.30策定） において設定
4	やまなし4パーミル・イニシ アチブ農産物等認証制度の 取組面積	4,852ha (R3)	7,300ha (R8)	山梨県環境負荷低減事業活動の促進 に関する基本的な計画（R5.3.30策定） において設定

（出所：第3次山梨県環境基本計画）

5. 監査対象とした施策事業

第3次山梨県環境基本計画に係る施策事業について、公表されている「令和6年度環境施策の概要」から令和6年度決算額が5百万円以上の事業を中心として、金額的及び質的に重要であると判断した事業を監査対象として選定した。監査対象とした施策事業は以下のとおりである。なお、令和6年度の包括外部監査の対象である旧林政部に係る事業については監査対象事業から除外している。

所管課	No.	事業	令和6年度 決算額 (千円)
森林環境部 森林環境政策課	1	山梨県富士山科学研究所の運営経費等	284,458
森林環境部 自然共生推進課	2	生物多様性保全事業費	6,734
	3	鳥獣保護費	11,610
	4	ニホンジカ保護管理事業費、特定鳥獣適正管理事業費補助金、中央線沿線ニホンジカ緊急捕獲事業費	196,635
	5	狩猟管理指導事業費、鳥獣保護管理人材確保・育成事業費、管理捕獲従事者等研修施設整備費	36,360
	6	ハヶ岳自然ふれあいセンター管理事業費	40,860
	7	「名水の地」ブランド化推進事業	19,292
	8	公益財団法人やまなし環境財団	(※1)
森林環境部 環境整備課	9	プラスチックスマート推進事業費	7,140
	10	排出実態の把握及び施策の推進等	5,698
	11	不法投棄防止対策事業費	19,368
	12	一般廃棄物処理施設整備指導費	5,949
	13	産業廃棄物最終処分場管理事業費	470,114
	14	環境整備事業団改革プラン策定事業費	17,825
	15	公益財団法人山梨県環境整備事業団	(※1)
森林環境部 大気水質保全課	16	大気汚染状況の常時監視費	33,095
	17	有害大気汚染物質モニタリング調査事業費	5,394
	18	微小粒子状物質(PM2.5)成分分析費	8,461
	19	公共用水域水質測定事業費	27,777
	20	山梨県浄化槽設置整備事業補助金	51,478
	21	地盤沈下調査事業費	9,685
	22	環境放射能水準調査事業費	13,716

所管課	No.	事業	令和6年度 決算額 (千円)
新価値・地域創造推進局 地域エネルギー推進課	23	再エネ設備導入支援事業費補助金	135,020
	24	脱炭素化推進事業費補助金	121,812
	25	公共交通電気事業車等導入支援事業費補助金	53,299
	26	水素エネルギー普及啓発イベント開催	9,805
	27	ゼロカーボンやまなし推進事業費	5,242
	28	県有施設LED照明整備事業費	1,357,485
教育委員会事務局 社会教育課	29	八ヶ岳少年自然の家運営費	132,409
	30	公益財団法人山梨県青少年協会	(※1)
産業政策部 産業政策課	31	省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金 (対象：中小企業者等)	1,434,274
福祉保健部 福祉保健総務課	32	同上 (対象：医療機関・高齢者施設等)	336,576
農政部 果樹・6次産業振興課	33	同上 (対象：農業従事者等)	240,952
総合県民支援局 まなび支援課	34	同上 (対象：小学校等を設置する学校法人)	38,507
総合県民支援局 子育て・次世代サポート課	35	同上 (対象：幼稚園・保育所等)	22,189
産業政策部 成長産業推進課	36	水素・燃料電池分野基幹産業化推進事業費	38,164
	37	やまなし水素・燃料電池産業プレゼンス向上 事業	7,920
産業政策部 産業振興課	38	商工業振興資金融資制度 (環境対策融資を含む)	49,770,618
県土整備部 景観まちづくり室	39	屋外広告物指導取締費	21,185
企業局 電気課	40	水力発電設備改良費、修繕費等	1,254,319
	41	小水力発電所建設費	0 (※2)
企業局 新エネルギーシステム推進課	42	P2Gシステム研究費 (事業外固定資産管理 費)	1,332,463
	43	米倉山太陽光発電等普及啓発費	13,718
	44	株式会社やまなしハイドロジェンカンパニー	(※1)

(※1) 県出資法人

(※2) 該当年度に工事契約があるため事業を抽出

Ⅲ. 外部監査の結果の総括

1. 総括的意見

今回、「環境保全対策に関する財務事務（林政に関する事務・事業を除く）の執行」について監査を実施した。監査の結果については、「Ⅲ. 2. 指摘事項又は意見事項の一覧」に記載しているとおりである。

ここでは、「指摘事項又は意見事項」について、特に重要と判断したものを総括事項として記載する。

(1) 環境施策に係る開示について

山梨県は、豊かな自然環境を保全するために環境先進県として取組を進め、現在も水素エネルギー技術の研究・実証といった先端的な脱炭素施策を展開している。県民としても環境に関する課題について関心が高いと考えられることから、環境施策の内容及びその結果については積極的に開示することが求められる。監査の過程で、県が環境に係る施策事業に真剣に取り組まれていることを確認できたが、取組の結果（事業の有効性、経済性、効率性を含む）が県民に十分に伝わっているかは疑問が残る。下記の提言が県民の理解に資する改善につながることを期待したい。

まず、当然のことながら、環境施策の内容及びその結果については正確な内容で公表すべきである。県が公表している環境基本計画や環境白書の一部に誤りが発見されたことから、同様の誤りの発生を防止するために公表する内容の検証体制を強化する必要がある（No. 2 公表資料の検証体制について）。

また、山梨県環境基本計画は10年にわたる長期の計画であることから、環境施策の進捗状況について県民がより理解しやすくなるための工夫を要望する（No. 4 環境指標の達成状況について）。

その他の事案として、県有施設に第三者の資本で太陽光発電設備等補助対象設備を設置することに対して、第三者に補助金を供与する事業がある。この効果として、既存の電気事業者からの購入量を減らすことで、二酸化炭素の排出削減に寄与すると同時に、第三者から安価に電気を購入することで、県は経済的にもメリットを得ることができる。環境施策の効果としても、補助金の有効性・経済性の検証の観点からも、補助金による二酸化炭素排出量削減実績と電気料削減効果実績を広く県民に開示するよう要望する（No. 34 補助金の効果検証と開示について / No. 35 補

助金による CO₂削減効果の開示について。

水素エネルギー技術に関連した P2G システム事業は、先進モデルとして注目されており、県民の認知度も高いため、決算書上で P2G システムの収益費用が容易に把握できるような開示を検討すべきである (No. 65 決算書の開示内容の明瞭化について / No. 66 セグメント情報の拡充について)。

(2) 積算業務について

委託費の積算業務においては、品質の確保、法令への適合、材料費・労務費の価格変動の反映などを考慮して適正に積算を行うことが求められる。監査の過程において、積算項目に一部、諸経費が積算されていなかったり、標準設計の諸経費率を使用していなかったりする設計方法が散見された。いわゆる間接経費について統一した設計手法を再度確認して必要な業務の標準化を図り、諸物価高騰に対応する諸経費率を適切に設定して、契約にあたり十分な経費を見積るよう検討されたい

(No. 27 諸経費の適正な積算について / No. 30 諸経費積算の不備について)。

また、直接業務費の算定にあたって、一定率の減額調整率を掛けることに関して合理的な根拠を示した資料が見受けられない事案があった。この事案の場合、入札参加者の予定価格超過、入札の辞退が発生しており、予定価格の基礎となる積算金額の算定において、一定の掛率を使用していることに経済的な合理性があるかどうか、慎重に精査する必要があるものと考えられる。業務委託の積算にあたって、各段階で一定の掛率を使用する場合には、客観的で合理的な説明を予定価格調書等に記載することで、検証可能な業務の標準化を目指すよう要望する (No. 22 掛率使用の合理的な根拠について)。

(3) 補助金について

財源が限られる中で効果的な補助事業を実施するためには、補助金の有効性・経済性の検証は重要である。

事案として、中小企業・小規模事業者等に対して、エネルギーコスト削減及び経営体質強化に資する省エネルギー設備、再生可能エネルギー発電設備の導入費用の一部を補助する事業がある。設備投資による法定耐用年数の期間にわたるエネルギー費用削減見込金額が、補助額を大きく下回る事業が散見された。エネルギーコスト削減という補助金の趣旨に鑑みると、コスト削減効果見込み額以上の補助は過剰

とも考えられる。補助金の設計として、コスト削減効果と補助額のバランスを考慮する対応が望まれる (No. 48 補助金の有効性・経済性について)。

また、補助金の対象についての課題を提言として記載した。既存設備の廃棄費用の取扱い、中古品の取扱い、中小企業要件、企業グループ内での事業経費の取扱いについては、補助金の公平性を担保するための提言として検討いただきたい。

(No. 47 補助対象外経費である既存設備の廃棄費用について / No. 49 補助対象設備として中古品の検討について / No. 50 補助対象者として中小企業要件の検討について / No. 51 補助対象経費の適切な算定方法について)。

(4) 委託について

委託費の検査は、支出内容が適正であるか、遂行状況が適切かを最終的に確認する重要な業務である。検査が不十分であると、不適切な委託費の支出がまかりとおりがねないため、適切な検査業務が求められる。

「検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない」(地方自治法施行令第167条の15第2項)とされており、適切な検査業務は客観的かつ合理的な書類に基づき行わなければならない。

監査の過程において、委託先からの実績報告書の記載誤り (No. 15 実績報告書の精査について)、再委託の実態の把握漏れ (No. 39 委託先実態の適正な把握について)、委託先からの請求書内容の不整合 (No. 40 委託業務内容の適切な検査について) の事案が発見された。これらは、委託費の適切な検査業務が遂行できていなかったと考えられることから、検査業務の重要性を再認識いただきたい。

2. 指摘事項又は意見事項の一覧

監査の結果、指摘事項は18件、意見事項は49件であった。

監査対象となる事務の執行が法令や条例等の規定に違反するもの、また、明確に違反するものではないが妥当性を欠くもの（不当と判断したもの）については「指摘事項」とした。

経済性・効率性等の観点からの事務の改善に向けた提言については「意見事項」とした。

No.	内容	指摘	意見	ページ
1. 山梨県環境基本計画全体				
1	環境基本計画の推進体制について		○	29
2	公表資料の検証体制について	○		31
3	環境に関するアンケート調査について		○	32
4	環境指標の達成状況について		○	33
5	環境指標と施策目標について		○	35
2. 森林環境部 森林環境政策課				
6	金庫内部の現物管理について	○		42
7	使用不可能又は使用見込がない物品の整理について		○	44
8	e-Tax及びeLTAXを活用した業務の効率化について		○	44
3. 森林環境部 自然共生推進課				
9	非該当者への補助金交付について	○		56
10	補助金徴求書類の不備について	○		56
11	備品表示シールの貼付漏れについて	○		62
12	公募型プロポーザル方式の応募条件の工夫について		○	62
13	事業に係る長期的な目標の設定について		○	66
14	財団の組織変更の検討について		○	68

No.	内容	指摘	意見	ページ
4. 森林環境部 環境整備課				
15	実績報告書の精査について		○	71
16	参加者アンケートの記載項目について		○	72
17	監視員の給与水準の見直しについて		○	80
18	業務管理の検査項目について		○	81
19	備品台帳の定期的な更新について		○	100
20	財務諸表（注記表）の記載について		○	101
21	土地の減損処理について	○		102
5. 森林環境部 大気水質保全課				
22	掛率使用の合理的な根拠について		○	107
23	観測機器の更新計画の策定について		○	109
24	積算時の見積平均単価の算定方法について		○	114
25	積算時の見積単価の採用ルールについて		○	119
26	仕様書における技術者要件の記載について		○	120
27	諸経費の適正な積算について	○		124
28	補助金確定に至る進捗管理の方法について		○	129
29	補助金交付決定額と確定額の対応関係の明確化について		○	129
30	諸経費積算の不備について	○		136
31	積算及び契約金額の合理性の文書化について		○	140

No.	内容	指摘	意見	ページ
6. 新価値・地域創造推進局 地域エネルギー推進課				
32	一般競争入札における予定価格の定め方について		○	144
33	入札価格の内容の検討について		○	145
34	補助金の効果検証と開示について		○	148
35	補助金によるCO ₂ 削減効果の開示について		○	150
36	補助対象財産の実在性確認資料について		○	153
37	所有者確認資料の徴求時期について		○	153
38	事業内容に適した入札方法について		○	156
39	委託先実態の適正な把握について	○		158
40	委託業務内容の適切な検査について	○		159
41	低入札価格調査による入札価格への影響について		○	163
7. 教育委員会事務局 社会教育課				
42	指定管理施設に係る開示情報の根拠資料について		○	171
43	標本の台帳管理について		○	172
44	大規模修繕の公有財産台帳への掲載について		○	172
45	用途廃止した財産の台帳整理について	○		173
46	適切な利用料金の設定について		○	173
8. 産業政策部 産業政策課/福祉保健部 福祉保健総務課/農政部 果樹・6次産業振興課/ 総合県民支援局 まなび支援課/総合県民支援局 子育て・次世代サポート課				
47	補助対象外経費である既存設備の廃棄費用について	○		178
48	補助金の有効性・経済性について		○	179
49	補助対象設備として中古品の検討について		○	180
50	補助対象者として中小企業要件の検討について		○	180
51	補助対象経費の適切な算定方法について		○	181
52	補助対象者の適切な情報開示について	○		182

No.	内容	指摘	意見	ページ
10. 産業政策部 産業振興課				
53	環境対策融資に係る説明資料の工夫について		○	190
11. 県土整備部 景観まちづくり室				
54	台帳等の共通化・システム化について		○	195
55	旅行命令簿の作成について	○		197
56	適切な権限者による旅行命令について	○		198
57	合理的な旅行命令方法の検討について		○	198
58	現地調査の人員体制について		○	198
59	出先機関における内部統制の見直しについて		○	203
60	業務計画の作成及び業務マニュアルの整備について		○	204
61	違反是正要領に基づく適正な指導の実施について	○		205
62	道路不法占用等の事案の情報共有について	○		205
12. 企業局 電気課				
63	一般会計繰出に係る要綱の改定について	○		213
64	1者応札の原因分析について		○	215
13. 企業局 新エネルギーシステム推進課				
65	決算書の開示内容の明瞭化について		○	220
66	セグメント情報の拡充について		○	222
67	「美術品」勘定の別掲について		○	224

IV. 外部監査の結果

1. 山梨県環境基本計画全体

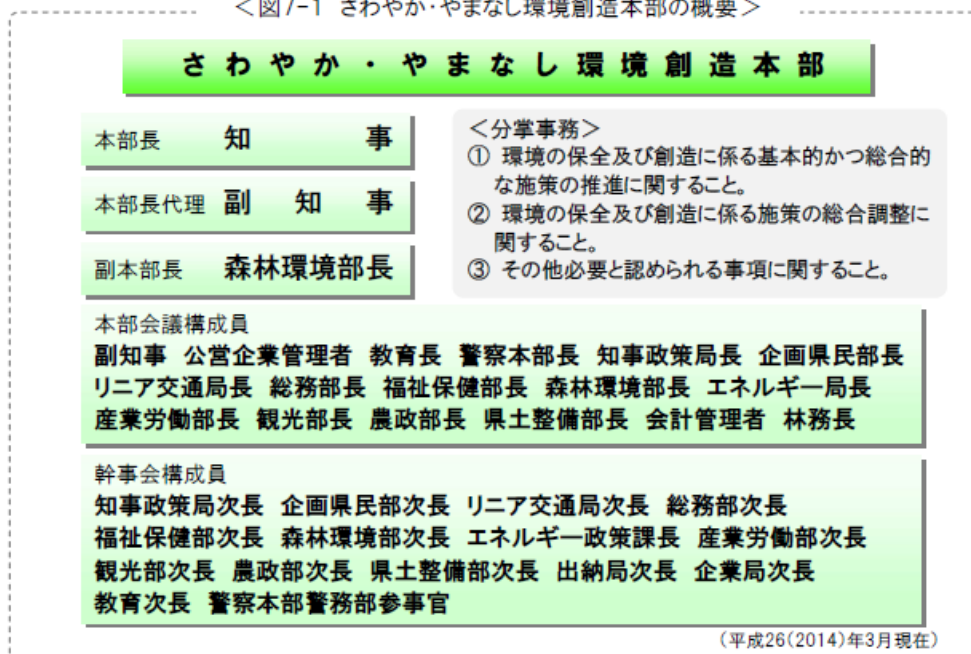
No. 1 環境基本計画の推進体制について

(意見事項) さわやか・やまなし環境創造本部（現在は山梨県環境保全推進本部）において、環境に関わる各施策がより効果的かつ効率的なものとなるように、部門横断的な施策の調整機能を強化することを要望する。幹事会の下部組織として関連部局の実務担当者会議を設けるなどの仕組みを構築することを検討されたい。

【現状】

山梨県は、第2次環境基本計画の施策及び事業を総合的に推進していくために、施策に関連する部署から構成する「さわやか・やまなし環境創造本部」（以下、「環境創造本部」という）を設置した。

<図7-1 さわやか・やまなし環境創造本部の概要>



(出所：第2次山梨県環境基本計画)

山梨県環境保全推進本部規程では、環境創造本部について以下のように定めている。

第四条 本部会議は、次に掲げる事項を協議する。 一 環境の保全及び創造に係る基本的かつ総合的な施策の推進に関すること。 二 環境の保全及び創造に係る施策の総合調整に関すること。 三 その他必要と認められる事項に関すること。 第五条 幹事会は、本部会議において協議すべき事項の調整を行う。 (以下、省略)
--

【問題点及び改善策】

環境創造本部における本部会議及び幹事会の令和3年度から令和5年度の実施状況を確認したところ、以下のとおりであった。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本部会議	開催なし	開催なし	開催なし(※)
幹事会	1回(書面開催)	1回(書面開催)	1回(書面開催)

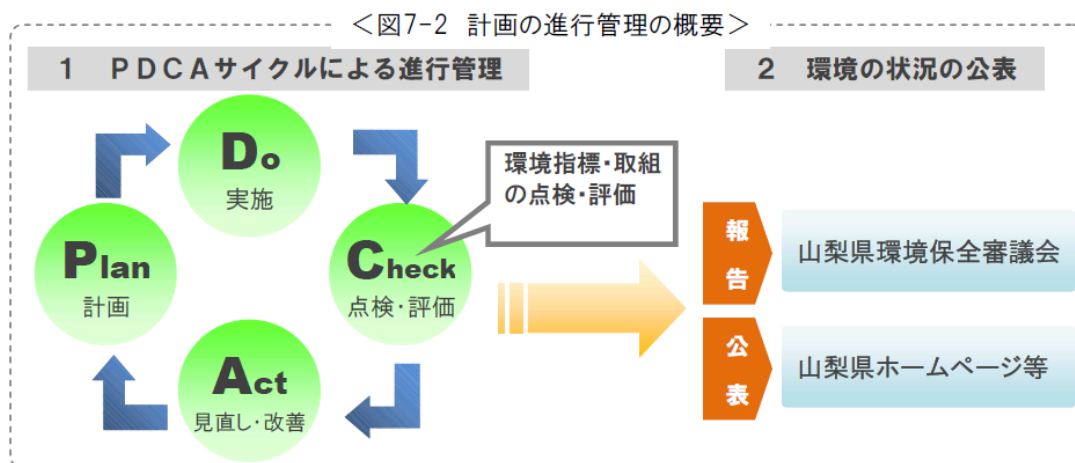
(※) 本部会議と同じ構成員となる庁議にて協議実績1回あり

環境基本計画に係る施策の推進は全庁的な取組であり、環境創造本部は司令塔の位置付けであるにも関わらず、構成員が集まって会議を実施した記録はなかった。

環境基本計画に関わる施策及び事業は、環境施策を主たる業務とする部局のみならず、産業・観光・農政などの施策も関連しており、本来は全庁的な組織である環境創造本部にて、環境に関わる施策の進捗状況の確認、部門横断的な施策の調整などを実施すべきである。しかしながら、これまでは①森林環境政策課が各部局の環境施策の結果を取りまとめる、②その結果を幹事会に報告する、という状況であり、①と②の間に行うべき部門横断的な施策の調整としての活動が不十分であったと考えられる。

一次的には各部局にて環境に係る対象事業の点検・評価を実施し、必要に応じて施策を見直し・改善を進めているが、環境創造本部においては所管課での点検・評価結果や施策について、全庁的な立場から総合的に検討し、環境に関わる各施策がより効果的かつ効率的なものとなるようにしていかなければならない。環境創造本部の機能を強化するために、幹事会の下部組織として関連部局の実務担当者会議を設けるなど、部門横断的な施策の調整機能として、より活動しやすい仕組みを構築することを要望する。

第3次環境基本計画において環境創造本部は山梨県環境保全推進本部に名称変更しているが、組織の機能に変更はないため、上記のとおり部門横断的な施策の調整機能として、より活動しやすい仕組みを構築することを要望する。



(出所：第2次山梨県環境基本計画)

No. 2 公表資料の検証体制について

(指摘事項) 環境基本計画及び環境白書において誤って公表されている数値等は速やかに修正するとともに、公表する内容の検証体制を強化する必要がある。

【現状】

環境基本計画及び環境白書は森林環境政策課が所管している。各部局における環境施策とその結果を同課が取りまとめて、山梨県環境保全審議会に報告するとともに、山梨県ホームページ等にて公表している。

【問題点及び改善策】

第3次環境基本計画の環境指標、及び令和6年度版環境白書（やまなしの環境2024）の環境指標の結果を検証したところ、以下の誤りが発見された。

- ① 第3次環境基本計画の環境指標 第1節 地球環境の保全
温室効果ガス排出量の基準値の記載が誤っていた。

(誤) 7,058 千 t-CO₂ (正) 6,744 千 t-CO₂

- ② 第3次環境基本計画の環境指標 第2節 生物多様性・自然環境の保全
ニホンジカの推定生息数（階層ベイズ法による中央値）の基準値（41,885頭）が、関連計画である第3期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（R4～R8）の基準値（推定生息数 34,039 頭）と整合していない。
基本計画の指標を管理計画において設定するのであれば、管理計画の基準値を記載すべきである。
- ③ 環境白書の環境指標 No. 24 県内の山小屋トイレの整備率
現状値の年度を（R4）と記載しているが正しくは（R5）である。
- ④ 環境白書の環境指標 No. 47 富士山チップ制トイレ協力度
現状値の年度を（R4）と記載しているが正しくは（R5）である。

これらは単純な記載誤りであり、本来は内部統制の予防・発見機能により、指標等が公表される前に誤りが検出されなければならない。所管課である森林環境政策課は環境指標の数値等に誤りが無いことを責任ある立場で検証しなければならないのは当然であるが、加えて、先述の環境創造本部（現在は山梨県環境保全推進本部）の構成員にて環境施策と結果を十分に議論し、各部署間で緊密に情報共有が図られていれば発見できた誤りであると考えられる。

上記の誤って公表されている数値等は速やかに修正する必要がある。また、環境基本計画や環境白書の記載内容に誤りが無いように関連部署間での情報共有を徹底するとともに、公表する内容の検証体制を強化する必要がある。

No. 3 環境に関するアンケート調査について

（意見事項）環境に係るアンケート調査を実施する場合は、対象を個人とするだけでなく、県内に本社又は事業所を置く企業も対象として実施することを要望する。

【現状】

山梨県では、環境に関する県民の意識を把握するため令和4年9月に県政モニターを対象としてアンケート調査を実施した。アンケート調査の対象は、県内在住の個人としており、男女、年齢層、職業など幅広く、異なる立場から様々な意見を聴取する形となっていた。当該アンケート調査の結果を基にして環境に関する満足度

やニーズを分析し、環境に係る施策に反映させている。

図表2-29 行政に望む環境保全の施策項目（重要度の推移）
 (2003（平成15）年、2007（平成19）年、2013（平成25）年、2022（令和4）年調査）

	H15		H18		H25		R4	
	順位	回答率	順位	回答率	順位	回答率	順位	回答率
周辺の山・川などの自然環境の保全や水辺環境を整備すること	3	43.1%	5	30.2%	2	45.2%	1	46.7%
川や湖をきれいにするために下水道その他の施設を整備すること	3	43.1%	1	41.5%	1	45.2%	2	38.9%
学校等において、環境教育・学習を行うこと	5	33.1%	6	21.4%	3	34.9%	3	35.5%
ごみの不法投棄を取り締まること	1	46.8%	2	36.7%	4	31.4%	4	25.6%
用途に応じた適切な土地利用を行うこと	10	15.3%	14	5.2%	7	13.8%	5	16.6%
廃棄物の最終処分場や再資源化施設を整備すること	2	45.6%	4	30.6%	5	19.9%	6	16.9%
大気汚染、振動、騒音などの公害を防止するため、自動車、工場などへの規制を行うこと	7	17.7%	7	17.7%	6	16.3%	7	16.3%
地球温暖化対策を行うこと	-	-	3	35.5%	12	8.3%	8	15.1%
広告や看板の設置を規制したり、電柱のない街並みを整備すること	9	16.9%	11	8.1%	8	12.5%	9	11.4%
樹木や花などを身近に植え環境美化を行うこと	11	8.5%	12	8.1%	9	10.6%	10	10.5%
地域住民による自主的な組織づくりやボランティア活動を支援すること	6	19.0%	9	16.1%	10	10.3%	11	7.8%
環境保全、快適環境の創造を目指した研究体制を整備すること	12	8.1%	13	5.6%	16	4.2%	12	5.7%
史跡や歴史的な建造物の保全を行うこと	14	4.8%	15	4.8%	11	9.3%	13	5.7%
環境保全活動の普及啓発活動を行うこと	-	-	10	8.5%	13	7.4%	14	5.4%
環境情報の提供を行うこと	13	6.9%	16	3.6%	15	4.5%	15	3.9%
ダイオキシンや環境ホルモン等の対策を行うこと	8	17.3%	8	17.3%	14	4.8%	16	0.3%
その他(自由記述)	16	2.0%	17	1.6%	17	1.9%	17	0.9%
特に必要ない	17	0.0%	18	0.0%	19	0.3%	18	0.0%
無回答	15	3.2%	18	0.0%	18	1.0%	19	3.3%
		248人		248人		312人		332人

※順位の網掛けは直前回の調査より順位が上がっているもの。

(出所：第3次山梨県環境基本計画掲載のアンケート結果（抜粋）)

【問題点及び改善策】

上記のとおり、アンケート調査の対象は個人としており、企業を対象としていない。環境に関しては、地球温暖化、二酸化炭素排出、ごみ処理、河川の汚染など、個人の生活による影響のみならず、企業の経済活動による影響も相当大きいものと考えられる。また、環境基本計画の各施策を進めるにあたり、取組主体は山梨県や県民だけでなく、事業者の取組も不可欠である。したがって、今後は県内に本社又は事業所を置く企業を対象としてアンケート調査を実施し、環境に対する考え方、取組状況やニーズを把握し、環境施策に反映させていくことが望ましい。

No. 4 環境指標の達成状況について

(意見事項) 環境指標をより適切に進捗管理するために、実績値を推定目標値と比較分析することが望ましい。県民にとっても各指標の進捗状況を理解しやすくなるため、比較分析した結果を毎年公表することを要望する。

【現状】

山梨県では、環境基本計画で設定した環境指標の達成状況について、毎年環境白書にて公表している。達成状況の判断基準は以下のとおりである。

- | |
|----------------------|
| 【S】 目標値を達成しているもの |
| 【A】 基準値と比較し改善しているもの |
| 【B】 基準値と比較し横ばいであるもの |
| 【C】 基準値と比較し改善していないもの |

令和6年度版環境白書にて公表した環境指標の達成状況については、「評価不可を除く51項目のうち、目標値を達成している指標【S】は20項目（39.2%）、基準値より改善している指標【A】は18項目（35.3%）で、全体の74.5%が順調に進捗しております。」と評価している。

【問題点及び改善策】

上記のとおり、「A評価」項目について順調に進捗していると判断しているが、現状値が基準値と比較し改善はしているものの、環境基本計画として達成すべきは目標値であるので、目標値未達であったならば、未達の原因を適切に分析し、改善施策を検討しなければならない。

例えばA評価とした下記No.13の指標の場合、令和5年度の現状値(21.2%)は基準値(20.1%)を上回っていることから、確かに改善している状況であると判断できる。しかしながら、目標値(26.1%)と現状値(21.2%)の差異が大きいことから、令和12年度の目標値を達成するために途中経過として問題ない水準に達しているかを判断することができない。また、原因・状況欄の記載内容からも読み取ることができない。

そこで、計画の進捗管理として推定目標値を使用することが考えられる。推定目標値は、基準値から目標値に向けて毎年線形推移すると想定した各年の数値である。No.13の指標に当てはめると、令和5年度時点の推定目標値は約23.7%となり、それに比べて現状値は大きく未達の水準である。この状況では、これまでの施策の延長線では目標値を達成することが難しく、施策を見直す必要があると推察される。

現在、第3次環境基本計画を策定し、同様に41項目の環境指標を目標値として設定している。適切に進捗管理を行うためには、実績値を目標値及び基準値と比較するだけでなく、推定目標値と比較分析することが望ましい。それにより、施策の進捗状況をより客観的に判断することができるとともに、施策を適時に修正すること

も可能になる。さらに、実績値と推定目標値を比較分析した結果を毎年公表することで、県民にとっても各指標の進捗状況を理解しやすくなると考える。

No.	指標	基準値	目標値	現状値	原因・状況
13	エコドライブ 宣言車両率	20.1% (H24)	26.1% (R12)	21.2% (R5)	エコカーの普及、エコドライブの認知度の向上、企業の団体宣言が増加し、基準値を上回っている。今後も目標達成に向け、普及啓発等を実施していく。

(出所：令和6年度山梨県環境白書より抜粋)

No. 5 環境指標と施策目標について

(意見事項) 県が直接コントロールできる個別事業の成果目標としてアウトプットを適切に設定し、情報共有を図るとともに事業の有効性を検証することが望まれる。

【現状】

第3次環境基本計画において、施策及び事業の成果について定期的に点検・評価し、適切な見直しを継続的に行っていく方針としている。本計画の進行管理においては、環境指標(計41項目)を設定し、PDCAサイクルの考え方にに基づき、毎年点検・評価を行うこととしている。環境指標については、本計画に関連する山梨県の計画(山梨県地球温暖化対策実行計画、やまなし生物多様性地域戦略など)において掲げた数値目標などから代表的な指標として取りまとめている。

【問題点及び改善策】

環境指標を達成するために、どのような施策事業を実施するかを確認するため、所管する森林環境政策課から資料を入手し、環境指標と施策事業の関連状況を確認した。資料の一部抜粋は以下のとおりである。

No.	環境指標	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)	事業内容 (予算額)
1	温室効果ガス 総排出量	6,744千t-CO ₂ (H25)	3,363千t-CO ₂ (基準年度比 ▲50%)(R12)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全審議会地球温暖化対策部会経費(268千円) ・脱炭素化推進事業費補助金(139,472千円) ・公共交通電気自動車等導入支援事業費補助金(261,342千円) ・自立・分散型エネルギー整備導入モデル事業費(6,640千円) ・クリーンエネルギー相談窓口業務の実施(-) ・公共交通利用促進事業費(552千円) ・ゼロカーボンやまなし推進事業費(6,545千円) ・県有施設LED照明整備事業費(2,903,897千円) ・やまなしエネルギー環境マネジメントシステム(-) ・地球温暖化防止活動推進員事業費(38千円)
2	再生可能エネルギー 導入目標	1,215MW (R2)	1,756MW (R12)	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネ設備導入支援事業費補助金(265,289千円) (令和6年2月補正) ・脱炭素化推進事業費補助金(139,472千円) ・クリーンエネルギー相談窓口の運営(-) ・小水力支援室の運営(-)
3	最終エネルギー 消費量削減目標	79,076TJ (H25)	55,139TJ (R12)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全審議会地球温暖化対策部会経費(268千円) ・脱炭素化推進事業費補助金(139,472千円) ・公共交通電気自動車等導入支援事業費補助金(261,342千円) ・自立・分散型エネルギー整備導入モデル事業費(6,640千円) ・クリーンエネルギー相談窓口業務の実施(-) ・公共交通利用促進事業費(552千円) ・ゼロカーボンやまなし推進事業費(6,545千円) ・県有施設LED照明整備事業費(2,903,897千円) ・やまなしエネルギー環境マネジメントシステム(-) ・地球温暖化防止活動推進員事業費(38千円)
4	保護地域及び OECMの面積 割合	31% (R4)	50% (R12)	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全事業費(9,952千円)

(出所：環境指標と個別事業の関連を示す資料から抜粋)

上記においては、個別事業の実施による成果はアウトプットであり、アウトプットの波及効果により達成すべき環境指標がアウトカムとなる。アウトプットは県が直接コントロールできるが、アウトカムは県の事業成果のみならず、県民や事業者の協力によって達成することが可能となるものである。

ここで、No.1 温室効果ガス総排出量については10項目の事業が関連付けられており、アウトカムである環境指標は設定されているが、アウトプットである個別事業の成果目標は十分には設定されていない状況である。

他県の事例では、静岡県環境基本計画では、成果指標（アウトカム）と活動指標（アウトプット）を別に設定し、活動を管理している。

山梨県においても、環境指標の進捗管理を毎年実施することに加えて、県が直接コントロールできる個別事業の成果目標としてアウトプットを適切に設定し、情報共有を図るとともに事業の有効性を検証することが望まれる。

1 脱炭素社会の構築 ～カーボンニュートラルの実現～



脱炭素社会の実現には、産業構造や県民のライフスタイルの大きな変革を伴うほどの化石燃料消費量の大幅な削減が必要です。

このため、県民、企業・団体等と連携し、徹底した省エネルギーに取り組むとともに、エネルギーの地産地消に向けた再生可能エネルギーの導入促進、技術革新の推進、吸収源対策の推進など、あらゆる政策手段の導入により、2050年カーボンニュートラルの実現を目指します。加えて、既に顕在化している気候変動の影響に適応するための取組を推進します。

■ 成果指標

指標名（単位）	現状値	中間目標値 (2025年度)	目標値 (2030年度)
県内の温室効果ガス排出量の削減率 (2013年度比) (%)	△13.0% (2018年度)	△32.6%	△46.6%
エネルギー消費量(産業+運輸+家庭 +業務部門)削減率(2013年度比)(%)	△6.5% (2018年度)	△19.4%	△28.6%
再生可能エネルギー導入量 (原油換算：万kl)	52.3万kl (2020年度)	72.7万kl	84.7万kl
県内の電力消費量に対する再生可能 エネルギー等の導入率 (%)	18.2% (2020年度)	26.2%	30.6%
森林の多面的機能を持続的に発揮さ せる森林整備面積 (ha)	10,314ha (2020年度)	毎年度 11,490ha	毎年度 11,490ha (2025年度)
木材生産量 (万m ³)	42.1万m ³ (2020年)	毎年 50万m ³	毎年 50万m ³ (2025年)

(出所：第4次静岡県環境基本計画)

第4次静岡県環境基本計画 活動指標一覧

「活動指標」は施策の進捗状況を、客観的データにより定量的に示す指標であり、計画期間中に実施・到達すべき「目標値」を設定しています。

1 脱炭素社会の構築

指標名（単位）	現状値	中間目標値 （2025年度）	目標値 （2030年度）
省エネルギー診断実施回数（回）	累計260回 （2017-2020年度）	累計280回 （2022-2025年度）	累計350回以上 （2026-2030年度）
事業所の省エネルギー化に関するセミナー等参加者数（人）	平均138人 （2017-2020年度）	毎年度 200人	毎年度 200人
住宅の省エネルギー化に関するセミナー等参加者数（人）	158人 （2020年度）	毎年度 400人	毎年度 400人
電気自動車充電器設置数（基）	970基 （2020年度）	1,200基	5,000基
渋滞対策実施率（％、箇所数）	72.7％ （40箇所） （2020年度）	100％ （55箇所）	100％ （55箇所）
道路照明等のLED化率（基数）	17％（1,455基） （2020年度）	100％ （8,572基）	100％ （8,572基）
ふじのくにCOOLチャレンジ「クルポ」アクション数（件）	159,518件／年 （2020年度）	360,000件／年	800,000件／年
太陽光発電導入量（万kW）	226.3万kW （2020年度）	285.0万kW	334.3万kW
バイオマス発電導入量（万kW）	5.0万kW （2020年度）	24.6万kW	26.0万kW
中小水力発電導入量（万kW）	1.3万kW （2020年度）	1.4万kW	1.4万kW
水素ステーション設置数（基）	3基 （2020年度）	10基	15基
静岡県創エネ・蓄エネ技術開発推進協議会において、技術開発に取り組むワーキンググループ数（件）	8件 （2020年度）	13件	13件
エネルギー関連機器・部品製品化支援件数（件）	累計9件 （2018-2020年度）	累計12件 （2022-2025年度）	累計15件 （2026-2030年度）
次世代自動車分野における試作品開発等支援件数（件）	累計38件 （2019-2020年度）	累計84件 （2022-2025年度）	累計84件 （2022-2025年度）

（出所：第4次静岡県環境基本計画）

2. 森林環境部 森林環境政策課

2.1. 山梨県富士山科学研究所



(1) 事業概要

① 目的

山梨県富士山科学研究所は、富士山の自然環境の保全と活用のための研究を通じ、富士山の価値を維持し、県民の安全と環境保全意識の向上を図り、地域社会に貢献することを目的とする。

また、富士山の保全や活用方策、防災対策などの構築に向け、科学的側面から提言をし、研究成果を県政の施策立案に反映させることにより、県の発展に寄与することを目的とする。

② 機能

(ア) 研究機能

富士山の環境保全及び環境共生に関する研究、火山としての富士山及びその防災対策に関する研究を行う。自然環境・共生研究科においては、富士山の生物多様性に関する研究、自然環境のモニタリングと予測に関する研究、保全活動及び環境政策等の支援と自然環境の利活用に関する調査研究を行う。

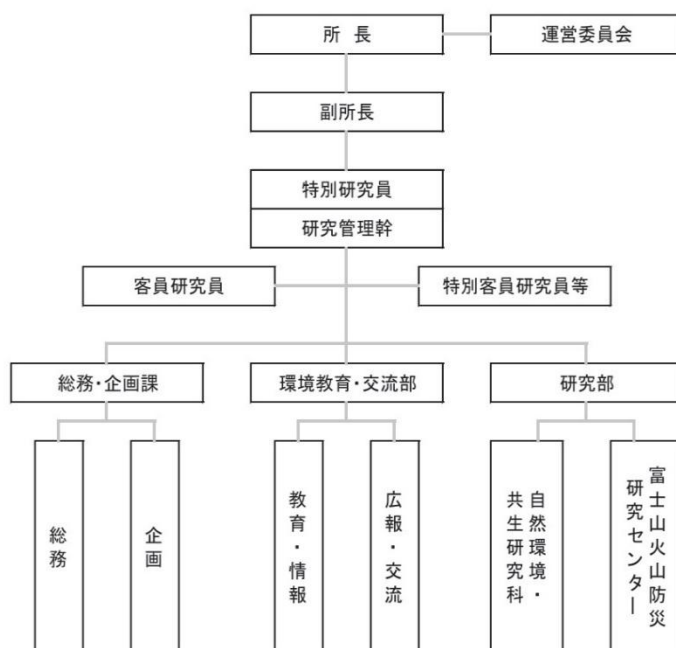
富士山火山防災研究センターにおいては、富士山の火山防災対策強化のため、火

山観測網の整備に基づく噴火予測の高度化、火山活動に関連する諸現象の特性や噴火の履歴の解明、火山災害軽減に資する調査研究、効果的な防災教育手法や適切な情報発信のあり方に関する調査研究を行う。

(イ) 教育・情報及び広報・交流機能

富士山を主とした自然科学に関する学習の場を提供するため、最新の知見を取り入れた教育プログラムや観察会等を実施する。加えて、小中学校での富士山学習や防災教育、高校生の総合的な探求の時間への協力、教職員への研修、地域の大学での講義などを通じて、地域教育事業への支援を図る。また、富士山の専門研究機関として関係機関との連携を推進するとともに、公開講座、研究成果発表会などの市民向けイベントやインターネット等により、研究内容や教育事業等を積極的に周知し、研究所の成果を広く県民に還元する。

③ 組織



④ 研究概要

(ア) 課題研究

基盤研究を推進する上で、重点的に課題解決を行う研究。基盤研究への応用や波及が見込めるものを中心に各研究員の専門性を活かして推進する研究

- 1 富士北麓地域における侵略的外来植物の防除支援システムの開発と社会実装に

向けた研究

- 2 富士北麓の採取文化が維持されてきた社会的背景に関する研究
- 3 富士山麓の二次草原における鳥類の分布と捕食者の影響評価
- 4 富士山における落石事象の現地観測技術の開発と落下過程の解析
- 5 富士山の最近 5, 600 年間の主要テフラ層序の検討
- 6 富士山のマグマ供給系解明に向けた基盤研究
- 7 自然災害にかかる継続的な学校防災計画改善に関する研究
- 8 富士山噴火時の適切な避難行動に資する過去の災害事例の時系列分析

(イ) 特別研究

本庁各課等から要望された県政上の重要な課題に対応する研究

- 1 河口湖の水質浄化のための基礎的研究
- 2 効果的な火山防災マップのあり方に関する研究

(ウ) 成長戦略研究・総理研研究

「やまなし科学技術基本計画」に掲げる成長促進分野及び「山梨県総合計画」の戦略・政策を推進するための研究

(i) 成長戦略研究

- 1 富士山の野生動物管理に向けた生態観測ネットワークの開発
- 2 富士山高山帯に生息するニホンジカの行動特性の解明
- 3 登山道安全管理を目的とした情報共有コンテンツ開発に関する研究
- 4 富士山の山岳ハザード検知のための空振観測研究
- 5 深部低周波地震を用いた火山防災体制構築のための研究

(ii) 総理研研究

- 1 マルチモーダル観測を用いた侵略的外来種のモニタリングシステムの開発
- 2 富士山噴火の減災に資する実験教材の開発

(2) 令和 6 年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
311, 932	284, 458	91. 2%

令和6年度科学研究費助成事業費 23,895,000円

科学研究費助成事業費（以下、「科研費」）は、国より研究者に交付される助成金であり、資金の管理を山梨県富士山科学研究所が行う。

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

重点施策 1-1(6)	県立試験研究機関において、民間研究機関等とも連携しながら、富士山周辺の自然特性に関する調査・研究を進めます。
----------------	--

② 関連する環境指標

第3次山梨県環境基本計画 環境指標の「5. 基盤となる施策の推進」の指標として、山梨県富士山科学研究所環境情報センター利用者数5,000人（令和9年度）となっている。同計画に明示的に山梨県富士山科学研究所は記載されていないが、重点的に取り組む施策のすべてに関連していると考えられる。

(4) 実施した監査手続

- ・職員に対するヒアリング
- ・現地の視察と現物確認
- ・関係書類の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

No. 6 金庫内部の現物管理について

（指摘事項）使途不明となっている預金口座及び残高があるので県に納入及び口座名義人に通帳を返還すべきである。定期的に金庫の内部の現物確認を実施して、使途不明の現金・預金がないことを確認すべきである。

【現状】

山梨県富士山科学研究所の金庫内部の物品を確認したところ下表の通帳が存在した。いずれも相当に古いものであり、現在は使用していない口座であるが残高が残されたまま放置されているものである。口座の使途について当時の研究者などへの

確認を実施したが、不明であった。

銀行口座	口座名義	令和7年9月 4日時点残高	状況
山梨中央銀行 富士支店 430266	山梨県環境科 学研究所 副 所長 ○○※	20,934 円	最終記帳日平成 16 年 5 月 25 日 山梨中央銀行より平成 17 年に 吉田支店 1434794 に引き継がれ る旨の通知があるが、引継ぎ後 の通帳が存在しない。
山梨中央銀行 富士支店 431367	自然環境情報 調査研究会 会長 ○○※	9,230 円	最終記帳日平成 13 年 8 月 12 日 山梨中央銀行より平成 17 年に 吉田支店 1435577 に引き継がれ る旨の通知があるが、引継ぎ後 の通帳が存在しない。

※○○は個人名

この他、金庫内には、科研費の預金通帳、既に使用しなくなった口座の解約済通帳や職員の親睦会の通帳が保管されていた。科研費の管理は多数の口座があり複雑であるが、適切に残高の管理がなされていることを確認している。

【問題点及び改善策】

上表 2 件の通帳について内容を確認したが、20 年以上前のものであり使途不明であった。本件は、発生当時に帰属を明確にすべきものであるが事務処理が漏れてしまっている。その後、人事異動などで管理者が変わった場合であっても、その存在を認識して対応すべきものであった。現在の担当者は、今回の監査手続を実施するまで、その存在を認識していなかった。歴代管理者が 2 件の通帳を認識できていなかったか又は認識しても口座廃止手続をしなかったことは内部統制の重要な問題であり、早急な是正が望まれる。

まずは今回発見された使途不明の預金口座について、速やかに県に納入及び口座名義人に通帳を返還するべきである。

金庫の管理については、管理者は定期的に金庫内の現物確認を行い、使途不明の現金・預金が保管されていないかを確認することを徹底していただきたい。また所管課内での自己点検だけでなく、所管課外による検査においても金庫内の現物確認の検討が必要と考える。

No. 7 使用不可能又は使用見込がない物品の整理について

(意見事項) 使用不可能又は使用見込がない物品の整理を行った上で、確保できるスペースから研究室のレイアウトの効率化が図れる可能性があるか検討すべきである。

【現状】

山梨県富士山科学研究所が管理している備品点数は 29,000 点を超え膨大なものである。図書備品約 27,000 点等を除いた約 2,000 点は研究に使用する機器であり、大小さまざまなものが存在する。研究棟の倉庫や実験室を視察するとともに備品管理表に存在する物品についてサンプルを抽出して現物確認を実施した。管理状況に問題はなく、案内をしてくれた研究補助スタッフの様子からは、日常的に物品の整理が行われている心証を得た。

一方で、相当の年数が経過したパソコンや故障して使用不能となった実験機器が倉庫や実験室に複数存在した。廃棄処分の予算確保ができないことや研究テーマによっては使用する可能性がある等の理由により、廃棄処分をしていないとのことであった。

【問題点及び改善策】

廃棄処分を実施しない理由について問題はないと考えるが、近年、研究者が増加しており、従来、1名1室での研究室の利用だったものが、現在はスペースが確保できないことから、任期付研究員は複数人で研究室を共用している状況を勘案すると、費用をかけてでも不要な物品について廃棄処分を行い、研究室のスペースをより効果的に活用できないか検討する余地はあると考える。

No. 8 e-Tax 及び eLTAX を活用した業務の効率化について

(意見事項) e-Tax (イータックス)、eLTAX (エルタックス) を活用した業務の効率化を推進すべきである。山梨県の多くの機関で源泉徴収事務及び特別徴収事務を行っているにも関わらず、利用が進んでいない。税に関する手続きのデジタル化を推進する立場であることから積極的に活用されたい。

【現状】

山梨県では、源泉徴収義務者として給与等の支払いや講師などの報酬の支払いに際して所得税を天引きし、天引きした次の月の10日までに税務署に所得税を納付する必要がある。職員給与に関しては、本庁が一括して源泉徴収事務を行うが、会計年度任用職員や講師などの報酬に関する所得税は、各出先機関で源泉徴収事務を行っている。住民税に関しても同様に特別徴収義務者であることから、給与天引きを行い、天引きした次の月の10日までに各市町村に納付をしている。

山梨県富士山科学研究所は、源泉徴収事務及び特別徴収事務について、毎月手書きの納付書を作成し、銀行に持ち込んで支払う手続きを行っている。

源泉徴収事務、特別徴収事務は、国が提供する e-Tax、eLTAX を使用することで、WEB ページから納付書を作成、送信し、口座振替等による納付が可能であり、納付書の手書き作成、金融機関に赴いて納付する手間を省くことが可能である。

山梨県庁での源泉徴収事務及び特別徴収事務の業務主体と利用する電子納付ソフト

項目	本庁	出先機関	電子納付で使用するソフト
職員給与の源泉徴収事務	○	—	e-Tax
会計年度任用職員の源泉徴収事務	○	○	e-Tax
講師等への報酬に対する源泉徴収事務	○	○	e-Tax
会計年度任用職員の住民税の特別徴収事務	○	○	eLTAX

(監査人がヒアリングに基づき作成)

なお、山梨県庁総務部税務課では、会計年度任用職員が所属する各出先機関に対して令和6年2月、及び7月に eLTAX の利用促進の通知を発行し、利用率の向上を目指している。各出先機関が eLTAX を利用するには、総務部行政法務課に対して利用申請を行い、職責証明書が登録された IC カードの発行を受ける必要がある。関係する行政法務課と税務課に確認したところ、IC カードの発行が一部の出先機関にとどまっており、出先機関の eLTAX 等の導入が進んでいないことを把握した。

【問題点及び改善策】

今回の監査対象である山梨県富士山科学研究所は、申請を行ってカードを取得したものの e-Tax、eLTAX は利用しておらず、IC カードを取得した以上は、e-Tax、eLTAX を積極的に利用すべきであった。

なお、総務省では地方税の税務手続きのデジタル化を推進し、国税庁は e-Tax を活用した電子納税を推進している。特に国税庁は各税務署を通じて税理士会等の関係機関への e-Tax 利用、電子納税の利用を推進しており、民間の多くの会社が源泉徴収事務を e-Tax により実施している。

山梨県は、税に関する手続きのデジタル化を推進する立場であることも踏まえれば、各出先機関の事務の効率化を図るため、納付書を手書きで作成し金融機関に赴いて納付することは極力減らし、e-Tax、eLTAX の活用を全庁的に進めていくべきである。

3. 森林環境部 自然共生推進課

3.1. 生物多様性保全事業費

(1) 事業概要

県民の貴重な財産である豊かな自然の恵みを楽しむ生物多様性に富んだ自然共生社会を構築し、将来の世代に継承するために、「やまなし生物多様性地域戦略」を令和5年度末に策定した。

新たに策定した戦略においては、国が示す30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標や、生態系を維持するための外来種対策、希少種の保護、野生鳥獣との軋轢の低減などに加え、県民や企業・団体等との協働に関する行動計画を示し、一人一人の行動変容を促すことを想定している。このため、これらの行動計画を実行していく体制と、必要な予算を確保している。

※30by30:2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標

令和6年度の主な事業は下記となっている。

① 特定外来生物駆除キャンペーン事業

- ・環境月間に合わせ、駆除活動を実施。
- ・駆除活動の周知として、ポスターやデジタルサイネージにより、身近に存在する特定外来生物の駆除活動への参加を周知。駆除活動時にのぼり旗を掲示し、身近に存在する特定外来生物の駆除活動への参加を周知。

② 富士山等外来種侵入防止対策事業

登山客が多く、外来種の侵入のリスクがある富士山及び甲武信ヶ岳周辺に、種子除去マットやブラシを設置した。

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
9,952	6,734	67.7%

※執行率の低さは、外来生物を判別する専門家派遣や緊急防除対応などの予備的経費の不執行による執行残1,546千円、民間団体が行う外来種防除活動への補助金の執行残949千円や、種子除去マット設置委託の請負差金（契約金額と

の差額)による執行残 661 千円等による。

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 2-1(1)	「やまなし生物多様性地域戦略」に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を推進します。
-----------	---

② 関連する環境指標

指標項目	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
保護地域及び OECM の面積割合	31% (R4)	50% (R12)

※保護地域とは、森や川、海などを壊さないように開発や乱獲を制限するため、国立公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区など、自然や生きものを守るために指定された特別な場所である。OECM とは、Other Effective area-based Conservation Measures の略であり、国立公園など法律で守られた保護地域以外で、自然保護に役立っている場所を指す。

※令和 4 年度の 31% は、県の総面積 (446,527ha) に対する保護地域 (139,090ha) の割合である。

※令和 12 年の目標値 50% は達成可能だと考えている。企業の森、ビオトープ、里地里山、水源の森などの OECM 登録を促進し、今後の状況に応じて追加的な方策を検討する。OECM 登録促進のため、セミナーを開催して周知を図るとともに、登録に向けて有識者を招聘した際の謝金や交通費などを助成する補助金制度を創設している。

(4) 実施した監査手続

- ・担当者への質問
- ・関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

該当なし。

3.2. 鳥獣保護費

(1) 事業概要

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び「山梨県鳥獣保護巡視員設置要綱」に基づく鳥獣保護事業である。

鳥獣保護費事業の中で令和6年度の主な事業は鳥獣保護巡視員経費である。狩猟期に多くの狩猟者が入猟しており、県が全域を巡視することは極めて困難であり、また違法捕獲に対する抑止力の点でも鳥獣保護巡視員による巡視、報告が必要となる。最近、野鳥の違法飼養と思われる事案が急増しており、違法飼養事例に関する通報を強化する必要があるため、野鳥に関する専門家を鳥獣保護巡視員として指名する必要がある。

そのため、鳥獣及び狩猟に関する知識を有する者を鳥獣保護巡視員に指名し、鳥獣保護区等の巡視、狩猟の助言・違法行為の通報及び違法飼養の通報を実施し、野生鳥獣の保護と適正な狩猟の実現を図っている。

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
16,171	11,610	71.8%

※執行率の低さは、鳥獣保護区に設置する標識の購入や設置業務委託に関する請負差金（契約金額との差額）による執行残2,839千円、事務費の節減による執行残883千円、鳥獣保護巡視員の活動実績による執行残739千円等による。

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策2-1(10)	鳥獣保護区の指定や鳥獣の生息状況の把握、傷病鳥獣の保護など、人と野生鳥獣との共生及び生物多様性の保全に関する総合的な取組を推進します。
-----------	---

② 関連する環境指標

該当なし。

(4) 実施した監査手続

- ・ 担当者への質問
- ・ 関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

該当なし。

3.3. ニホンジカ個体数調整捕獲事業、特定鳥獣適正管理事業費補助金

(1) 事業概要

第二種特定鳥獣管理計画（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2）及び県指針に基づく鳥獣保護管理事業であり、その主な事業は、ニホンジカ保護管理事業費、特定鳥獣適正管理事業費補助金及び中央線沿線ニホンジカ緊急捕獲事業費である。令和6年度の主な事業の内容は下記となっている。

① ニホンジカ保護管理事業費

ニホンジカ保護管理事業費はニホンジカの生息頭数を適正とすることにより農林業被害の軽減と自然植生回復を図る事業である。

第3期第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（R4年度～R8年度）において、年間16,000頭の捕獲目標を設定している。令和3年度末の推定生息数は、41,885頭であり、令和4年度には捕獲目標16,000頭に対し16,553頭、令和5年度は16,266頭、令和6年度は18,356頭を捕獲し、捕獲目標を達成した。しかし、低標高域での捕獲が進み、ニホンジカが高標高域へ生息エリアを移したことにより、捕獲効率の低下や高標高域での植生被害が拡大しているため、半減目標の確実な達成に向け、捕獲目標を増加させつつ、効率的な捕獲事業を推進していくことが課題となっている。

ニホンジカ保護管理事業費に要する主な経費は、生存系保全ゾーンにおけるニホンジカの管理捕獲に係る委託料、農林業ゾーン・共生ゾーンにおけるわな捕獲強化促進のための管理捕獲及び研修に係る委託料である。

※捕獲目標及び捕獲実績には、下記記載の特定鳥獣適正管理事業費補助金分及び中央線沿線ニホンジカ緊急捕獲事業費分も含まれている。

② 特定鳥獣適正管理事業費補助金

野生鳥獣による林業被害は減少しているが、農業被害は増加しているため、引き続き対策を実施する。特定鳥獣適正管理事業費補助金はニホンジカ、ニホンザル、イノシシの管理捕獲を実施する市町村及び恩賜県有財産保護組合に対する助成である。

特定鳥獣適正管理事業費補助金交付要綱に従い、市町村等から提出のあった実績報告書に基づき補助金を交付している。

③ 中央線沿線ニホンジカ緊急捕獲事業費

中央線沿線地域において、列車衝突事故の軽減を目的にニホンジカの捕獲を実施する事業である。中央線では、毎日のように10分程度の遅延が発生しており、30分以上の遅延も約3日に1度の頻度で発生。30分以上遅延の原因は、山梨県では動物等との衝突が60%を占めており、そのうち約8割がシカとの衝突である。シカによる列車衝突事故により中央線が遅延するため、通勤・通学等での利用に支障が生じている。また、中央線の遅延は、県内への企業誘致や観光振興の妨げとなっている。

中央線沿線ニホンジカ緊急捕獲事業費に要する主な経費は中央線沿線におけるニホンジカの管理捕獲に係る委託料である。中央線沿線ニホンジカ緊急捕獲事業委託契約書に従い、捕獲頭数の実績報告に基づき委託料を支払っている。

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
244,149	196,635	80.5%

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 2-1(11)	ニホンジカ、イノシシ等、個体数の管理が必要な鳥獣については、第二種特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数の適正な管理を行います。
------------	---

② 関連する環境指標

指標項目	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
ニホンジカの推定生息数	41,885頭 (R4)	17,000頭 (R12)

※推定生息数は、目撃効率、捕獲効率、捕獲数、糞塊密度調査の数値を用いて、階層ベイズ法にて推定している。

(4) 実施した監査手続

- ・ 担当者への質問
- ・ 関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

該当なし。

3.4. 鳥獣保護管理人材確保・育成事業、狩猟管理指導費

(1) 事業概要

近年、野生鳥獣による農林業被害が増大している一方で、狩猟者など鳥獣捕獲技術を有する者は経年的には減少している。このため既存狩猟免許取得者はもとより、新規狩猟免許取得者を対象とした鳥獣捕獲技術習得を目的とした事業を実施し、鳥獣捕獲技術者の人材の確保を図っている。

鳥獣保護管理人材確保・育成事業、狩猟管理指導費の主な事業は、狩猟管理指導事業費、鳥獣保護管理人材確保・育成事業費及び管理捕獲従事者等研修施設整備費である。令和6年度の当該事業の内容は下記となっている。

① 狩猟管理指導事業費

狩猟者登録事業（登録証交付事務に係る会計年度任用職員報酬の支払い、狩猟者徽章代他）、狩猟免許試験の実施事業（試験官謝礼、試験会場代他）、狩猟免許の更新事業（狩猟更新講習テキスト代他）に係る事業等を実施している。

② 鳥獣保護管理人材確保・育成事業費

ニホンジカ等の野生鳥獣の生息分布が拡大傾向にあり、農林被害が深刻な状況にある。それに対して、捕獲に従事する狩猟免許所有者は高齢化が進み、近年は概ね横ばいで経年的には減少傾向にある。

そのため、新規狩猟者確保対策として新規狩猟免許・猟銃所持許可取得者への経費助成を実施している。また、管理捕獲従事者養成対策として管理捕獲従事者等育成研修会の開催、管理捕獲従事者等射撃訓練費助成、管理捕獲従事者保険料助成及び若手ハンター育成フォローアップ事業費助成を実施している。

管理捕獲従事者等射撃訓練費助成は、県内の管理捕獲従事者等の捕獲率を上げるためには射撃訓練が重要であり、ライフル射撃訓練に係る負担を軽減するために、管理捕獲従事者等の県外射撃場での訓練に要する旅費の助成（補助額1人当たり5,000円（上限）×2回）及び管理捕獲従事者等の訓練に要する利用料の助成（補助額1人当たり2,000円（定額）×2回）である。

若手ハンター育成フォローアップ事業費助成は、今後の中核的な捕獲の担い手となる第一種銃猟の新規狩猟免許取得者を確保するために、山梨県猟友会青年部が実施する若手ハンター育成事業に対して助成するものであり、参加者に日当を支払っている。

③ 管理捕獲従事者等研修施設整備費

捕獲数の維持には捕獲従事者のスキルアップが必要不可欠であり、ニホンジカを捕獲する上でライフル・スラッグ射撃・わな猟の技術向上が欠かせないが、県には民間を含めライフル専用の射撃場がないため、ライフル・スラッグ射撃、わな猟などの技術向上を図れる研修施設を整備する必要がある。そのため、管理捕獲従事者等研修施設整備及びアクセス道路を整備する韮崎市へ補助するものである。

令和6年度は、韮崎市が実施した射撃場予定地までのアクセス道路に係る市道60号線測量調査業務委託事業の半分を補助した。

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
56,289	36,360	64.6%

※執行率の低さは、主としてハンターが行う射撃訓練への補助金の執行残4,657千円と、経費の節減・請負差金（契約金額との差額）による執行残3,348千円による。

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 2-1(12)	管理捕獲従事者の確保・育成を推進します。
------------	----------------------

② 関連する環境指標

該当なし。

(4) 実施した監査手続

- ・担当者への質問
- ・関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

No. 9 非該当者への補助金交付について

(指摘事項) 補助金対象外である県内射撃場での訓練に対して旅費の補助金を交付している事実が発見された。補助金交付要綱に基づき、適正な対象者に補助金を交付する事務を徹底されたい。

【現状】

鳥獣保護管理人材確保・育成事業費において、管理捕獲従事者等射撃訓練費補助金交付要綱に基づき旅費助成を行っている。第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理捕獲に従事しようとする県内在住者に対して、ライフル射撃訓練に係る負担を軽減するために、県外射撃場にて訓練する場合に限り旅費の補助金(補助額:1人当たり1往復当たり5,000円を上限とし、1年度当たり10,000円を超えない範囲内)を交付している。

【問題点及び改善策】

令和6年度の県外射撃場射撃訓練助成金の明細を閲覧したところ、県内在住の訓練者の県内射撃場での訓練に対して旅費の補助金を交付している事実があった。同様な事実がないかを調査するとともに、誤って補助金を交付した原因を分析し、対応策を構築することが必要である。

No. 10 補助金徴求書類の不備について

(指摘事項) 補助金を交付するにあたり対象人数を特定するために提出された集合写真が適切な人数を写しておらず、証拠書類として不十分であった。補助金交付要綱に基づき、適正な証拠書類を徴求する事務を徹底されたい。

【現状】

鳥獣保護管理人材確保・育成事業費において、若手ハンター育成フォローアップ事業費補助金実施要項に基づき県の若手ハンターを育成するため、県の第一種銃猟の新規狩猟免許取得者を山梨県猟友会青年部が実施する管理捕獲(巻狩り)に同行

させる機会において、県は参加者に対し補助金（日当として1日当たり11,175円）を交付している。

県は補助金を交付するにあたり参加者の名簿の他、参加者人数を特定するための証拠書類として集合写真の提出を求めている（集合写真の人数に写真撮影者1名を加えた人数が補助金交付対象人数となる）。

【問題点及び改善策】

令和6年度に2回、神奈川県猟友会のメンバーと合同で若手ハンター育成フォローアップ事業が実施されたが、集合写真に神奈川県猟友会のメンバーを含む全参加者（撮影者を除く）が写り込んでいるため、県が補助金を交付すべき人数の証拠書類となっていなかった。本来は、山梨県猟友会のメンバーのみの集合写真を提出させる必要があった。合同写真の場合には、山梨県猟友会のメンバーを特定するために、神奈川県猟友会のメンバーの名簿の提出を求める、集合写真上に神奈川県猟友会のメンバーにつき識別印を付すなどの対応が必要である。

3.5. 八ヶ岳自然ふれあいセンター管理事業費

(1) 事業概要

① 概要

恵み豊かな自然の中で、自然環境に関する情報と学習の機会を提供し、もって本県の良好な環境の保全と継承に資するため、八ヶ岳自然ふれあいセンターを設置する（山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例第1条）。

八ヶ岳南麓一帯の自然環境を保全しながら自然とのふれあいを通して、その仕組みを学習し理解する場、さらには自然と人間との関係を見つめ直す場として設定した「八ヶ岳環境と文化のむら」の中心施設として設置したこの施設では、大画面映像や展示パネル等により自然環境に関する情報と学習の機会を提供しており、自然観察路や園地では豊かな自然を体験できることとなっている。

県の当該事業の具体的実施内容は下記となっている。

- ・施設維持保全業務：施設及び設置器具の維持保全業務を行う。
- ・自然情報提供業務：八ヶ岳山麓の自然に関する情報の提供業務を行う。
- ・学習体験機会提供業務：自然環境に関する知識の習得のための体験学習の機会の提供業務を行う。

令和6年度は、利用者からの要望に基づき自然観察路テラスにベンチを設けるなど利用者の立場に立った対応をした。また、繁忙期においては、駐車場に誘導看板を設置するなど利用者の安全確保に努めた。冬期には、降雪後の自然観察路や周辺道路の状況を随時フェイスブックに投稿するなど、積極的な情報発信に努め、季節の変化に応じた取り組みを行った。年度テーマに掲げる「アクセシブル(利用しやすい施設)」に基づき、利便性や安全性、利用状況や季節の変化に応じて、サービス向上に努めたことにより、満足度調査の評価向上につながっている。

施設の概要は下記となっている。



(山梨県 HP より)

住所	北杜市大泉町西井出石堂 8240-1
開館時間	09:00～17:00 (火曜休館) ※夏期 7～9 月 09:00～18:00 / 冬期 11～2 月 09:00～16:00
入場料	無料
施設	○八ヶ岳自然ふれあいセンター 鉄筋平屋建 延床面積 798.66 m ² 、敷地面積 6,596 m ² (インフォメーション、展示ホール、視聴覚ホール、特別展示ホール) ○自然観察路：W=1.5m, L=1,270m
設置年月日等	設置年月日：平成 6 年 11 月 28 日 建築年月日：平成 6 年 10 月 31 日
山梨県個別施設計画 (令和 6 年 3 月改正)	今後も継続して使用していく必要がある施設であり、長寿命化事業(施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業)の対象となっていて、目標耐用年数 80 年に向け、計画保全部位・設備について計画的な改修を実施する。
指定管理	公益財団法人キープ協会

② 運営目標の達成状況、利用状況、利用者満足度の状況

令和 6 年度の年間の総入館者数は 96,788 人と、目標数(80,000 人(令和 3 年度の利用者の 175%))を上回った。ホームページのリニューアル等、前年度からの利用促進の取り組みが結果にあらわれたほか、令和 5 年度末に完了した自然観察路の改修工事も追い風になった。しかし冬期の利用者数は鈍化したので、冬の魅力を発

信する自然体験プログラムや館内展示等に今後も注力し、冬期の利用促進を図っていく必要がある。

アンケートにより得た利用者満足度の状況は、全ての項目において「どちらかといえば不満」「不満」の回答はなく、施設全般の満足度では9割超が「満足」であった。

建物は築30年を超えており、令和7年度には長寿命化改修工事を予定しているが、利用者の安全性と快適性を第一に、日常点検や定期的な美化に努めるほか、不具合を確認したときは、所管課と協議の上、速やかに修繕等の対応を図っていくこととなっている。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
利用実績	76,520	75,454	96,788	入館者数(単位:人)
稼働率	238	234	302	利用者人数/営業日数 (単位:人)
利用者アンケート	◎	◎	◎	「◎」は「満足」又は「どちらかといえば満足」の合計80%以上。

③ 指定管理

知事は、地方自治法により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)にセンターの管理を行わせるものとする(山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンター設置及び管理条例第4条)。指定管理者が行う業務の範囲は、施設及び設備器具の維持保全に関する業務、八ヶ岳南麓(北杜市のうち高根町、長坂町、大泉町及び小淵沢町並びにそれらの周辺の地域をいう。)の自然に関する情報の提供に関する業務、自然環境に関する知識の習得のための体験学習の機会の提供に関する業務、及び知事が必要と認める業務となっている。

指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。知事は、当該申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとしている。

- ・事業計画の内容が、センターの効用を發揮することができるものであること。
- ・事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

・事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

平成 18 年度以降の指定管理者の状況は下記の通りである。

指定管理者名	指定期間	委託料総額 (千円)	指定管理者 選定方法
財団法人キープ協会	平成 18 年 4 月～平成 21 年 3 月の 3 年	110,850	公募型プロポーザル方式 (応募は 1 件)
公益財団法人キープ協会	平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月の 5 年	185,000	公募型プロポーザル方式 (応募は 1 件)
公益財団法人キープ協会	平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月の 5 年	187,710	公募型プロポーザル方式 (応募は 1 件)
公益財団法人キープ協会	平成 31 年 4 月～令和 5 年 3 月の 4 年	154,908	公募型プロポーザル方式 (応募は 1 件)
公益財団法人キープ協会	令和 5 年 4 月～令和 9 年 3 月の 4 年	156,972	公募型プロポーザル方式 (応募は 1 件)

(2) 令和 6 年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
41,103	40,860	99.4%

※予算及び決算には、公益財団法人キープ協会への指定管理委託料 39,243 千円が含まれている。

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 2-3(5)	八ヶ岳自然ふれあいセンターなどの県有施設における体験学習をはじめとした、自然とのふれあいを目的とした各種講座の開催など、自然環境の保全、保護意識の向上を図るための普及啓発を進めます。
-----------	---

② 関連する環境指標

該当なし。

(4) 実施した監査手続

- ・担当者への質問
- ・関連資料の閲覧
- ・八ヶ岳自然ふれあいセンターの現場視察

(5) 指摘事項又は意見事項

No. 11 備品表示シールの貼付漏れについて

(指摘事項) 県有備品を適切に管理するために、備品表示シールを漏れなく貼付する必要がある。

【現状】

県有備品の管理については、原則として県有備品である旨の表示を行い、帳簿と現物の合致を促進することとしている。そのため県有備品である旨の表示としての備品表示シールには物品番号、分類番号、分類名、品名取得年月日、所属及び使用場所が記載される。

【問題点及び改善策】

八ヶ岳自然ふれあいセンターを視察したところ、確認した備品の大半には原則通りに備品表示シールが貼付されていたが、備品原簿に記載がある空気清浄機3台には備品表示シールの貼付がなかった。

備品原簿に記載ある備品の特定、備品の紛失防止、責任の所在、備品実査時の現物識別等のため、備品表示シールを漏れなく貼付すべきである。

No. 12 公募型プロポーザル方式の応募条件の工夫について

(意見事項) 長期にわたり公募型プロポーザル方式への応募が現指定管理者である1者のみであることから、今後は応募者が複数となるように応募条件を工夫されることを要望する。

【現状】

八ヶ岳自然ふれあいセンターの管理を指定管理者に委託しているが、平成18年から令和9年まで長期にわたり1つの団体が継続して請負っている。また、指定管理者の選定において公募型プロポーザル方式を採用しているが長期にわたり応募は1件となっている。

【問題点及び改善策】

現状は、当該指定管理者が近隣で複数の施設を運営しながら、当センターの管理については公益財団法人の公益事業として営利目的でなく実施している。また、毎年の指定管理者のモニタリングにおいて特記すべき問題は生じていない状況である。ただし、長期にわたり公募型プロポーザル方式への応募が当該1者のみであることは、競争によるサービスの向上や1者依存による事業継続リスクなどを鑑みて、今後は応募者が複数となるように応募条件を工夫されることを要望する。

3.6. 「名水の地」ブランド化推進事業

(1) 事業概要

県民が、山梨県が「名水の地」であるという意識が低く、県外でも山梨県が「名水の地」として正しく認識されていない。コロナ禍における新しい生活様式への移行を経て、新たなプロモーション形態が求められている。

知名度やブランド力を向上させるためには、先ず県民が、山梨が「名水の地」であるという地域アイデンティティの意識を醸成し、県外への情報発信に繋げる必要がある。また、企業や大学、他部局等との連携を強化し、With コロナ社会に対応した多様な広報媒体を活用したプロモーションを行う必要がある。

そこで、県内向けプロモーションを強化し、県民に山梨県が「名水の地」であるという地域アイデンティティの醸成を図る他、デジタルサイネージや SNS 等の ICT を活用して県外へ向けた PR を強化し、「名水の地」というイメージの定着を図ることとしている。

具体的な事業内容は、「魅力発信プロモーション事業」（県内外に、山梨が「名水の地」であるというイメージを定着させるための事業）及び「水資源の保全に向けた民間企業との連携事業」（民間企業との連携協定に基づき、水源林荒廃防止のためのシカ食害対策に係る調査研究を行う。）となっている。

「魅力発信プロモーション事業」は、やまなし「水」ブランド戦略及びやまなし地域プロモーション戦略に基づき、やまなしの「水」に関する意識調査の結果を参考に、SNS やデジタルサイネージ等の多様な媒体を活用し、山梨の水に関する上質な地域資源を効果的に県内外へ情報発信を行うもの等であり、主として公募型プロポーザルにより下記業務を外部委託している。

- ・ SNS を活用した地域資源 PR 業務
- ・ インフルエンサーを活用した県産品 PR 業務
- ・ 名水の魅力発信動画広告の制作及び配信業務
- ・ 観光ガイドブック制作及び配布業務
- ・ やまなしの「水」に関する意識調査及び分析業務
- ・ 水に関する環境教育業務

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
19,916	19,292	96.9%

※ふるさと納税寄附金 5,416 千円により補正予算は 19,916 千円となり、最終的に執行率は 96.9%となっている。

県のふるさと納税「ふるさとの水を育む森林保全分野」を目的とした寄付金を充当した。

(山梨県ホームページ：<https://www.pref.yamanashi.jp/furusato-tax/61408713964.html>)

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

重点施策 3-1(1)	健全な水循環系の構築と水を生かした地域や産業の振興を図るため、「やまなし水政策ビジョン」及び「やまなし「水」ブランド戦略」に基づき、施策の展開を図ります。
----------------	---

② 関連する環境指標

該当なし。

※公表された環境指標はないが、「名水の魅力発信プロモーション事業」については各年度目標を設定しており、令和6年度は下記の目標を設定した。

- ・公式インスタグラム1投稿当たりインプレッション数400以上（リール投稿の場合は再生数400以上）を目標とし、概ね達成した。
- ・公式インスタグラムフォロワー増加企画等による新規フォロワー1,000アカウント獲得を目標とした。新規フォロワー357アカウントと目標には未到達であったが着実な増加（効果）が見られた。

(4) 実施した監査手続

- ・担当者への質問
- ・関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

No. 13 事業に係る長期的な目標の設定について

(意見事項) 事業を継続的に実施していく上で、長期的な目標を設定し、目標の達成状況に応じて、事業継続の可否や事業規模等の変更を検討されることを要望する。

【現状】

「魅力発信プロモーション事業」を令和3年度以降、毎年継続して実施している。令和6年度は下記業務を外部委託しており、委託料として9,795千円支払っている。

- ・ SNS を活用した地域資源 PR 業務
- ・ インフルエンサーを活用した県産品 PR 業務
- ・ 名水の魅力発信動画広告の制作及び配信業務
- ・ 観光ガイドブック制作及び配布業務
- ・ やまなしの「水」に関する意識調査及び分析業務
- ・ 水に関する環境教育業務（広告掲載含む）

【問題点及び改善策】

令和7年度以降も引き続き名水の魅力を発信していくため、公式 SNS の運営管理等、業務委託を行う予定である。また、事業の特性上、終期が定められるものではないとのことである。ただし、限られた予算を有効活用する観点からは、当該事業の長期的な目標を設定し、目標への到達を事業の終期とすることが考えられる。事業を継続して実施していく中で、目標の達成状況に応じて、外部委託の内容や事業規模等を適宜変更していくことが望ましい。現在3年に1度実施している「やまなし水ブランドマーケティング調査」を長期目標の達成状況の判断に活かされたい。

3.7. 公益財団法人やまなし環境財団

(1) 事業概要

県は公益財団法人やまなし環境財団に出捐をしている。

山梨県所轄（局）課	森林環境部自然共生推進課
所在地	甲府市丸の内 1-6-1
設立年月日	平成 9 年 11 月 20 日
資本金（基本財産）	482,790 千円
出資者	山梨県 479,000 千円（99.2%）他
設立目的・経緯・概要	<ul style="list-style-type: none">・当財団は、環境関係に役立ててほしいとの寄附金をもとに、環境保全に向けた県民意識の醸成を図るとともに、民間団体の自発的な環境保全活動を積極的に支援し、もって本県の環境保全活動の推進に資することを目的に平成 9 年 11 月に設立された。・基本財産の運用益により、民間団体が行う環境保全活動（実践活動、普及啓発活動、調査・研究活動）への助成金交付事業（令和 6 年度は 13 団体に経費助成）、山梨県地域温暖化防止活動推進センターを通じた地球温暖化対策事業や環境教育事業等を実施している。
令和 6 年度末 貸借対照表（抜粋）	有価証券（基本財産）480,000 千円（前期 480,000 千円）、 資産合計 489,515 千円（前期 489,709 千円） 指定正味財産 482,290 千円（前期 482,290 千円） 一般正味財産 5,811 千円（前期 6,197 千円）。
令和 6 年度 正味財産増減計算書 （抜粋）	経常収益 2,249 千円（前期 2,500 千円） 経常費用 2,635 千円（前期 2,426 千円） 当期経常増減額△386 千円（前期 74 千円）。
出資以外の県との関係	出資先に管理業務等を実施するための人材、収入もないため、県の職員が職務免除承認を受け、管理業務等を代行している。

(2) 実施した監査手続

- ・担当者への質問
- ・関連資料の閲覧

(3) 指摘事項又は意見事項

No. 14 財団の組織変更の検討について

(意見事項) 当財団は収益規模が小さく、管理業務等を実施する人材を独自には確保できないことから、今後は他の公益財団法人との合併や基金化などの組織変更を検討されたい。

【現状】

当財団は、満期保有目的の有価証券（国債・公債）（令和6年度末額面金額480,000千円）を運用し、その運用結果である受取利息（令和6年度2,249千円）を財源に、主として民間団体に対し助成金を支出する事業を実施している（令和6年度1,905千円）。その収益規模は僅少であるため管理業務等を実施する人材を確保できず、県の職員が職務免除承認を受け管理業務等を代行している。

【問題点及び改善策】

令和7年4月から公益法人制度が改正され、今後一層、管理業務等を代行している県職員の負担の増加が予想される。そのため、当財団と他の規模の大きい公益財団法人との合併、又は当財団の解散・事業譲渡により県が基金化することで業務を引き継ぐこと、などの組織の変更を検討されたい。

4. 森林環境部 環境整備課

4.1. プラスチックスマート推進事業費

(1) 事業概要

内陸県として全国初となるプラスチックごみ等発生抑制計画を令和2年3月に策定（計画期間：令和2年度～令和6年度。現在は、令和7年度～令和11年度を計画期間とする新計画を令和7年3月に策定）し、県の発生抑制対策は「脱プラスチック」「プラスチックの3R」「散乱ごみ対策」を「県民・事業者・行政の連携」により推進し、「環境教育・普及啓発」によりこれらの取組を下支えすることとしている。

当該プラスチックごみ等発生抑制計画に基づき、発生抑制対策を着実に実行するためには、対策を系統立てて行う必要があり、内陸県におけるプラスチックごみ等の対策が海洋を含む自然環境の保全に繋がることを県民に周知するとともに、学習機会の充実を図ることとしている。

具体的には以下の3つの事業が行われている。

① 県内河川の美化啓発イベント

県内在住者を対象にイベント参加者を募集し、海洋プラスチックごみ問題やプラスチックごみの3R+Renewable¹について環境学習を行った後、海洋ごみ問題に関心の深いタレントと一緒に、河川マイクロプラスチックや河川敷における散乱ごみの実態を把握するためのフィールドワークを実施するとともに、イベント当日の様子はテレビ番組で放送し、県民に普及啓発を行っている。

② 河川マイクロプラスチック学習教材作成

調査業者に委託し、河川マイクロプラスチック量や材質等調査を実施し、下記③で活用する学習会の資料とするほか、ホームページに公開して広く活用を図る。

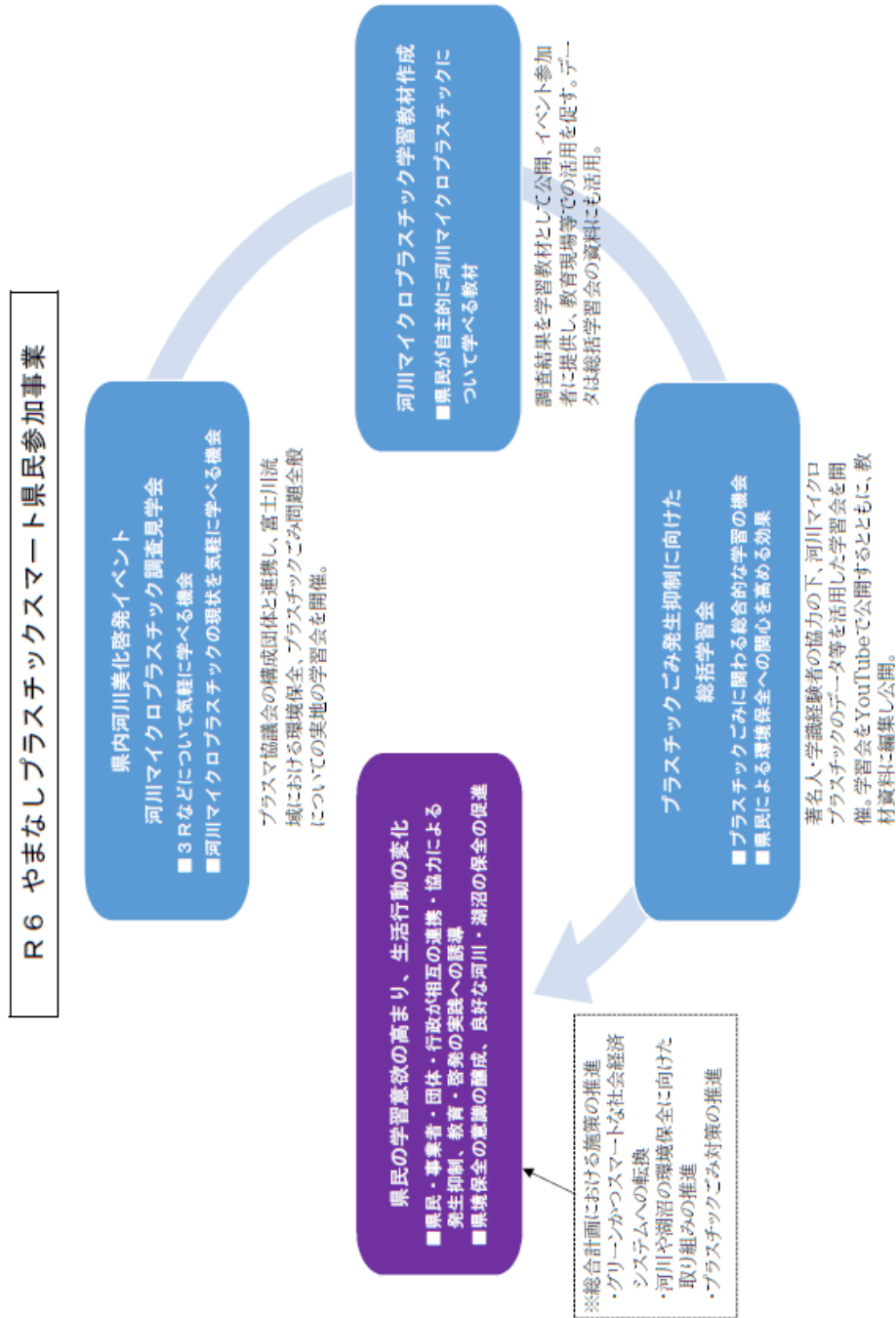
③ プラスチックごみ発生抑制に向けた総括学習会

県内河川の美化啓発イベントで実施したフィールドワークの結果を活用した学習会を開催し、参加した県民のプラスチックごみに関する知識の定着を図るとともに、プラスチックごみ抑制のための自主的な行動を喚起する。学習会の講師は、マ

¹ 使い捨てプラスチックを紙やバイオマスプラスチック等の再生可能資源に代替すること。

マイクロプラスチックに深い見識がある県内の学識経験者及び海洋プラスチックごみ問題に深い見識がある著名人に依頼している。

実施する各事業の概要を示すと以下のとおりである。



(出所：環境整備課資料)

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
7,457	7,140	95.7%

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 3-1(6)	「山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画」に基づき、使い捨てプラスチック製品等の削減、農業用廃プラスチックのリサイクルや適正処理プラスチックの代替品の利用促進、プラスチックごみの減量化等を推進します。
-----------	---

② 関連する環境指標

指標項目	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
一般廃棄物総排出量	299 千 t (H30)	266 千 t (R7)

(4) 実施した監査手続

- ・担当者への質問
- ・関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

No. 15 実績報告書の精査について

(意見事項) 運營業務委託契約に基づき提出を受けた実績報告書について、その内容の精査を徹底されたい。

【現状】

令和6年度山梨県内河川の環境美化啓発イベント及びプラスチックごみ等発生抑制に向けた総括学習会運營業務委託契約（以下、「業務委託契約」という。）に基づき提出を受けた、委託先からの実績報告書を閲覧した結果、同報告書内に記載され

ている県内河川の美化啓発イベントの告知 CM 画像が昨年度の告知 CM 画像となっていた。なお、業務委託契約における仕様書において、以下のとおり定められている。

(業務委託契約仕様書より一部抜粋)

4. 業務内容

- (1) 山梨県内河川の環境美化啓発イベントの企画・告知・募集・運営等業務
乙（委託先）は本業務に当たって、以下のとおりイベントを企画・告知し、参加者の募集・運営及び必要なデータのとりまとめを行う。

(括弧内監査人追記)

【問題点及び改善策】

監査時において、当年度のイベント告知 CM の実施状況の確認を依頼したところ、告知 CM 画像が確認できたため、イベントの事前告知が適切になされていなかった訳ではないが、実績報告書の内容を確認する際には、業務委託契約書及び同仕様書に基づき適切な内容で報告がなされているか否か、慎重かつ十分な検証を行うよう要望する。

No. 16 参加者アンケートの記載項目について

(意見事項) 今後、多数の一般参加者向けのイベントを開催する際には、参加者アンケートの項目に「参加回数」を記載することについて是非検討されたい。

【現状】

プラスチックごみ発生抑制に向けた総括学習会における参加者アンケートの項目に、「参加回数」がなく、リピーターや参加経験の浅い新規参加者の状況が把握できていない状況にある。なお、県内河川の環境美化啓発イベント（河川清掃活動）の参加者アンケートにおいては、『河川清掃活動ははじめてでしたか?』という項目にて、参加者に「初めて」、「2回目」、「3回目」、「それ以上」の4つの区分から選択させる形で回答を集計している。

【問題点及び改善策】

県に確認したところ、「プラスチックごみ等発生抑制に向けた総括学習会」については令和6年度に初めて実施した事業であり、かつ令和7年度以降も実施していないとのことであるが、今後、このような多数の一般参加者向けのイベントを開催する際には、参加者アンケートの項目に「参加回数」項目を記載することについて是非検討されたい。河川清掃イベントと同様、アンケート項目に「参加回数」項目を追加することで、新規参加者等の参加経験が比較的浅い参加者の状況を把握することができ、より数多くの新規参加者が積極的に参加できるようなイベント施策の立案に役立つこととなるものと考えられる。魅力的なイベントコンテンツを実施し、より多くの県民に参加してもらうことで、事業目的でもあるプラスチックごみの発生抑制や環境教育・普及啓発に資するものと思料する。

4.2. 排出実態の把握及び施策の推進等

(1) 事業概要

現行の第4次山梨県廃棄物総合計画（※）の計画期間が令和7年度までとなり、令和7年度中に次期山梨県廃棄物総合計画を策定する必要がある。当該廃棄物総合計画の策定にあたっては、多種多様な県内の廃棄物の発生及び処理・処分の状況を調査し、産業廃棄物の発生量、処理量及び処理方法等を把握、将来見込みを推計することが求められている。本事業は、計画策定のための基礎データを得ることを目的として実施する事業である。

※山梨県廃棄物総合計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定する法定計画であるとともに、山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく、廃棄物等の発生抑制等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、本県の廃棄物施策の根幹として位置付けられている。

なお、当該実態調査委託契約に基づく調査概要は以下のとおりである。

（令和6年度産業廃棄物実態調査委託仕様書より一部抜粋）

調査対象期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
調査対象廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令に基づく、すべての産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物
調査対象業種	日本標準産業分類に基づく分類により県内に所在する全業種を対象とするが、具体的には産業廃棄物が比較的多量に発生する業種（農業、建設業、製造業など全18業種）を中心に調査対象とする。
標本調査対象事業所数	約2,400件（全体母数約42,000）
調査対象地域	県全域（中北、峡東、峡南、富士・東部の4ブロックに分割）

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
5,703	5,698	99.9%

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 3-2(7)	県内及び全国の産業廃棄物処理状況やリサイクル技術を含む廃棄物処理技術の進展等の動向把握に努め、必要に応じて、産業界、廃棄物処理業界及び市町村等の意見を踏まえ、廃棄物最終処分場の設置の必要性や整備手法等について検討します。
-----------	--

② 関連する環境指標

該当なし。

(4) 実施した監査手続

- ・担当者への質問
- ・関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

該当なし。

4.3. 不法投棄防止対策事業費

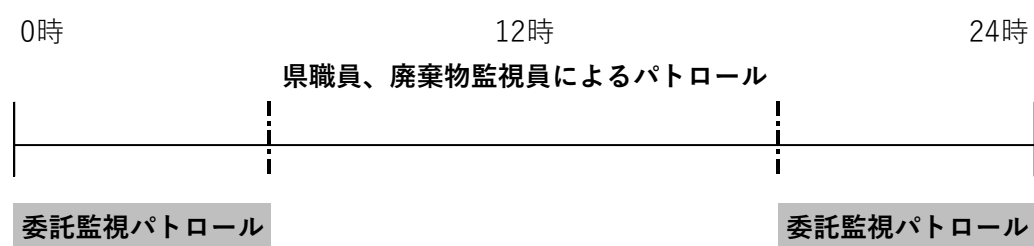
(1) 事業概要

不法投棄対策の推進として以下の事業で構成される。

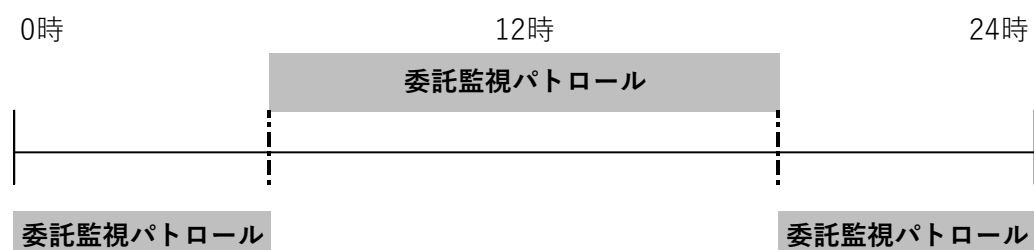
① 廃棄物監視推進事業費

廃棄物不法投棄等の不適正処理の未然防止を図るため、職員による監視パトロールに加え、各地域の廃棄物連絡協議会に配置された廃棄物監視員による監視パトロールを主に日中に実施している（下記②参照）が、職員等による監視パトロールでカバーできない、夜間や休日の監視を警備会社等の外部業者に委託することで夜間や休日を含めた監視体制の整備を図るものである。

平日



休日



（出典：環境整備課提供資料より）

業務実施箇所については、効率的かつ効果的な観点から、各林務環境事務所が指示した不法投棄等の重点監視箇所について実施しており、年間100回の監視パトロールを要請している。

② 廃棄物対策連絡協議会負担金

平成3年度より廃棄物の不法投棄等による不適正処理を未然に防止し生活環境の保全を図るため、県内の4林務環境事務所ごとに県、市町村及び関係団体で構成する廃棄物対策連絡協議会（以下、「協議会」という。）を設置している。

例えば、中北地域廃棄物対策連絡協議会会則に定められている、協議会の業務内容は以下のとおりである。

- ・廃棄物の適正処理に関する普及、啓発
- ・不法投棄防止等の一斉パトロールの実施
- ・廃棄物監視員の設置による随時パトロールの実施
- ・会員の資質向上及び研修
- ・その他目的達成に必要な事業

このように、各林務環境事務所に廃棄物監視員を配置し、管内の市町村の意見を聞く中で監視パトロールコースを決めて監視を行っている。廃棄物の不法投棄、不適正処理等のパトロールを実施するとともに、廃棄物の適正処理に関する普及・啓発にあたっており、当該協議会に対し、県と市町村で1/2ずつ負担金を拠出し、協議会の総合的な廃棄物対策の運営を図っている。

各林務環境事務所に設置されている協議会の決算状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

協議会	人件費 (※1)	その他 (※2)	計 (※3)
中北	4,855	1,688	6,543
峡東	4,457	2,184	6,641
峡南	2,440	712	3,152
富士・東部	4,714	1,523	6,237
合計	16,466	6,107	22,573

(令和6年度 収支決算報告書より監査人作成)

※1： 監視員の人件費。各協議会が雇用している。

中北2名 峡東2名 峡南1名 富士・東部2名

原則週5日(9:00~16:00)の監視業務

※2： 燃料費、車両点検修理費、投棄物撤去費用 他

※3： 県負担額はこのうち1/2。

③ 不法投棄防止対策事業費補助金

廃棄物の不法投棄の未然防止を図るため、不法投棄未然防止事業(不法投棄防止

柵等の設置、不法投棄物の撤去、以下同じ)を実施する市町村を支援する事業であり、具体的には、不法投棄が行われる以下の記載する場所において、不法投棄未然防止事業を実施する市町村に対して、当該事業に要する費用を補助(補助率:1/2)するものである。

(以下、不法投棄未然防止事業実施要綱より監査人抜粋)

現に繰り返し、または大量に不法投棄されており放置すると更なる不法投棄が生ずる恐れが高く、生活環境保全上の支障が増大する恐れがある以下の場所

- ・ 県道や市町村道(林道を含む)の脇で、車両を利用した不法投棄が行われた可能性が高い場所
- ・ 県道や高速道路インターチェンジの近くで、県外者による不法投棄が行われた可能性が高い場所
- ・ その他本事業実施に当たり必要と認める場所

また、設置する不法投棄未然防止柵とは以下の施設を言うとしている。

- ・ 防止柵、防止ネット
- ・ 進入路への門扉
- ・ 警告看板
- ・ 上記に付帯する施設
- ・ その他本事業実施に当たり必要と認める施設

④ 富士山クリーンアップ事業費補助金(産業廃棄物撤去支援事業)

富士山麓の不法投棄物を一掃するため、NPO法人等が行政等と協働して実施する産業廃棄物(不法投棄により長期間放置されているものに限る。)の撤去活動を支援する事業であり、産業廃棄物の撤去費用について一部補助を行うものである。

当該補助金交付の概要は以下のとおりである。

(補助金交付要綱より監査人が一部抜粋)

(ア) 補助対象者

次に掲げる要件全てに該当する営利を目的としない民間団体とし、法人格の有無を問わない。

- ・ 山梨県内に事務所を有し、かつ県内を中心に活動していること。
- ・ 10人以上で構成されていること。
- ・ 産業廃棄物の撤去活動の実績があること。等

(イ) 補助対象事業

次に掲げる条件を満たす産業廃棄物の撤去活動を実施する事業。

- ・富士北麓地域に不法投棄されたものであること。
- ・不法投棄の発覚から5年以上放置されていること。
- ・不法投棄の原因者等による撤去の見込みがないこと。等

(ウ) 補助対象経費

次に掲げる経費とし、補助対象団体に所属する職員の人件費は除くものとする。

- ・撤去した産業廃棄物の処理に要する経費
- ・その他、知事が補助事業の実施に特に必要と認めた経費

また、当該事業の財源の一部として、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用している。令和7年度で6回目の寄付募集となっており、過去の目標寄付額及び実際の寄付額の推移は以下のとおりである。R7年度については、同年12月29日までの募集期間であるが、過去最高額となっている。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標額（円）	600,000	1,000,000	500,000	300,000	300,000	200,000
寄付実績額（円）	45,000	96,000	24,000	71,000	125,000	149,000
寄付件数（件）	4	不明	5	11	3	13

(出所：R6までは環境整備課提供資料より監査人作成、R7はR7.11.16現在のデータ)

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
20,018	19,368	96.7%

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 3-2(8)	廃棄物の不法投棄や違法な野外焼却などの不適正処理について、県民、事業者、関係機関等との連携を図りながら、
-----------	--

	監視の一層の強化を図るとともに、適正処理に関する普及啓発に積極的に努めます。
--	--

② 関連する環境指標

指標項目	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
新たな不法投棄確認 箇所数	928 箇所 (R1～R4 平均)	4 年間の平均が R4 年度 までの過去 4 年間の平 均に比べて減少

(4) 実施した監査手続

- ・ 担当者への質問
- ・ 関連資料の閲覧
- ・ 中北林務環境事務所への往査

(5) 指摘事項又は意見事項

No. 17 監視員の給与水準の見直しについて

(意見事項) 協議会の監視員に対する給与水準について、見直し要否の検討を提案する。

【現状】

監視員一人当たりの給与水準については、平成 26 年 4 月に特別手当や一時金等を廃止しており、現状において適切かつ十分な水準となっているのか、また監視員の年齢水準も 60 代から 70 代となっており、将来の人員の確保の観点からも適正な給付水準となっているかの検討が必要な状況にあると考えられる。

【問題点及び改善策】

近年の物価上昇、人員不足等による最低賃金の上昇等の状況や現状の監視員の年齢状況を鑑みると、他県の動向等を踏まえ、給与水準の見直し要否の検討を行うことも有用であると考えられる。

No. 18 業務管理の検査項目について

(意見事項) 協議会の監視員の適正なパトロール業務を担保するための検査項目について提案する。

【現状】

各監視員はパトロール実施後、廃棄物監視員設置要領に基づき業務報告書を林務環境事務所長へ報告している。同報告書に基づき、調査日、パトロールコースやパトロール結果を報告しており、不法投棄物等の発見事項がある場合には、投棄場所の位置情報や投棄物等の写真データと共に添付報告されている。

【問題点及び改善策】

往査した林務環境事務所において、監視員からの報告書の閲覧、林務環境事務所の担当職員への質問を実施した限りは適切に監視業務が行われていると考えられるが、より適正な監視業務実施を担保するため、例えば、定期的に監視車両の走行メーターやガソリンメーターの確認などを実施するなどの検査事項を設けることを提案する。

4.4. 一般廃棄物処理施設整備指導費

(1) 事業概要

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく市町村等の行う一般廃棄物処理施設整備に対する指導に係る事業であり、その内訳としては、環境衛生に係る関連団体への会費負担金、部会出席に係る交通費や市町村職員等を対象とした災害廃棄物処理（災害廃棄物の仮置場の設置・運営管理業務）実地訓練に係る業務委託（「災害廃棄物処理対応力向上事業費」）である。

金額的重要性に鑑み監査人の判断により、事業費の大部分を占める「災害廃棄物処理対応力向上事業費」に対して監査を実施したため、当該事業費について以下記載することとする。

県は、災害時に発生する災害廃棄物処理における県・市町村による基本的な対応を定め、今後起こり得る大規模な災害に備えることを目的として、平成29年4月に「山梨県災害廃棄物処理計画」を策定した。また、近年頻発する大型台風や集中豪雨等による水害被害等に対応するため、令和3年3月に計画を改定し、直近では令和6年5月に再度改定している。

市町村の災害廃棄物処理計画は令和4年度末に全市町村で策定済みとなっており、各市町村が策定した処理計画に基づき、災害後の初動対応を行えるか、実効性の確保が問われることとなる。

県はこれまで災害廃棄物の処理に係る技術的支援の一環として、市町村職員に対し情報伝達訓練やワークショップ形式等の訓練を実施してきたが、令和5年度から災害廃棄物の仮置場に係る実地訓練を実施している。初動対応の中でも特に重要な仮置場の設置・運営²に係る演習訓練を実施することで、発生時に処理の主体となる市町村が速やかに処理計画に基づき災害廃棄物の受入体制を整えられるよう、職員の意識啓発と対応力の向上を目指すものである。

業務委託契約に基づく訓練内容は以下のとおりである。

(令和6年度災害廃棄物処理対応力向上事業委託仕様書より抜粋)

² 災害発生時、災害廃棄物を一時的に搬入し、保管するための仮置場の設置・運営管理業務は被災地から災害廃棄物を迅速に撤去する上で重要なものとなっており、近年の豪雨災害等でしばしば被災地の大きな課題となっている。

仮置場に関する事前学習	「地震」に伴い発生する災害廃棄物を想定の上、仮置場の必要面積算定や仮置場のレイアウト検討等の仮置場の設置やその後の運営方法について必要な事項を学べる研修会の実施。
仮置場の設置訓練	グループに分かれ、仮置場のレイアウトを基に、立て看板の設置やカラーコーンやバーを使用しての廃棄物ごとの区画の区切り等の設置訓練の実施。
仮置場の運営訓練	グループに分かれ、住民が軽トラック等で廃棄物を搬入してくるのに対応する訓練を実施。その際、不測の事態（便乗ゴミ、居住者以外の搬入等の不適正事例）も想定の上、複数の訓練シナリオに基づく訓練を実施。

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
6,743	5,949	88.2%

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

該当なし。

② 関連する環境指標

指標項目	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
一般廃棄物総排出量	299 千 t (H30)	266 千 t (R7)

(4) 実施した監査手続

- ・ 担当者への質問
- ・ 関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

該当なし。

4.5. 産業廃棄物最終処分場管理事業費

(1) 事業概要

山梨県環境整備センター（明野処分場）は、県や産業界等の出資により設立された（公財）山梨県環境整備事業団により、平成 21 年 5 月より操業を開始した。2 回の施設の異常（漏水検知システムの異常検知）が発生したため、廃棄物の受入を停止し、結果的として平成 25 年 12 月に閉鎖している。閉鎖後、平成 27 年 1 月に最終覆土工事が完了し、事業団の第四次改革プランにおいて、維持管理期間として 10 年間（～令和 6 年度）を見込み、主に埋立地に降って廃棄物層を通過した雨水（「浸出水」）の処理を実施している。（なお、令和 4 年度末の水質検査において一部項目で不適合となったため、令和 6 年度末の管理期間から延長されている。）

このように、事業団は今後も廃棄物処理法に基づき、処分場を廃止するまでの間、浸出水（汚水）処理等の維持管理を適正に行っていく必要があり、また山梨県市町村総合事務組合から委託を受けて一般廃棄物最終処分場の運営管理を行っていく必要があることから、以下の 3 つの事業として県による財政支援が行われている。

① 最終処分場整備資金等貸付金

環境整備センターの建設にあたっては、その財源の一部に日本政策投資銀行の NTT-C タイプ無利子融資制度³を活用する予定であったが、平成 16 年度に当該制度が廃止されたため、建設費総額の 50%に当たる 15 億円を限度として、県が無利子貸付を行うこととした（平成 18 年度～継続）。

センター開業前に策定した計画では、開業後の事業利益より県からの無利子貸付金の返済を行う予定であったが、産業廃棄物量の減少などにより計画していた搬入量、料金収入の確保ができず、貸付金返済が困難となり、さらに運営費や金融機関からの借入金返済資金の確保も困難となったことから、平成 22 年度から新たに運営費等に相当する額の無利子貸付も行っている。

（県からの無利子貸付金推移）

R2	R3	R4	R5	R6
388 百万円	438 百万円	405 百万円	386 百万円	378 百万円

³ 政府の NTT 株式売却収入の活用による無利子貸付制度

(出所：環境整備課提供資料)

② 産業廃棄物処理施設安全確保対策費補助金

一般・産業廃棄物最終処分場は法令等に基づき地下水等の検査が義務付けられている。さらに、山梨県環境整備センター（明野処分場）については、地域住民等で構成される安全管理委員会から、調査地点や調査項目、調査内容について、より高いレベルの検査を求められていることから法令基準以上の検査を実施し、周辺環境への影響を監視することにより処分場の安全性を確保している。調査項目としては、処分場内及び周辺の水質、悪臭等である。

地元合意に基づき、処分場の安全性を確保するために（公財）山梨県環境整備事業団が行う上記環境モニタリング調査に対し、その費用の1/2を補助するものである。

③ （公財）山梨県環境整備事業団経営支援補助金

平成21年5月、（公財）山梨県環境整備事業団が山梨県環境整備センター（明野処分場）の操業を開始したが、1度目の漏水検知システムの異常検知による廃棄物受入停止等により、2期連続で赤字決算となり、平成23年度末には債務超過となる見込みとなるなど、事業団の財政状況は非常に厳しい状況となった。

このような状況から平成24年2月、県は第一次改革プランを策定し、事業団に対し健全な経営に向けた効率的な運営を求めるとともに、県として人的支援や財政支援を行うこととし、処分場事業により生ずる事業損失に対する補助制度を創設した。その後の2度目の漏水検知システムの異常検知の発生を経て、平成25年12月に施設閉鎖へ至ることとなる。なお、現在の第五次改革プランまで、経営支援補助金は継続されている。

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
630,902	470,114	74.5%

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

該当なし。

② 関連する環境指標

該当なし。

(4) 実施した監査手続

- ・ 担当者への質問
- ・ 関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

該当なし。

4.6. 環境整備事業団改革プラン策定事業費

(1) 事業概要

山梨県環境整備センター（明野処分場）は、県や産業界の出資により設立された（公財）山梨県環境整備事業団により、平成21年5月から操業開始し、2回の漏水検知システムの異常検知が発生したため、廃棄物の受入れを停止し、平成25年12月に閉鎖している。閉鎖後、事業団の第四次改革プランにおいて、維持管理期間として10年間（～令和6年度）を見込み、現在では主に埋立地に降って廃棄物層を通過した雨水（浸出水）の処理を実施している。

環境整備センターは公害防止協定（県・事業団・北杜市）により、排水基準値を国の1/10としているところ、令和4年度末の水質調査において2項目（ほう素、マンガン）が適合しなかったため、第四次改革プランの終期である令和6年度末に維持管理が終了しないことが確定した。

このような状況から、今後の環境整備センターの維持管理期間について客観的な根拠に基づき見通しを立てたうえで、第五次改革プランを策定する必要がある。

さらに、近年、河川水・地下水などからPFOSやPFOA（有機フッ素化合物）⁴が検出されるなど社会問題化されつつあり、国も「要監視項目」として位置付け指針値を設けていることから、当該PFOS等についても実態を把握する必要がある。

具体的に以下の3つの事業が含まれている。

① 山梨県環境整備センター（明野処分場）における水質予測等調査検討委員会（以下、「検討委員会」）の設置

今後の環境整備センターについて、客観的かつ科学的な根拠に基づき、最終処分場の環境分野に精通する有識者の議論を通じて維持管理の将来的な見通しを立てるとともに、センターの維持管理終了後における埋立地の活用判断の材料とする必要があることから、浸出水の水質予測や周辺生活環境への影響予測等の情報を収集・整理・解析・評価する附属機関として、検討委員会を令和6年7月に設置した。

検討委員会の委員は6名の学識経験を有する者で構成されており、県は当該検討

⁴ PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸、通称ピーフォス）・PFOA（ペルフルオロオクタン酸、通称ピーフォア）。様々な工業で利用されていたが、2009年以降、環境中での残留性や健康影響の懸念から国際的に規制が進み、現在では日本を含む多くの国で製造・輸入が禁止されている。（環境省HPより監査人一部要約。）

(公財) 山梨県環境整備事業団 (第五次) 改革プランの概要		令和7年3月 山梨県
第1 経緯	<p>1. 「公共関係による産業廃棄物最終処分場の整備方針」の策定</p> <p>【整備方針の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内を5 地区に区分し、管理用最終処分場を整備 最終処分場の用地は、県及び市町村が協力して選定 民間事業者、市町村及び県の出捐により事業主体となる財団法人を設立 <p>2. 財団法人山梨県環境整備事業団の設立 平成6年11月、産業界、市町村及び県の出捐により財団法人山梨県環境整備事業団を設立。</p> <p>3. 事業団による処分場事業の推進 (1) 山梨県環境整備センター (明野・廃棄物最終処分場)</p> <p>①センターの概要 平成21年5月、本県で初めての公共関係による管理型の廃棄物最終処分場として北杜市明野町において操業を開始した。</p> <p>②センターの経営改善に向けた取り組み 景気低迷に伴い企業生の生産活動が低下する中、事業団は平成21年6月に経営審査委員会を設置し収支計画の見直し等を行った結果、34億57百万円の赤字が見込まれることとなり、委員会の提言を踏まえ、県と事業団が一体となりセンターの活用促進の取り組みを進めた。</p> <p>③漏水検査システムの異常検知の発生及び施設の閉鎖 平成22年10月に1度目の漏水検知システムの見直しを行い、平成23年5月、46億71百万円の赤字見込みとなることを公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年5月から受入を再開したが、平成24年12月に2度目の異常検知が発生し、これに伴う受入停止のため、事業団は廃棄物の受入を再度停止し、調査委員会による原因究明調査を実施した。 平成25年7月、調査委員会から同様の損傷が他にも存在し再び異常が検知される可能性を完全に否定できないことなどが報告され、廃棄物の受入再開には、役割を勘見した施工業者等に施設の補修を求めるか、事業団が自ら補修を行い、安定的な操業が可能な施設とすることが必要となった。 しかしながら、いずれの方策も受入停止が長期に及び処分場としての信頼性を喪失し、赤字の更なる拡大により県民理解を得ることが困難であることから、県は、平成25年11月に施設を閉鎖せざるを得ないこと、この影響を考慮した最終赤字額が54億54百万円(国庫補助金返還額を除く)となることを公表した。 <p>(2) かいのくにエコパーク (境川・一般廃棄物最終処分場)</p> <ul style="list-style-type: none"> 次期処分場については、平成19年12月に信濃市境川町内に建設地を決定し、事業団が産業廃棄物及び一般廃棄物を対象とする最終処分場の整備計画を推進してきた。 しかしながら、次期処分場の収支見直しについて推計した結果、一般廃棄物に関しては、処理責任を有する市町村が費用総額を負担することにより収支均衡となるが、産業廃棄物に関しては約63億円の最終赤字になることが見込まれることとなった。 このため、県は、平成23年5月、産業廃棄物の最終処分場の整備を当面凍結すべきものと判断し、次期処分場は県内全市町村の一般廃棄物を対象とする処分場として整備する方向で、市町村等と協議を行うこととした。 その結果、平成24年度から山梨県市町村総合事務組合が事業主体となり、事業団へ委託して一般廃棄物最終処分場の整備・運営が行われることとなり、平成26年10月に着工、平成30年11月に竣工、同年12月から操業を開始した。 <p>4. 事業団の必要性 センターについては、施設閉鎖後も、汚水処理等の維持管理を適正に行っていく必要がある。また、一般廃棄物最終処分場については、今後山梨県市町村総合事務組合から委託を受けた事業団が運営管理(契約期間:20年)を行っていくこととなっている。</p>	
第2 これまでの経営改善の取り組み		
1. 第一次改革プランに基づく取り組み (H23年度～24年度)	<ul style="list-style-type: none"> 事業団では、輸入補償対策の実施や長期継続契約の導入について順次取り組んだ。 県では、経営支援補助金の創設・交付や短期無利子貸付の継続等の財政支援、県職員を派遣する人的支援を行った。 	
2. 第二次改革プランに基づく取り組み (H25年度～28年度)	<ul style="list-style-type: none"> 事業団では、安全に配慮しつつコスト削減に努め、浸出水処理経費の縮減、事務所の統合、要員の合理化等に取り組んだ。 また、施工業者等に対し、異常検知及び施設閉鎖に起因する損害賠償請求訴訟を提起し、その実行に最大限努力を行った。(H30.2月、控訴審において原告(事業団)の請求棄却・訴訟終結) 県では、引き続き、経営支援補助金の交付や短期無利子貸付等の財政支援と、県職員派遣による人的支援を行った。 	
3. 第三次及び第四次改革プランに基づく取り組み (H29年度～R6年度)	<ul style="list-style-type: none"> 浸出水処理施設の運転をきめ細かく管理し電気使用量の削減を図るなど、維持管理コストの削減に努めるとともに、業務内容の精査を行うことにより要員の合理化に取り組んだ。 県では、引き続き、経営支援補助金の交付や短期無利子貸付等の財政支援と、県職員派遣による人的支援を行った。 	
第3 環境整備センターの収支見直し	<ul style="list-style-type: none"> 想定した維持管理期間の最終年度(令和6年度)までに処分場を廃止できず、更に10年から15年程度の期間を要することが見込まれる。(環境整備センター水質予測等調査検討委員会答申(令和7年3月)以下「答申」という。) このことから、第五次改革プラン中の令和7年度から令和10年度末までに処理が必要となる赤字額は、5億5百万円が見込まれ、令和10年度末までの累積赤字額は、54億87百万円程度となることが見込まれる。 	
第4 経営改善に向けた今後の取り組み		
1. 計画期間	<p>令和7年度から令和10年度までの4年間とする。</p> <p>ただし、上記期間中にセンターの収支見直しなどにより大幅な変更が生じた場合には、必要に応じてプランの見直しを行うこととする。</p>	
2. 経営方針	<p>累積赤字額の拡大抑止に向けては、周辺生活環境の保全を第一に、答申を参考として北杜市や地域住民へ丁寧に説明をする中で、合理的な観点からセンターの維持管理コストの削減について検討を進め、切實な運営に努めていく。</p> <p>なお、有機フッ素化合物であるPFOS、PFQAについては、周辺生活環境保全上の支障が生じないよう、県と事業団が連携して処理を行うとともに、処分場敷地内の地下水等について水質監視を実施する。</p>	
3. 県による支援	<p>(1) 財政支援 経営支援補助金の継続、短期無利子貸付の継続、損失補償の継続</p> <p>(2) 人的支援 県職員の派遣継続等により事業遂行に必要な組織体制を構築</p>	
第5 進捗管理	事業団は、毎年度、プランの実施状況及び経営状況について県に報告する。	

委員会の提言を踏まえ、センターの見通しを反映した第五次改革プランを策定するものである。

(参考) 第五次改革プランの概要 山梨県 HP より

② 検討委員会の運營業務委託

上記の検討委員会に提供するデータに係る資料作成等の支援業務など、同委員会の円滑な運営を遂行することを目的とした業務の委託に係る事業である。

検討委員会運營業務委託契約仕様書より、業務内容の概要は以下のとおりである。

(ア) 委員会の運営補助

- ・浸出水等の各種検査データの整理・解析
- ・調査、検討素材の提供
- ・上記作業を踏まえた審議等のための資料作成
- ・委員会会場の設営等 など

(イ) 全体のマネジメント

- ・全体スケジュール作成、調整
- ・タスク整理、ロードマップの提示
- ・関係機関、関係者との調整 など

(ウ) 打合せ、協議

③ 水質検査

環境整備センターにおける水質調査に係る事業費である。

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
20,257	17,825	88.0%

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

該当なし。

② 関連する環境指標

該当なし。

(4) 実施した監査手続

- ・ 担当者への質問
- ・ 関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

該当なし。

4.7. 公益財団法人 山梨県環境整備事業団

(1) 目的

県では、平成5年9月に「公的関与による産業廃棄物最終処分場の整備方針」を策定し、一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場の整備を推進することとした。当法人は、公的関与による廃棄物処理事業の円滑な実施を図るため、最終処分場の整備及び事業運営の主体として、県、市町村及び民間事業者の出捐により設立された。(なお、平成25年7月1日から公益財団法人に移行している。)

(目的)

第3条 この法人は、安全性と信頼性が確保できる産業廃棄物最終処分場等の施設を設置運営するとともに、一般廃棄物最終処分場等の施設を整備運営することにより、廃棄物処理の先導的な役割を果たすとともに、廃棄物の適正処理に関する調査研究に関する事業等を行い、もって県民の生活環境の保全と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(出所：山梨県環境整備事業団定款より抜粋)

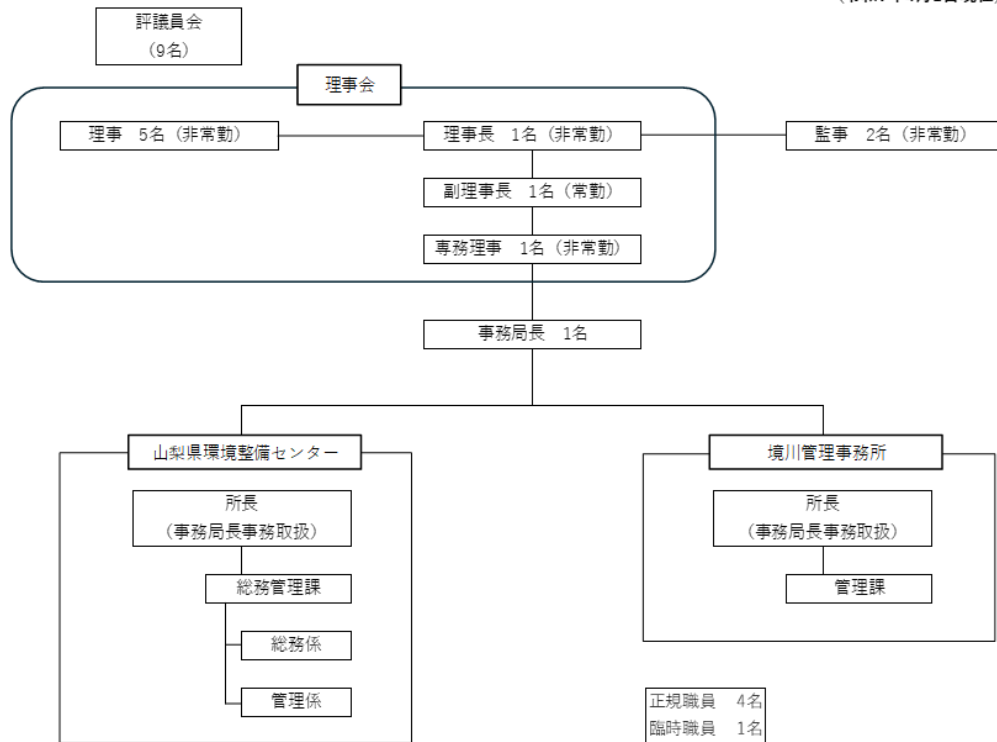
(2) 出資（基本財産）の状況

山梨県環境整備事業団の基本財産の額は30,000千円であり、出資（出捐）者の内訳については、山梨県10,000千円（出資比率：33.3%）、県内市町村5,000千円（出資比率：16.7%）、その他事業者団体等8者15,000千円（出資比率：50%）となっており、最大出資者は山梨県となっている。

(3) 組織

山梨県環境整備事業団の組織図は以下のとおりである。

(令和7年4月1日現在)



(出典：山梨県環境整備事業団提供組織図より監査人作成)

(4) 経営の状況

① 事業概要

(ア) 山梨県環境整備センター（明野廃棄物最終処分場）管理運営事業

『4.5. 産業廃棄物最終処分場管理事業費』に記載のとおり、操業開始後、2回の漏水検知システムの異常検知が発生したため、廃棄物の受入を停止し、平成25年12月に閉鎖している。閉鎖後、平成27年1月に最終覆土工事が完了し、事業団の第四次改革プランにおいて、維持管理期間として10年間（～令和6年度）を見込み、主に埋立地に降って廃棄物層を通過した雨水（以下、「浸出水」という。）の処理を実施している。

(イ) 施設概要

【山梨県環境整備センター 施設概要（最終覆土終了時点）】

全体面積/埋立地面積	約 7.8ha (※1) / 約 2.5ha
全体埋立容量（廃棄物+覆土）	約 10.5万m ³ (計画 約 28.1万m ³)
廃棄物埋立量	約 4.7万m ³ (※2) (計画 約 20.7万m ³)
操業開始	平成21年5月21日 (計画埋立期間 5.5年)

処分場閉鎖/最終覆土終了	平成 25 年 12 月 (※3) /平成 27 年 1 月
埋立形式/埋立構造/遮水構造	サンドイッチ方式/準好気性埋立/多重遮水構造
浸出水処理方式/処理能力	生物処理+物理化学処理方式 / 最大 80 m ³ /日
埋立廃棄物	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 他 計 13 種類

※1 操業中の旧覆土仮置場を含む場合 11.2ha

※2 廃プラ等混合廃棄物とがれき等混合廃棄物が約 7 割 (重量比)

※3 漏水検知システムの誤検知による 2 回の一時搬入停止

(平成 22 年 10 月、平成 24 年 12 月)

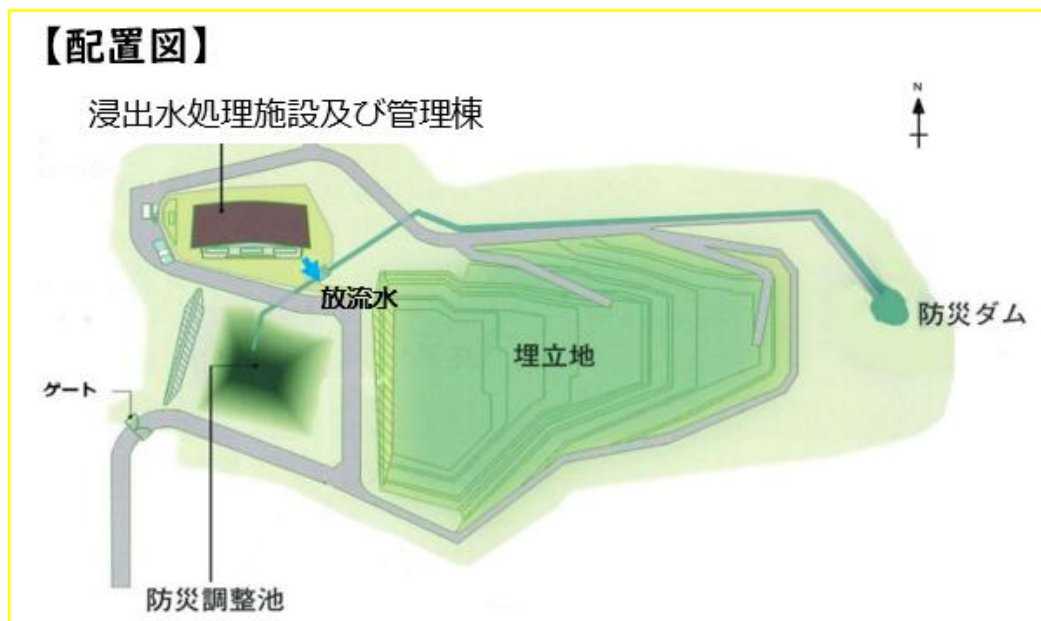
(出所：山梨県環境整備事業団提供資料より監査人加工作成)

(ii) 環境モニタリングの実施

処分場周辺の生活環境への影響を調査するため、地下水等の水質等について環境モニタリングを定期的に行っている。

(iii) 安全管理委員会の開催

処分場の建設及び運営について、地域住民や専門家の意見を聴くことにより、安全面に万全を期するため、山梨県、事業団、北杜市 (地域住民の代表を含む。) 及び専門家からなる安全管理委員会を設置しており、令和 6 年度には臨時を含めて計 4 回実施している。



(出所：山梨県環境整備事業団提供資料より抜粋)

(イ) 山梨県市町村総合事務組合立一般廃棄物最終処分場（かいのくにエコパーク）
運営・維持管理受託業務

平成 24 年 4 月から県内全市町村で組織する山梨県市町村総合事務組合が事業主体となり、当事業団に委託して一般廃棄物最終処分場の整備等が進められることとなった。

平成 30 年 11 月に一般廃棄物最終処分場が完成し、同年 12 月 1 日から運営・維持管理を開始している。なお、平成 30 年 8 月に山梨県市町村総合事務組合と一般廃棄物最終処分場の運営・維持管理における委託契約を締結し、同年 9 月には、建設工事受注者と同じ構成員からなるクボタ環境・大林・湯澤・内藤共同企業体と運営・維持管理業務委託契約を締結し、令和 20 年度までの 20 年間、一般廃棄物最終処分場の運営・維持管理を行っていくこととしている。

【事業概要】

事業主体	山梨県市町村総合事務組合
整備・運営管理主体	公益財団法人 山梨県環境整備事業団
運営・維持管理者	クボタ環境・大林・湯澤・内藤共同企業体
施設名称	山梨県市町村総合事務組合立一般廃棄物最終処分場 (通称：かいのくにエコパーク)
所在地	山梨県笛吹市境川町寺尾地内
総事業面積	約 125,000 m ²
事業期間	埋立期間 平成 30 年 12 月 1 日から 20 年間 管理期間 埋立終了から 18 年間

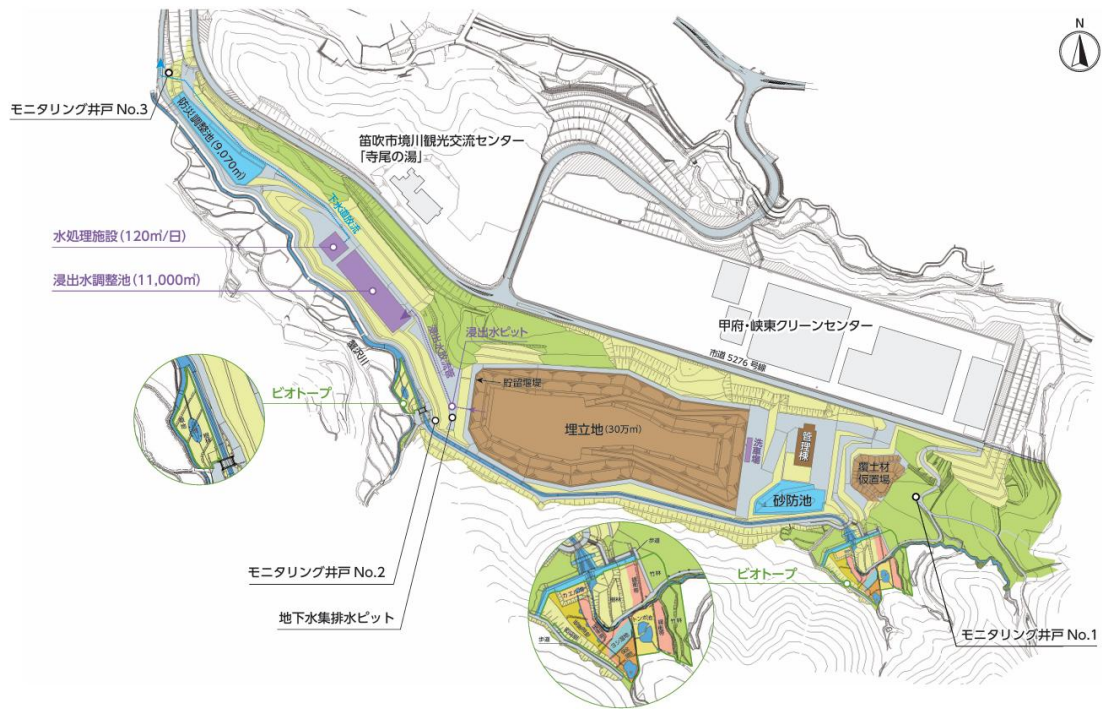
(出所：かいのくにエコパーク パンフレットより監査人抜粋)

【施設概要】

埋立面積	約 2.9ha
全体埋立容量	約 30.2 万 m ³
埋立開始日/埋立完了予定日	平成 30 年 12 月 3 日 / 令和 20 年 11 月 30 日
埋立形式/埋立構造/遮水構造	サンドイッチ＋セル方式/準好気性埋立 / 二重遮水シート＋水密アスファルトコンクリート
浸出水処理方式/処理能力	アルカリ凝集沈殿法 / 120 m ³ /日
埋立品目	焼却残さ（焼却灰、飛灰）、不燃性残さ

(出所：かいのくにエコパーク パンフレット及び山梨県環境整備事業団提供資料より監査人作成)

かいのくにエコパーク全体図



(i) 廃棄物の受入状況

(単位：t)

廃棄物種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	総合計 (※)
焼却残さ	13,704	13,176	14,440	13,933	13,502	85,531
焼却灰	4,055	3,960	4,622	4,382	4,326	25,950
飛灰	8,894	8,811	8,985	8,787	8,341	55,181
混合灰	755	405	833	764	835	4,400
不燃性残さ	2,558	2,303	2,379	2,276	2,306	15,225
合計	16,262	15,479	16,820	16,209	15,807	100,755

(出所：山梨県環境整備事業団 令和6年度事業報告書より抜粋)

※「総合計」はH30.12～の埋立開始以来の数値

(ii) 環境モニタリングの実施

処分場周辺の生活環境への影響を調査するため、地下水等の水質について環境モニタリングを定期的に行っている。

(ウ) 調査研究事業

- ・山梨県環境整備センターの浸出水等の水質測定等
- ・一般廃棄物最終処分場の浸出水のカルシウム及び塩化物イオン濃度等の測定等

(エ) 普及啓発事業

廃棄物の適正処理や減量化等に関する普及啓発活動の一環として、施設見学の受入を行っている。

② 正味財産増減計算書及び貸借対照表の3期推移

山梨県環境整備事業団の財政状況として、令和6年度までの3年間の決算推移は以下のとおりである。

(出所：山梨県環境整備事業団の決算書より監査人一部要約作成)

【正味財産増減計算書】

(単位：千円)

	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	0	0	4
受取補助金等	87,076	89,918	91,514
受取補助金	11,776	11,776	11,163
受託事業収入	164,146	152,862	226,156
引当金取崩収入	2,400	2,500	2,100
雑収入	241	214	226
経常収益計	265,640	257,272	331,165
(2) 経常費用			
事業費			
人件費	12,119	11,314	10,919
減価償却費	28,271	28,271	26,772
修繕費	51	4,214	515
光熱水費	15,340	12,020	16,166
使用料及び賃借料	9,333	9,362	10,263
委託費	181,047	173,209	246,975
その他	6,280	5,611	5,896
事業費計	252,444	244,004	317,508
管理費			
人件費	11,137	11,122	11,293
その他	2,058	2,145	2,363
管理費計	13,196	13,268	13,656
経常費用計	265,640	257,272	331,165
当期経常増減額	-	-	-
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	-	-	-
(2) 経常外費用	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
当期一般正味財産増減増減額	-	-	-
一般正味財産期首残高	△ 2,037	△ 2,037	△ 2,037
一般正味財産期末残高	△ 2,037	△ 2,037	△ 2,037
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	128,941	117,165	105,389
一般正味財産への振替額	△ 11,776	△ 11,776	△ 11,163
指定正味財産期末残高	117,165	105,389	94,225
III 正味財産期末残高	115,127	103,351	92,187

※千円未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

【貸借対照表】

(単位：千円)

	令和5年3月31日	令和6年3月31日	令和7年3月31日
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	148,892	116,563	170,904
未収入金	31,274	67,042	98,810
流動資産合計	180,166	183,606	269,714
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	30,000	30,000	30,000
基本財産合計	30,000	30,000	30,000
特定資産			
建物	208,398	180,244	153,553
その他	15,399	12,899	10,799
特定資産合計	223,797	193,143	164,352
その他固定資産			
土地	92,452	92,452	92,452
その他	550	339	363
その他固定資産合計	93,003	92,792	92,816
固定資産合計	346,801	315,935	287,168
資産合計	526,967	499,541	556,883
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	123,236	114,861	196,954
短期借入金	235,100	218,500	202,900
前受金	38,020	49,756	53,951
預り金	84	171	89
流動負債合計	396,441	383,290	453,896
2 固定負債			
維持管理引当金	15,399	12,899	10,799
固定負債合計	15,399	12,899	10,799
負債合計	411,840	396,189	464,695
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
基本財産	30,000	30,000	30,000
国庫補助金	29,600	25,601	21,810
県補助金	57,564	49,787	42,415
指定正味財産合計	117,165	105,389	94,225
2 一般正味財産			
正味財産合計	△ 2,037	△ 2,037	△ 2,037
負債及び正味財産合計	526,967	499,541	556,883

(5) これまでの経営改善の取組み

環境整備センターについては、施設閉鎖後においても浸出水等処理の維持管理を適正に行っていく必要があり、周辺的生活環境保全を第一にすることは当然ではあるが、合理的な観点から環境整備センターの維持管理コストの縮減について進めていき効率的な運営を引き続き努めている。

なお、これまでの経営改善の取組（第一次～第四次改革プラン）の概要は以下のとおりである。なお、下記のうち県からの支援策の実施については、『4.5. 産業廃棄物最終処分場管理事業費』参照。

(ア) 第一次改革プランに基づく取組（H23 年度～24 年度）

- ・事業団では、搬入確保対策の実施や長期継続契約の導入についての取組。
- ・県では、経営支援補助金の創設・交付や短期無利子貸付の継続等の財政支援、県職員を派遣する人的支援の実施。

(イ) 第二次改革プランに基づく取組（H25 年度～28 年度）

- ・事業団では、安全に配慮しつつコスト縮減に努め、浸出水処理経費の縮減、事務所の統合、要員の合理化等の実施。
- ・施工業者等に対し、異常検知及び施設閉鎖に起因する損害賠償請求訴訟を提起。（H30.2 月、控訴審において原告（事業団）の請求棄却・訴訟終結）
- ・県では、引き続き、経営支援補助金の交付や短期無利子貸付等の財政支援と、県職員派遣による人的支援の実施。

(ウ) 第三次及び第四次改革プランに基づく取組（H29 年度～R6 年度）

- ・浸出水処理施設の運転をきめ細かく管理し電気使用量の削減を図るなど、維持管理コストの縮減に努めるとともに、業務内容の精査を行うことにより要員の合理化への取組。
- ・県では、引き続き、経営支援補助金の交付や短期無利子貸付等の財政支援と、県職員派遣による人的支援の実施。

(6) 経営改善に向けた今後の取組

想定した維持管理期間の最終年度（令和 6 年度）までに処分場を廃止できず、更に 10 年から 15 年程度の期間を要することが見込まれる（環境整備センター水質予測等調査検討委員会答申（令和 7 年 3 月）より。）こととなったため、下記のような

第五次改革プランの策定を行った。

第五次改革プランの概要は『4.6. 環境整備事業団改革プラン策定事業費』を参照。

- 計画期間 : 令和7年度から令和10年度の4年間
- 経営方針 : 累積赤字額の拡大抑制に向けては、周辺生活環境の保全を第一に、合理的な観点からセンターの維持管理コストの縮減について検討を進め、効率的な運営に努める。
- 有機フッ素化合物である PFOS・PFOA については、周辺生活環境保全上の支障が生じないように、県と事業団が連携し処理を行うとともに、処分場敷地内の地下水等について水質監視を実施する。
- 県による支援 : 経営支援補助金の継続、短期無利子貸付の継続、県職員の派遣継続 等

(7) 指摘事項又は意見事項

No. 19 備品台帳の定期的な更新について

(意見事項) 備品台帳の作成及び定期的な更新を要請する。

【現状】

当法人の会計規程第39条にて以下のとおり定められている。

第39条 物品の出納、保管は、出納員が行うものとする。

なお、同規程第36条において、物品とは取得価格20万円未満の資産で、次に掲げるものを言うこととされている。

- (1) 備品 取得価格が5万円以上の物品でその性質又は形状を変えずに比較的長期の使用に耐えうるもの
- (2) 消耗品 備品以外のもの

監査人に提示された、法人に保管されていた備品台帳は「令和3年7月19日現在」時点のものから更新がされていない状況にあった。(令和3年7月15日に会計ソフトの除却が記録されている。)

【問題点及び改善策】

会計規程において「備品台帳」の作成は直接定められていないものの、備品の適切な現物管理及び保管において、極めて重要な管理資料であると考えられるため、少なくとも年1回の現物確認及びその確認結果等に基づく備品台帳の適時更新を心掛けていただきたい。

No. 20 財務諸表（注記表）の記載について

（意見事項）財務諸表に対する注記表のうち、重要な会計方針について実態に即した記載内容に見直しを要請する。

【現状】

注記事項としての「重要な会計方針」として、以下の記載内容となっている。

重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法について

満期保有目的有価証券は、購入時の取得価額によっている。

なお、取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しいため、償却原価法は採用していない。

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法又は生産高比例法により行っている。

以下、略

【問題点及び改善策】

『(1) 有価証券の評価基準及び評価方法について』

令和6年度財務諸表を確認すると、法人はそもそも有価証券の保有をしていないため、当該会計方針の記載項目は不要であると考ええる。

『(2) 固定資産の減価償却の方法』

現状、減価償却計算がなされている固定資産は全て「定額法」が採用されていることから、「生産高比例法」は削除すべきと考える。

当該「生産高比例法」は、従前の埋立施設の減価償却計算に使用されていたが、

過年度に全額除却（減損）処理されているため、当該生産高比例法を使用している固定資産はない。

財務諸表利用者の判断を誤らせることにも繋がるため、実態に即した記載事項に見直すべきと思料する。

No. 21 土地の減損処理について

（指摘事項）所有する土地について時価が著しく下落していると考えられるため、減損損失を計上すべきであった。土地の減損処理について適用される会計基準に照らして適切に検討されたい。

【現状】

当法人が所有する土地の帳簿価額及び固定資産税評価額（令和7年度）等の状況は以下のとおりである。

所在地	地積	課税地目	帳簿価額	固定資産税 評価額
北杜市明野町浅尾 (5筆)	16,887㎡	山林又は 雑種地	92,452千円	898千円

【問題点及び改善策】

① 公益法人会計基準における固定資産の減損処理（固定資産の時価評価）

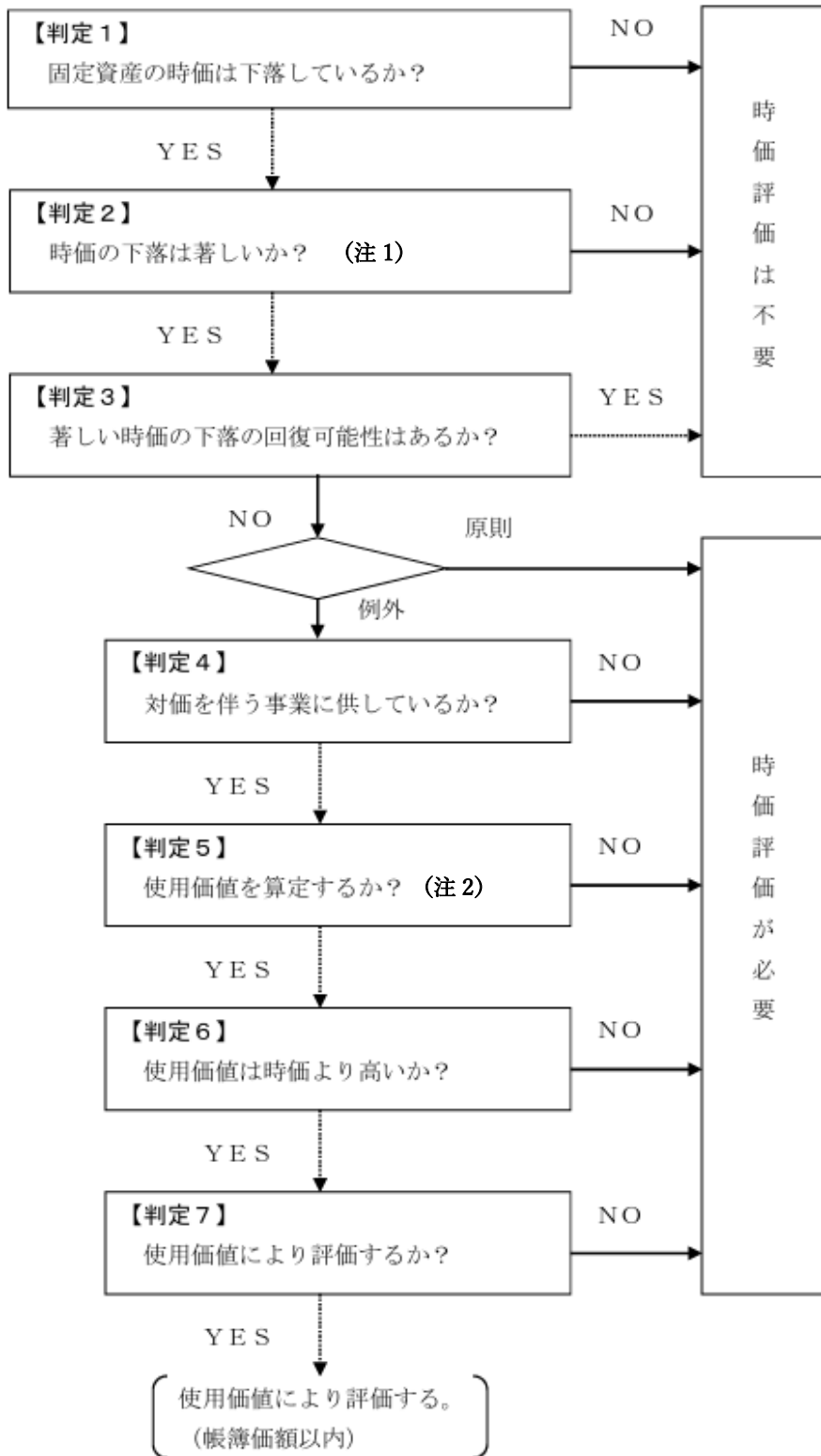
「公益法人会計基準」（平成20年4月）において、固定資産の貸借対照表価額（帳簿価額）について以下のとおり規定されている。

3 資産の貸借対照表価額

・・・

- (6) 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる。

なお、固定資産の時価評価（固定資産の減損処理）の適用に係る判定過程を示すと以下のとおりとなる。



(出所：公益法人会計基準に関する実務指針 Q42 なお、図表の(注)は監査人追加)

注1： 資産の時価が著しく下落したときとは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合を言うものとする。

（「公益法人会計基準」の適用指針11項）

注2： 使用価値により評価できるのは、対価を伴う事業に供している固定資産に限られる（公益法人会計基準に関する実務指針Q42）とされており、当法人の土地はこれに該当しない。

② 当法人への当てはめ

【現状】に記載の通り、土地の固定資産税評価額が帳簿価額と比して大きく下落している状況である。また、平成27年2月に所有土地の一部を北杜市に売却した際の売却単価1,400円/㎡に鑑みた場合、現在の帳簿価額単価は5,474円/㎡であることから、現在の時価は「著しく下落」している状況に該当する可能性が高いと考えられる。

このような状況から、土地の時価を算定し、50%超の時価下落に該当することとなった場合、土地の時価評価処理（減損処理）を行う必要があるものと考えられる。

（参考）

令和7年（2025年）4月1日以降に開始する事業年度から適用される、改正後の公益法人会計基準では、以下のフローに従って減損会計を検討することになる。

27. 資産等について、資金生成資産及び非資金生成資産の区分に従い、3ステップで減損会計を適用する。

(1) 減損の兆候の有無を判断する。

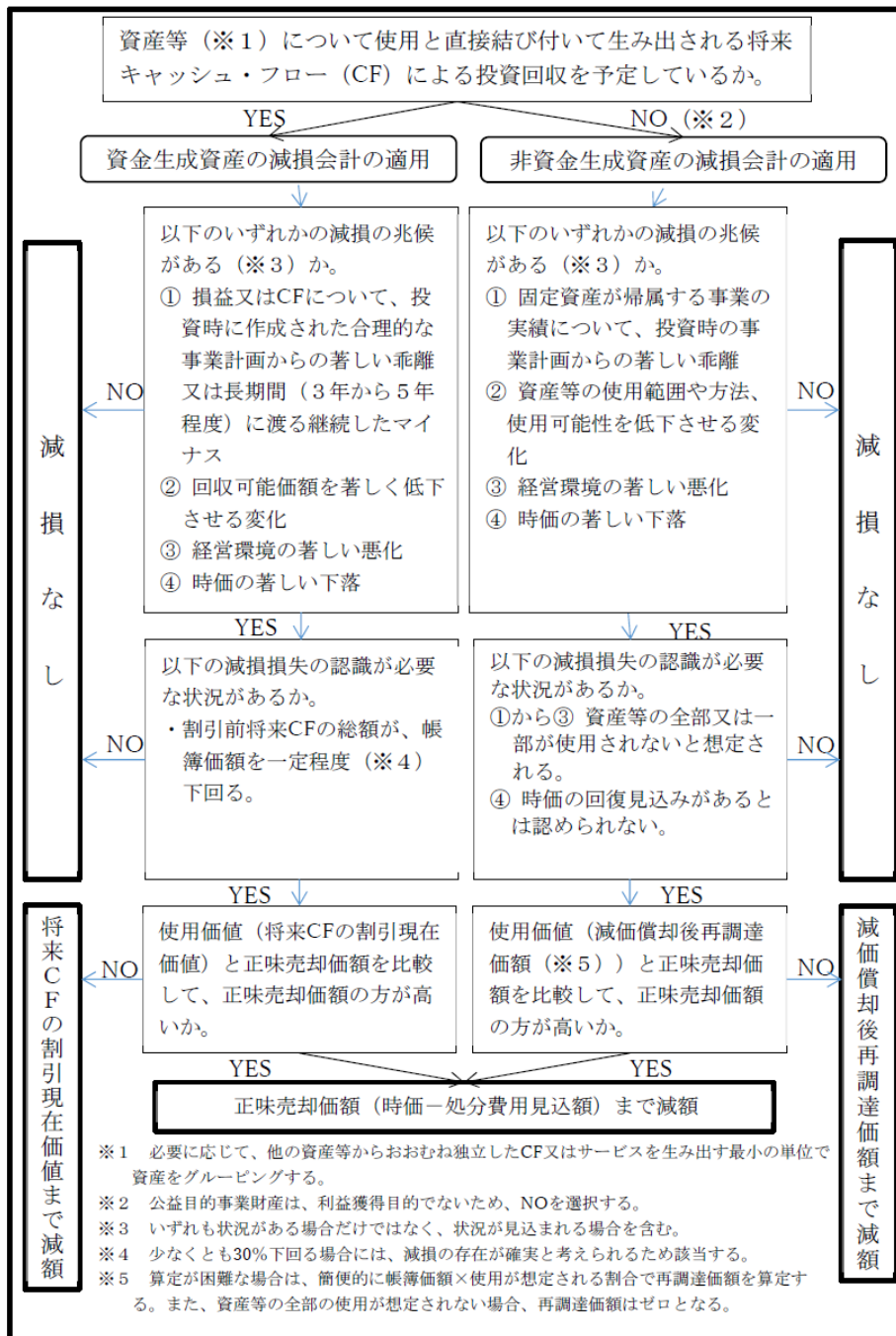
(2) 減損の兆候がある場合には、減損の存在が相当程度確実と認められるか否かで減損を認識するかどうかを判定する。

(3) 減損損失を認識すべきであると判定された資産等について減損額の測定を行う。

28. 非資金生成資産における前項(2)の減損の認識としては、【図表1】に記載の非資金生成資産の減損会計の適用右欄の上記①から③までについて、減損の認識が必要な状況があるかについて判断するステップが入る。

（出所：公益法人会計基準の運用指針 令和6年12月 内閣府公益認定等委員会、下の図表1も同じ）

【図表1】公益法人における減損会計の適用フロー



なお、会計監査人非設置法人の場合、『現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産について、固定資産としての機能を有していても時価が著しく下落している場合には、帳簿価額を時価まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の費用に計上することができる（公益法人会計基準の運用指針 35項）』とされている。

5. 森林環境部 大気水質保全課

5.1. 大気汚染状況の常時監視費

(1) 事業概要

① 事業目的及び内容について

環境基準の達成状況及び大気汚染による人的被害防止のため、大気汚染状況の常時監視を行っている。事業内容は次のとおりである。

(ア) 既存の測定機器の更新、修繕及び検定と保守点検業務委託

(イ) 測定機器及び大気汚染状況常時監視システムの稼働に伴う必要経費（電気料金等）の負担、迅速な光化学スモッグ注意報の発令等の実施及び発令体制の整備

(ウ) 大気汚染状況常時監視システムの保守・運用業務委託

② 事業の経緯について

昭和46年以降、山梨県では、各測定局に整備された自動測定機により、大気汚染防止法第22条に基づく大気汚染状況の常時監視を実施している。また、平成4年度に移動測定局を導入し、大気汚染状況を適切に把握すべく、測定局の適正配置を検討している。

③ 測定機器の状況について

常時監視に用いる測定機器は、原則として購入から10年間経過しているときに更新するとしている。しかし、機器整備に係る補助金の廃止等の影響を受け、10年を大幅に超えている機器を保有していることが課題である。

令和6年度現在、10地点の測定局に設置された測定機器（50機器）のうち、最も古い機器は、「移動局」保有の「DUB-242」（平成16年度設置）の20年経過した測定機器である。また、10年超経過した測定機器の割合は38%（50機器のうち19機器）であった。

④ 法令等

大気汚染防止法

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
48,317	33,095	68.5%

【参考：予算決算等年度推移】

(単位：円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額	48,823,000	26,375,000	48,317,170	32,086,000
決算額	42,825,585	24,024,065	33,095,342	—
繰越額	0	0	11,770,000	—
不用額	5,997,415	2,350,935	3,451,828	—

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 4-1(1)	大気汚染の状況を広域的かつ的確に把握するため、大気汚染状況の常時監視を行います。
-----------	--

② 関連する環境指標

該当なし。

(4) 実施した監査手続

- ・担当者への質問
- ・関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

No. 22 掛率使用の合理的な根拠について

(意見事項) 大気汚染状況の常時監視費の事業である各種測定機器の保守点検業務委託に関して、保守点検作業費及び消耗品費等購入費の積算に際して、一定の掛率を適用する場合には、客観的なデータによる検証可能な根拠を示して積算し、予定価格調書の基礎金額とするよう要望する。

【現状】

大気汚染状況の常時監視費の事業である各種測定機器の保守点検業務委託（契約金額：22,550,000円）に関して、保守点検作業費及び消耗品費等購入費を積算する際に、一定の掛率として、前者では「直接業務費」及び「諸経費」の合計額に「85%」の掛率を、また、後者では、消耗品及び交換部品の業者見積に対して「65%」の掛率を適用している。それぞれの掛率の理由について、前者では、「実際の業務は、機器の点検や調整等を主たる業務であること」を、また、後者では、「業者見積は xxx 円（税抜）であり、実勢価格等を考慮」したことを予定価格調書の備考欄に記載している。

【問題点及び改善策】

大気水質保全課が所管する業務委託に係る予定価格調書等の積算過程には、事業予算の業務委託費総額と比較する方法で、積算金額をその予算内に収める確認プロセスがメモに残されている。令和6年度の予算編成において、毎年度実施している業務委託に係る予算額の確定段階で査定を受けた金額の範囲内で契約を締結することは、財政規律の保持の面では十分に重視すべき財務会計上重要なルールであると考えられる。一方で、当該年度の契約手続プロセスの中で、直接人件費の標準積算単価や他の直接経費及び諸経费率等が、経済社会の激変により物価騰貴等の影響を受けて、積算金額そのものが上昇することは当然に想定される場所である。このような物価騰貴等の影響は、測量技師等の標準積算単価の見直しにも反映され、国土交通省の基準単価見直しが毎年想定される。ちなみに、令和6年度の「直接人件費」について、積算単価及び人工の内訳の確認は必要であるが、1円単位の端数のある金額で積算されている。他の業務委託の直接人件費積算でも見受けられるが、標準積算単価は測量技師等のレベルに対応して、1,000円単位か100円単位で設定されている場合が少なくない。また、標準歩掛が各測量技師等の標準積算単価に掛けられたとしても、「0.5」、「0.2」等のように小数点1位までが通常の歩掛であることから、「直接人件費」の合計額が1円単位になることは想定されない（令和6年度の合計額は、「5,799,647円」であった。）。県所管課によると、当該業務委託の積算では、直接人件費の単価に関して、点検に要する時間を測定機ごとに算出し、1時間あたりに換算した労務単価を使用しているという精緻な積算をしているということであった。

このような精緻な積算を前提とすると、標準積算単価を準用した「直接人件費」や標準積算基準を使用した「諸経費」の積算を算定プロセスでは使用しながらも、

18		1								
21	1	2 ^注								
22	1	1		1						
23						1		1		
24	1		1							
25					2					
26				3						
10年経過計	17									
28			1	1	1					
29							1		1	
30		1				1			2	
31/R1								1		
R2					1				1	
R3						1	1	1		
R4	2	1	1			2		1		2
計	5	6	3	5	4	5	2	4	4	3
合計	41									

(出所：令和6年度委託業務仕様書 別紙2「測定局設置機器一覧表」に基づき
監査人作成)

注：令和6年度に2機更新。

この表で分かることは次のとおりである。

- ① 令和6年度の期首において、購入して10年経過した観測機器は、17機であり、全体（41機）の41.5%が更新の目安を過ぎている。
- ② 令和6年度中に更新した2機（上野原：平成21年度設置）を加味すると、10年超の観測機器は15機であり、全体（41機）の36.6%が更新の目安を過ぎている。
- ③ もっとも古い観測機器は、移動観測局の3機のうちの1機（型式：DUB-242）であり、既に20年が経過している。

【問題点及び改善策】

仮に毎年度2機ずつ更新したとした場合、現在、10年以上経過した機器は、令和7年度の期首現在、15機であることから、8年かけて更新することとなる。一方で、8年後には、更新目安の10年超になるものは、23機となる。

現在、機器更新の財源としての国補助金の制度は廃止されている。老朽化した観測機器を更新するためには県の単独財源を充当するしかない状況である。県所管課の予算関連資料によると、「既存の測定機器について、各年度の更新費等の経費の平準化を図りつつ、購入から12年以上経過した機器を中心に更新を行う」としている。

このような方針に照らして現在の観測機器の更新を行う場合、「経費の平準化」を優先した更新計画であり、国の補助金の財源があった期間の10年更新の目安に比べ、12年更新目安の方が県費による財政負担を軽減する効果が認められる。

しかし、大気汚染を常時監視し、光化学スモッグ注意報の迅速な発令等ができるよう、測定機器等の維持管理を適切に実施し、大幅に老朽化した観測機器の適切な更新を計画的に進めることが求められている。

単に財政負担の平準化、県費負担の軽減という視点だけではなく、現状の観測機器の経過年数に基づき、観測対象、メーカーの型式の特徴及び設置状況等を勘案して、経験則に基づき適切な取替え時期を特定する経済的な耐用年数について、十分な検討を行う必要がある。その結果に基づく合理的な更新計画を策定し、確実に予算化することを要望する。

5.2. 有害大気汚染物質モニタリング調査事業費

(1) 事業概要

① 事業目的等について

山梨県では、大気汚染防止法第 18 条の 39 及び同法第 22 条に基づき、有害大気汚染物質等 22 物質のモニタリング調査を実施している。これら 22 物質のうち、山梨県衛生環境研究所で分析することができない 10 物質について、業務委託により調査を実施している。

【参考：大気汚染防止法】

第 18 条の 39（地方自治体の施策）

地方公共団体は、その区域に係る有害大気汚染物質による大気の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めなければならない。

第 22 条（常時監視）

都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。

② 業務委託での測定等の概要について

【委託で実施する測定物質及び測定地点】

測定地点	所在地	測定項目
吉田測定局	富士吉田市上吉田 1-2-5 (富士吉田合同庁舎)	①水銀及びその化合物 ②ニッケル化合物 ③ヒ素及びその化合物 ④マンガン及びその化合物 ⑤クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物 ⑥ベリリウム及びその化合物 ⑦酸化エチレン ⑧アセトアルデヒド ⑨ホルムアルデヒド ⑩ベンゾ [a] ピレン

注：測定回数：1 回/月×12 か月の計 12 回

評価方法：指針値が設定されている物質については、核物質の年間平均値と指針

値を比較する。

③ 法令等

大気汚染防止法

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
9,235	5,394	58.4%

【参考：予算決算等年度推移】

(単位：円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額	9,207,000	53,966,000	9,235,000	10,097,000
決算額	7,311,292	51,818,850	5,393,520	—
繰越額	0	0	0	—
不用額	1,895,708	2,147,150	3,841,480	—

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 4-1(1)	大気汚染の状況を広域的かつ的確に把握するため、大気汚染状況の常時監視を行います。
-----------	--

② 関連する環境指標

該当なし。

(4) 実施した監査手続

- ・担当者への質問
- ・関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

No. 24 積算時の見積平均単価の算定方法について

(意見事項) 有害大気汚染物質モニタリング調査業務委託に係る委託費積算業務において、標準積算資料がない分析費の適正な積算を行うため、複数業者から参考見積を徴取して積算単価を設定する際には、県所管課で採用している従来の積算ルールを見直し、見積書を徴取した3者の項目別平均値を採用するなど、より正確で合理的な設計を心掛けるよう要望する。

【現状】

令和6年度有害大気汚染物質等モニタリング調査業務委託契約の手續に際して、予定価格調書を作成しているが、予定価格の基礎となる積算項目のうち、分析費の積算では、3つの業者から参考見積を徴取している。その分析費の積算項目は、次に示す10の分析項目を一部2つの項目に分けて、積算単価を設定することを目的とし、従来から、「見積書を取得した業者のうち、総額が最低・最高の業者の単価の平均での積算」というルールで算定している。

[分析費の積算項目]

①水銀及びその化合物、②ニッケル化合物、③ヒ素及びその化合物、④マンガン及びその化合物、⑤-1：クロム及び三価クロム化合物、⑤-2：六価クロム化合物、⑥ベリリウム及びその化合物、⑦酸化エチレン、⑧アセトアルデヒド：⑨ホルムアルデヒド、⑩ベンゾ [a] ピレン

【問題点及び改善策】

分析の検体数は全て60検体であった。従来から県所管課が設定している一定の積算ルールの正確性や合理性を検証するために、1検体当たり5,000円以上の検体をサンプルとして単価設定の正確性と合理性を検証した結果、対象となる分析項目は、①水銀及びその化合物、⑤-2：六価クロム化合物、⑦酸化エチレン、⑧アセトアルデヒド：⑨ホルムアルデヒド、⑩ベンゾ [a] ピレンであった。

そして、次のような問題を把握した。

(ア) 予定価格調書には、「見積り単価の2社平均値」とされているが、実際に見積書を徴取しているのは3者であることから、3者が提示した分析項目ごとの単価を平均する方法が合理的であるが、そのような方法は採用されておらず、「見積書を取得した業者のうち、総額が最低・最高の業者の単価の平均で積算」されているため、分析項目によっては、極端な数値に平均値が影響を受けていること。

(イ) ①水銀及びその化合物の採用単価からは、M社とS社の見積単価の平均 (@x, xxx) を採用しているものと考えられるが、T社の見積単価は前2社と比較して若干高い単価 (@x, yyy) を提示していた。

以下、M社とS社の見積単価の平均と予定価格調書に採用された単価を比較して分析を行った結果を記載する。

(ウ) ⑤-2：六価クロム化合物では、前2社平均 (@x, xxy 円) と合致するが、3者平均 (@y, xxx 円) と比較すると、4%低い採用単価となっている。そもそも、M社の見積単価 (@z, zzz 円) は極端に低い単価を提示していることから、3者平均に合理性があるものと考えられる。

(エ) ⑦酸化エチレンでは、前2社平均 (@x, yzz 円) と合致するが、3者平均 (@z, yxx 円) と比較すると、6.9%低い採用単価となっている。そもそも、S社の見積単価 (@v, vvv 円) は極端に低い単価を提示していることから、3者平均に合理性があるものと考えられる。

(オ) ⑧アセトアルデヒドでは、前2社平均 (@y, yyy 円) と合致するが、3者平均 (@z, xxx 円) と比較すると、14.1%高い採用単価となっている。そもそも、S社の見積単価は⑧アセトアルデヒドと⑨ホルムアルデヒドと合計した単価を提示しており、採用単価は2つの分析項目を単純平均した単価と見做した単価 (@s, sss 円) を算定に使用しているものと思われる。そうであるとした場合、M社の提示単価 (@m, mmm 円) は他の2社と比較して極端に高い単価を提示していると考えられることから、3者平均に合理性があるものと考えられる。

(カ) ⑨ホルムアルデヒドでは、前2社平均 (@y, zzx 円) と合致するが、3者平均 (@x, vvv 円) と比較すると、10.5%高い採用単価となっている。そもそも、S社の見積単価は⑧アセトアルデヒドと⑨ホルムアルデヒドと合計した単価を提示しており、採用単価は2つの分析項目を単純平均した単価と見做

した単価 (@d, fff 円) を算定に使用しているものと思われる。そうであるとした場合、M社の提示単価 (@m, vvv 円) は他の2社と比較して極端に高い単価を提示していると考えられることから、3者平均に合理性があるものと考えられる。

(キ) ⑩ベンゾ [a] ピレンでは、前2社平均 (@b, bpp 円) と合致するが、3者平均 (@v, ccc 円) と比較すると、0.7%低い採用単価となっている。そもそも、S社の見積単価は従来の分析単価では上記のとおりの結果になるが、「2重測定」や「トラベルブランク」の新たな提示単価では4倍近い単価 (@b, bbb 円) を提示している。

これらの問題を改善するためには、業務の標準化を進める上でも、参考見積を3者から徴取した場合、特定の2者の単純平均ではなく、原則として、全ての見積業者の提示単価を単純平均して得た単価を採用することが正確性と合理性を担保するものと考えられる。

5.3. 微小粒子状物質（PM2.5）成分分析費

(1) 事業概要

平成21年9月9日に微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準が設定されたことを受け、PM2.5の健康影響調査に資する知見の充実を図るとともに、その原因物質の排出状況の把握及び排出インベントリの作成、大気中の挙動や二次生成機構の解明等を行い、排出の効果的な削減対策の検討を行うため、成分分析により科学的な知見の集積を実施する必要がある。山梨県においては、PM2.5成分分析の捕集及び分析に必要な機器が一部未整備であるため、業務の一部を民間委託により測定を実施するものである。（出所：大気水質保全課「令和6年度山梨県内における微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務」の「1目的」より。一部、監査人が修正。）

① 委託業務の内容について

【本委託業務】

調査態様	概要
調査地点	南アルプス局（南アルプス市鏡中条 1642-2）
調査媒体（試料）	環境大気中のPM2.5（試料はフィルタに捕集）
調査回数	4季節毎に14日間（24時間×2週間）
調査件数	PM2.5内の次の測定項
イオン成分	84検体/年：左記4項目共通
無機元素成分	⇒1[地点]×4[季節]×14[日]+28[検体（プランク24検体+
炭素成分	二重測定4検体）]
質量濃度	

（出所：「令和6年度山梨県内における微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務」）
注：サンプリングはすべて委託、分析はイオン成分を山梨県衛生環境研究所で行い、無機元素成分、炭素成分及び質量濃度は委託する。

② 直営での分析業務の内容について（参考）

【直営分析業務】

調査態様	概要
調査地点	南アルプス局（南アルプス市鏡中条 1642-2）
調査媒体（試料）	環境大気中のPM2.5（試料はフィルタに捕集）
調査回数	4季毎に14日間（24時間×2週間）
調査件数	84検体

イオン成分	84 検体 ⇒56 [1 (地点) × 4 (季) × 14 (日)] + 28 [検体 (ブランク 24 検体 + 二重測定 4 検体)]
無機元素成分	
炭素成分	
質量濃度	

注：直営では、イオン成分の分析のみを山梨県衛生環境研究所で行っており、無機元素成分、炭素成分及び質量濃度は委託する。

(2) 令和 6 年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
10,087	8,461	83.9%

【参考：予算決算等年度推移】

(単位：円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
予算現額	23,936,000	9,994,000	10,087,360	10,798,000
決算額	22,589,000	8,167,720	8,460,716	—
繰越額	0	0	0	—
不用額	1,347,000	1,826,280	1,626,644	—

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 4-1(1)	大気汚染の状況を広域的かつ的確に把握するため、大気汚染状況の常時監視を行います。
-----------	--

② 関連する環境指標

該当なし。

(4) 実施した監査手続

- ・ 担当者への質問
- ・ 関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

No. 25 積算時の見積単価の採用ルールについて

(意見事項) 微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析業務に係る委託費積算業務において、標準積算資料がないため複数業者から参考見積を徴取して積算単価を採用する際には、特定の業者が提示する単価を一律に採用することなく、平均単価又は中間単価等、県所管課の中でも統一したルールに基づき設定するなど、業務の標準化に努めるよう要望する。

【現状】

令和6年度の微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析業務委託契約は、令和6年4月12日付けで、株式会社Sと締結されていた。当該契約書及び仕様書に基づき、委託費内訳書等の設計書類を精査したが、その積算根拠は、国土交通省大臣官房技術調査課監修・一般財団法人経済調査会が発行している「設計業務等標準積算基準書 設計業務等標準積算基準書 (参考資料)」(以下「標準積算基準書」という。)に基づいて積算されている項目、この標準基準書に直接基づかない業者見積に基づく積算単価に大別されている。

前者は、測定作業員費のうち、直接人件費及び間接費 (諸経費) であり、一方、後者は、測定作業費の直接経費 (なお、車両費は標準積算単価による。) 及び分析費である。直接経費及び分析費の積算のために3者 (株式会社S、M株式会社及びI株式会社) から参考見積書を徴取していた。

【問題点及び改善策】

3者から徴取した参考見積書は、次の積算項目を含む全ての見積り項目であった。すなわち、「測定作業費」のうち「直接経費」では、「機器損料・(ロウポリウムエア) サンプラー」: @xx, xxx 円、「消耗品費」の「・フィルタ (ろ過・PTFE フィルタ)」: @y, yyy 円、「・フィルタ (ろ過・石英繊維フィルタ)」: @zzz 円、「試料ケース (ろ過ケース)」: @xyz 円である。また、「分析費」では、「無機元素成分」: @xy, zzz 円、「炭素成分」: @yz, xxx 円及び「質量濃度」: @zx, yyy 円であった。県所管課によると、見積書を徴取した3社のうち、中間の金額の見積書を提出した業者の単価を採用したということであった。

しかし、3者の見積書の内容を見ると、I株式会社の直接経費及び分析費は他の2社と積算構成や検体数等が大きく異なり採用する条件を満たしていない。他の2者

のうち株式会社Sは、分析費の検体数が92検体（23検体×4式）をベースとしており、設計書の数量である84検体とは異なっている。分析費の見積額は、株式会社Sが3,680千円で、I株式会社（12,487千円）とM株式会社（3,360千円）の中間に位置するが、I株式会社の見積りは異常値である可能性が高い。いずれにしても、実際に採用されているのは、見積総額が中間のM株式会社の単価が採用されているが、積算項目別にみると3者のうち一番低い金額であった。なお、直接経費のうち、「機械損料」、「消耗品費」の「・フィルタ（ろ過・PTFEフィルタ）」、「・フィルタ（ろ過・石英繊維フィルタ）」、「試料ケース（ろ過ケース）」についても、M株式会社の参考見積りが採用されている。

以上の分析結果を踏まえると、次のような改善を提案することとする。すなわち、微小粒子状物質（PM_{2.5}）成分分析業務委託を行うにあたり、標準積算単価に準拠できない積算項目の単価を複数業者の参考見積りに基づき設定する場合、積算業務の標準化を進める上でも、次のようなルールを参考に、個別の委託業務の特性等を勘案しつつも、課としての共通の仕組みを検討するよう要望する。

- ① 参考見積を業者に正式に依頼する場合、基本的な積算ルールを提示した上で、共通の工数等を前提とした単位原価としての積算単価を提示してもらうこと。
- ② 委託業務の中に消耗品の交換等、法令に基づき廃棄物の適正な処理をする上で必要なコストがある場合、直接経費として明記するよう指示すること。
- ③ 複数業者からの参考見積のうち、徴取する単価は積算項目に対応する単価で合うことから、採用する単価の決定は、見積提出業者単位で単価一式を採用するよりは、積算項目ごとに個別に行うことが合理的であると考えられること。
- ④ 採用する積算単価は、複数の業者が提示する単価の平均値等、特定の業者の単価に偏ることがない方法を採用すること。

No. 26 仕様書における技術者要件の記載について

（意見事項）微小粒子状物質（PM_{2.5}）成分分析業務に従事する技術者のうち、環境計量士（濃度関係）の設置が国のマニュアル等でも必須であり、指名競争入札にあたり指名条件にも明記されているものであることから、仕様書にもその旨及び実務経験年数等の条件も明記し、請負業者から「主任技術者等選任届」等の提出を義務付ける仕組みを検討するよう要望する。

【現状】

微小粒子状物質（PM2.5）成分分析業務委託契約に係る仕様書では、当該成分分析業務に従事する技術者の資格等の記述はない。また、委託費内訳書では、直接人件費の積算内訳として、「(測量) 技師」、「(測量) 技師補」及び「(測量) 助手」の技術者レベルで積算することとしている。データ整理、報告書作成及び納品は「(測量) 技師」及び「(測量) 技師補」が実施することを想定している。

一方、県所管課においては、当該業務の契約手続においては、指名競争入札に付する条件として、「濃度に係る計量証明事業者であること」及び「国マニュアルに基づき業務を再委託せずに実施できる技術者及び設備を有していること」を指名条件としているということであり、また、濃度に係る計量証明事業者には、環境計量士（濃度関係）^注の設置が必要であるという認識を有している。そして、令和6年度の委託業務の実施者からは、「計量証明書」（令和7年3月5日付け）で入手している。その証明書には、「株式会社S・・・環境計量士（濃度関係）（登録第xxxxx号）氏名・押印」が付されている。

注：[参考]

ア. 「計量士」：

「計量士とは、計量に関する専門の知識・技術を有する者に対して一定の資格を与え、一定分野の職務を分担させることにより、計量器の自主的管理を推進し、適正な計量の実施を確保することを目的としているもの」

イ. 「計量士の業務」：

「計量士は、計量管理を職務とする者です。計量管理とは計量法第109条において「計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずること」と定められており、計量士は主に適正計量管理事業所及び計量証明事業所において計量管理等を行っています。また、計量管理業務のほかに、計量士は都道府県知事・特定市町村長が行う定期検査等を代わりに実施することができます。」

ウ. 「環境計量士（濃度関係）」：

「工場から排出されるばい煙、排水や環境（大気・水域）及び工場跡地等土壌の中の有害物質、悪臭物質等の測定及び計量管理」

エ. 「環境計量士（騒音・振動関係）」：

「プレス、送風機等の騒音源を有する工場や建設工事、道路（自動車）、鉄道、航空機の騒音の測定及び計量管理」

(出所：経済産業省HP（計量士関係（METI/経済産業省））

【問題点及び改善策】

このように当該成分分析業務委託の条件として、指名競争入札の業者指名条件に「濃度に係る計量証明事業者」であることを確認しており、請負業務の最終段階で環境計量士の記名押印のある「計量証明書」を提出させていることから、成分分析業務に環境計量士が「(測量) 技師」として従事していることが推察される。

そして、当該請負業者が契約前の参考見積書の提出に応じた際の「御見積書」（令和5年8月29日）に添付されている「直接人件費内訳」を見ると、「技師」の業務として、「協議・現地踏査」：0.5人日、「計画準備」：0.5人日、「機器設置及び撤去」：1人日、「データ整理・精度管理」：1人日、「報告書作成」：1人日として積算されている。しかし、環境計量士として法定の業務を実施する人工がどの程度であるかは、設計書では確認できない。

環境計量士の業務従事の役割は、仕様書に明記しない限り、正式には発注者として業務の履行状況等を確認することができないものと考えられる。指名条件にも指定していることから、仕様書に「主任技術者等選任届」及び環境計量士の実務経験要件（5年以上等）を記載することで、請負事業者の成分分析業務の専門性が法的にも確認することができるものとする。

5.4. 公共用水域水質測定事業費

(1) 事業概要

① 事業目的及び事業内容等について

公共用水域の水質汚濁状況を常時監視することを目的に、公共用水域水質測定事業並びに測定計画の作成及び測定結果の公表を行っている。

(ア) 測定地点数：33（その他、国土交通省 13、甲府市 7。合計 53）

(イ) 測定回数：河川 1～4 回/月、湖沼 1 回/月

(ウ) 測定項目：一般項目 11（流量、水温等）、生活環境項目 11（Ph 等）、健康項目 26（カドミウム等）、要監視項目 32（クロロホルム等）、特殊項目 4（銅等）

(エ) 測定機関：

[委託業者] 流量、生活環境項目・その他項目・要監視項目の一部、一般項目、採水業務

[山梨県衛生環境研究所] 生活環境項目・その他項目・要監視項目の一部、健康項目、特殊項目

② 法令等

水質汚濁防止法

(2) 令和 6 年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
82,049	27,777	33.9%

注：2 月補正予算にて計上した測定・分析機器の購入費（53,097 千円）について、年度内での執行が困難であることから、次年度に繰り越している。

【参考：予算決算等年度推移】

(単位：円)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
予算現額	28,996,000	38,653,000	82,049,000	33,394,000
決算額	25,564,063	36,612,627	27,777,490	—
繰越額	0	0	53,097,000	—
不用額	3,431,937	2,040,373	1,174,510	—

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 5-4(1)	大気汚染や水質汚濁、自動車騒音、ダイオキシン類等の化学物質の環境中の濃度など、定期的な監視、分析、測定を行います。
-----------	---

② 関連する環境指標

指標項目	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
水質汚濁に係る環境基準達成率(河川)(BOD)	22 地点(22 地点中) (R4)	22 地点(22 地点中) (R12)
水質汚濁に係る環境基準達成率(湖沼)(COD)	5 地点(5 地点中) (R4)	5 地点(5 地点中) (R12)

(4) 実施した監査手続

- ・担当者への質問
- ・関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

No. 27 諸経費の適正な積算について

(指摘事項) 公共用水域水質調査に係る採水及び水質検査業務委託並びに流量測定業務委託に関して、予定価格の基礎となる積算項目に一部、諸経費が積算されなかったり、標準設計の諸経費率を使用しなかったりする設計方法が散見されることから、直接業務費に対する諸経費積算の統一した設計手法を再度確認して必要な業務の標準化を図り、諸物価高騰に対応する諸経費率を適切に設定して、契約にあたり十分な経費を見積るよう検討されたい。

【現状】

令和6年度における公共用水域水質調査に係る採水及び水質検査業務委託並びに流量測定業務委託の2つの業務委託契約に関して、予定価格の基礎となる積算項目

に一部、諸経費が積算されなかったり、標準設計の諸経費率を使用しなかったりする設計方法が散見された。具体的には、公共用水域水質調査に係る採水及び水質検査業務委託について、採水業務の積算構造は、直接人件費＋直接経費で積算されており、前者は標準積算基準書に基づく測量技師等の直接人件費単価を使用して積算されていることから、当該単価には間接経費は含まれていない。また、直接経費には材料費及び雑費という積算項目である。したがって、採水業務には諸経費の積算がない。

一方、水質検査業務の積算構造は、検査費として、外注基準単価が設定されている。それらの検査項目の数点（pH、DO 及び BOD 等検査項目）は、「環境省外注単価」と記載されており、それ以外の検査項目（大腸菌数及び電気伝導率等検査項目）は業者見積単価と記載されている。これらの単価に関して、県所管課は「単価に間接費を含む」としている。したがって、水質検査業務には諸経費が見積られていると県所管課は考えている。ちなみに、検査費の積算にあたって、各検査項目に一律の「調整率」が掛けられており、「外注基準単価」×「検体数」の算定結果に対して約 8 割の水準に設計額が下方調整されている。

また、公共用水域水質調査に係る流量測定業務委託に関しては、直接業務費である流量観測業務及び河川横断測量業務の積算において、測量技師等の標準積算基準に基づく単価を採用している。しかし、諸経費には約 20%の諸経費率を設定しており、標準積算基準に基づく諸経費率とは異なる率を採用している。

【問題点及び改善策】

これらの業務委託契約に係る予定価格を設定するための設計業務において、次のような問題を指摘することができることから、適正な積算業務に向けた検討を促したい。積算業務の標準化に向けた取組は、職員の業務の見直しの機会にもなり、また、職員の業務負担を軽減することにもつながるものであると考ええる。そして、現今の諸物価高騰を受けた諸経費の負担増を請負業者が十分に受け入れることができることにも寄与するものと考ええる。

- ① 採水業務の積算構造では、直接人件費等の積算で標準積算基準書に基づく測量技師等の直接人件費単価を使用して積算されていることから、間接経費の積算が必要であるにもかかわらず、諸経費の積算がない。したがって、諸経費を積算していない現状を把握し、その原因と許容性を検討し、請負業者の業務遂行に必要な十分な経費等の積算になるよう検討されたい。

- ② 水質検査業務の積算に関して、県所管課は諸経費が積算単価に含まれていると考えているが、業者見積の対象検査項目は別としても、環境省単価と言われるものについても、諸経費込みであると推定できる根拠の合理性を確認する必要がある。また、検査費の積算にあたって、採用されている「調整率」（約8割下方調整率）が何を意味するか、その根拠の合理性を確認する必要がある。
- ③ 流量測定業務委託に関して採用されている諸経费率（約20%）について、国土交通省大臣官房技術調査課等が公表している歩掛等と異なる場合、この諸経费率を採用してきた経緯やその合理性を確認する必要がある。

5.5. 山梨県浄化槽設置整備事業補助金

(1) 事業概要

山梨県浄化槽設置整備事業補助金は、浄化槽の適正な設置及び維持管理を推進することにより、公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全に寄与するために実施する事業である。生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、設置費用を助成している市町村に対し、国と同一の算定方法で算出した額を上乗せする仕組みで補助を行っている。

① 浄化槽設置整備事業補助金の制度の経緯について

国は昭和 62 年度から浄化槽の設置に対する国庫補助制度（浄化槽設置整備事業）を創設し、浄化槽の計画的な整備を図る市町村に対して補助を開始した（直接補助）。これに対して山梨県は、平成元年度から山梨県合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を定め、個人設置型の整備事業について国庫補助額と同一の算定方法で算出した額を補助している。

② 浄化槽設置整備事業（個人設置型）に係る補助金及び交付金の考え方について

し尿と生活排水を併せて処理する浄化槽の整備を促進するために、浄化槽を設置するものに対し、設置費用の 4 割を補助するものである。この事業を行う市町村に対し、国及び県がそれぞれ、事業に対する経費の 1/3 を補助する仕組みである。

③ 事業実施市町村について

事業実施市町村は次のとおりである。

【地方創生汚水処理施設整備推進交付金：令和 6 年度は次の 2 市】

山梨市、韮崎市

【循環型社会形成推進交付金：令和 6 年度は次の 17 市町村】

甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、南アルプス市、北杜市、上野原市、笛吹市、市川三郷市、富士川町、早川市、身延町、南部町、西桂町、忍野村、鳴沢村、富士河口湖町

④ 法令等

浄化槽法

山梨県浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

山梨県補助金等交付要綱

山梨県補助金等交付規則の施行について（依命通達）

補助金等交付事務の手引き

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
69,137	51,478	74.5%

【参考：予算決算等年度推移】

(単位：円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額	58,154,000	62,409,000	63,164,000	74,463,000
決算額	54,244,000	51,751,000	51,478,000	—
繰越額	0	0	0	—
不用額	3,910,000	10,658,000	11,686,000	—

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 4-2(4)	「山梨県生活排水処理施設整備構想 2017」に基づき、地域特性を踏まえ、流域下水道、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティプラント、浄化槽などの生活排水処理施設の効率的かつ適切な整備を推進するとともに、適正な維持管理の徹底を促進します。
-----------	--

② 関連する環境指標

該当なし。

(4) 実施した監査手続

- ・ 担当者への質問
- ・ 関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

No. 28 補助金確定に至る進捗管理の方法について

(意見事項) 浄化槽設置整備補助金の交付事務のうち、最終の変更交付決定額と確定額との間に大きな乖離があると想定される場合、各市町村の事務について、必要な検査をし、事業の進捗管理をより適切にするよう促すための注意喚起を行うなど県所管課としての職責を遂行するよう要望する。併せて、県庁内部の説明資料である減額理由書において的確に事実を記載するよう要望する。

No. 29 補助金交付決定額と確定額の対応関係の明確化について

(意見事項) 浄化槽設置整備補助金の交付事務のうち、県内市町村から交付申請を受けて県として決定を行う事務の中では、算定根拠となる山梨県浄化槽設置整備事業補助金交付要綱等に基づき、補助金交付対象事業費に対する交付決定額及び確定額との関係を内部の承認関係において明確化するために、「令和6年度 浄化槽設置整備事業県費補助金確定額内訳」に、注記により規定に基づく補助率の対応関係を明確に記載し容易に理解することができるよう要望する。

【現状】

浄化槽設置整備補助金の交付事務については、山梨県浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)、山梨県補助金等交付規則(以下「交付規則」という。)、**「山梨県補助金等の交付規則の施行について(依命通達)」**(以下「施行通達」という。)及び補助金等交付事務の手引き(以下「手引き」という。)に基づき、毎年度実施しているものである。令和6年度の浄化槽設置整備事業補助金の交付結果に関して、監査上必要となる資料として、「令和6年度 浄化槽設置整備事業県費補助金一覧表(補助金額チェックシート)」(以下「チェックシート」という。)**、「令和6年度 浄化槽設置整備事業県費補助金確定額内訳」**(以下「確定額内訳」という。)及び**「減額となった理由」**(以下「減額理由書」という。)等の資料を入手し、内容を精査したが、確定額内訳に記載されている「補助対象事業費」の合計(154,452千円)と「交付決定額」の合計(57,837千円)の間には、県が補助する割合(3分の1:33.3%)以上の率(令和6年度では37.4%)が検出された。

一方、交付要綱第4条に規定する「補助率3分の1」に該当する金額は、「確定額（精算払額）」（51,478千円）であり、逆に、「補助対象事業費」の欄の各金額は、各市町村の「確定額（精算払額）」から3倍することにより逆算した金額が個々に記載されている。以上から、「交付決定額」は、最終的な申請額に対する修正を反映した金額であり、「確定額（精算払額）」と一定の差異が生じていることが分かる。この一定の差異に関しては、県所管課は「減額理由書」により、最終の「交付決定額」と「確定額（精算払額）」との差異原因を概略的に説明している。

【問題点及び改善策】

県が浄化槽設置整備事業県費補助金を交付決定する際には、交付要綱等に基づき、交付の対象と交付額を次のような基準に基づき算定している。

[交付対象]

市町村が補助対象地域として指定する地域において、処理対象人員50人槽以下の浄化槽の設置者に対して、地方創生汚水処理施設整備推進交付金及び循環型社会形成推進交付金のうちいずれかが対象となったものを交付対象としている（交付要綱第3条より）。

[交付額の算定方法]

補助金の交付額は次の方法に基づき算出することとなっている。①選定額としては、浄化槽及び変則浄化槽等の区分ごとに、浄化槽の規模等に基づき設定された基準額と市町村が実施要綱に基づき規定する設置に要する費用を助成するために必要な経費としての対象経費の実支出額とを、人槽区分ごとに比較して少ない方を決定する。②このように①で選定した合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に1/3の補助率を乗じて得た額を交付額とする（交付要綱第4条より）。

このようにして、各市町村からの交付申請額（7月中旬～8月末）は、62,940千円（459基）であったことから、そのとおり交付決定されている（8月中）。その後、所要額調査（12月上旬）で60,157千円（446基）に減少し、さらに変更申請を経て変更決定が57,837千円（426基）として決定されている（2月上旬～下旬）。令和6年度の実績報告によると、当該補助金の交付額は51,478千円（398基）として確定している。

以上のとおり、最初の交付決定（62,940千円（459基））と変更決定（57,837千円（426基））では、金額ベースで△5,103千円（△8.1%）の減少、基数ベースでは△33基（△7.2%）の減少であった。また、変更決定（57,837千円（426基））に対して、最終的な確定交付額は（51,478千円（398基））であり、金額ベースで△6,359千円（△11.0%）の減少、基数ベースで△28基（△6.6%）の減少であった。

そこで、変更決定額と最終確定交付額との差異（△6,359千円（△11.0%））に関しては、減額理由書では、「市町村は、・・・申請の基数や人槽について正確な予想は困難である。」また、「1月末の交付金変更申請時に、各市町村で2月以降に見込まれる浄化槽補助基数・金額を予測したが、2月以降の補助基数・金額の実績が予測よりも少なかったことから、実績基数・金額が減少となった。以上から、確定額が減額となった。」としている。

しかし、変更決定額と最終確定交付額との差異（△6,359千円（△11.0%））に関する減額理由としては次のとおりであり、十分な説明がなされていないものと考えられる。

すなわち、減額理由書には、令和4年度の実績が参考として記載されているが、その令和4年度の実績としての交付申請額（58,052千円）と確定額（54,244千円）との差異である変更額（△3,808千円）と比較した場合、令和6年度の差異は△6,359千円（△11.0%）であり、異常な差異として確認できる。この点に関する合理的な説明としては、不十分である。

このような説明に関して、確定額内訳等に記載されている各市町村別の差異の実態を見ると、変更決定額と最終確定交付額との差異が約2割以上である自治体は次のとおりであった。

【交付決定と実績報告との差異の主要な自治体】

（単位：基、円）

事業主体	交付決定額：A		実績報告：B		差（B－A）	
	補助 予定 基数	交付決定額	助成 基数	確定額 （精算払額）	基数	交付決定額と 確定額の差額
南アルプス市	40	5,364,000	34	4,134,000	△6	△1,230,000 （△22.9%）
笛吹市	17	2,989,000	11	1,131,000	△6	△1,858,000 （△62.2%）
西桂町	4	839,000	3	526,000	△1	△313,000 （△37.3%）

鳴沢村	15	1,968,000	11	1,299,000	△4	△669,000 (△34.0%)
小計	76	11,160,000	59	7,090,000	△17	△4,070,000
・・・
全体合計	426	57,837,000	398	51,478,000	△28	△6,359,000

(出所:「確定額内訳」等に基づき監査人が作成)

注:「差(B-A)」欄の()内の割合は、「(B-A)/A」の結果である。

この表からも分かるとおり、令和6年度の差異額は「△6,359,000円」であったことから、2割以上の乖離があった4つの市町村の差異の合計額「△4,070,000円」であり、全体合計に占める割合は64.0%であった。その中でも最大の差異は笛吹市の「△1,858,000」であり、全体合計に占める割合は29.2%と大きな割合を占めている。

笛吹市におけるこの差異の原因は一定の特殊要因によるものと考えているようであるが、浄化槽設置整備工事等に対する補助金交付の直接の事業主体である市町村における進捗管理の不備と山梨県の施行通達により当該補助金を交付する際の交付決定の書面審査等に係る事務改善等があるものとする。

すなわち、笛吹市から令和7年3月末に受領している事業報告書の内容を閲覧すると、別紙(4)「補助対象浄化槽設置者一覧表」(以下「設置者一覧表」という。)に結果として令和6年度11人の設置者の補助対象事業費に係る諸データが記録されていることが把握できる。当該補助金を活用して浄化槽を設置する者は、施工業者と契約し、①「建築確認申請又は設置届」を提出し、②設置工事等を実施することとなるが、①「建築確認申請又は設置届」に係る提出日を基準に進捗管理を行うことにより、補助金交付の進捗管理をより適切に実施することが可能であることが分かる。例えば、この一覧表によると、①「建築確認申請又は設置届」の日付が、令和6年9月までの案件は10月以降早い段階で、10件であることが把握できる。一方、笛吹市が県所管課に提出した「令和6年度浄化槽設置整備事業施行状況調べ(〇月分)」では、「契約済額」について、(9月分)から(10月分)まで「8件」と記入報告されており、(12月分)で「9件」、(1月分)で「10件」と報告されていた。仮に①「建築確認申請又は設置届」データに基づき補助金申請状況を把握する進捗管理の実務を採っていれば、「10件」という実態に合致するまでに3か月かかっていることが分かる。

また、設置工事の施工完了ベース(②)であったとしても、施工完了日が令和6

年8月末までの事案は8件であり、当該施工状況調べでは（10月分）で「8件」と報告されている。

さらには、笛吹市の令和6年度実績は11件であったが、設置者一覧表に記載されている①と②の日付の推移をみると、①「建築確認申請又は設置届」により申請されて、平均して「2.7か月」で施工完了（②）が報告されていることを確認することができる。1月末に県所管課が県内各市町村に対して報告を依頼する「変更申請（1月末）」においては、①から②への平均「2.7か月」という経験則を考慮すると、第4四半期には、当初計画の「17基」のうち、既に報告されている「11基」を除くと、残り「6基」が達成可能であるかどうか少なくとも疑念を抱くのが自然であると考えられる。

以上のような進捗管理状況を踏まえると、市においては進捗管理の事務を改善する余地があるものと考えられる。そして、県所管課としては、交付要綱等に基づき、1月末現在の最終的な変更申請を依頼するにあたって、このような進捗管理の手法について、注意喚起を行うことを要望する。また、必要に応じて調査を行い、補助事業等の執行が能率的かつ適正でないと認める場合には、補助金等の適正な交付を行うために、施行通達^準に基づき、申請事項に修正を加えて交付の決定を行うことも検討するよう要望する。

注：施行通達の「第4 補助金等の交付の決定について(第5条関係)」の引用は以下のとおり。

- ① 交付決定にあたっては、当該申請に係る補助金等が法令等又は予算で定めるところに違反していないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を慎重に審査したうえで決定すること。

その方法としては、書面審査と現地調査の方法があるが、建設工事等のように現場の自然的条件の現地調査を十分に行わなければならないものについては、現地調査を行ったうえで決定すること。なお、補助事業等が時期を失せず円滑に遂行できるよう、可能な限り適正なうえにも迅速に決定することが必要であること。

- ② 補助金等の交付の申請が、法令等及び予算の定めるところを十分満たしていない場合及び補助事業等の執行が能率的かつ適正でない場合等においては、補助金等の適正な交付を行うために、申請事項に修正を加えて交付の決定を行うことができることにしたが、これは、申請書を再提出させる等の二重の手間を

はぶき迅速な交付決定が行えるようにしたものであること。

なお、修正して交付の決定をするにあたっては、当該補助事業等の遂行を不当に困難にさせないようにすること。

また、実績報告時に作成される確定額内訳では、①「補助対象事業費」（合計額 154,452 千円）、②「交付決定額」（合計 57,837 千円）、③「確定額（精算払額）」（合計額 51,478 千円）の3項目が市町村毎に記載されている。一見して、各金額の相関関係が把握できない。①「補助対象事業費」は、③「確定額（精算払額）」と対応しているが、一方で、②「交付決定額」に対応するべき「交付申請時の事業費」が記載されていないため、交付申請と事業実績の状況を把握することができない。したがって、確定額内訳においては、補助対象事業費及び県費補助金のそれぞれについて、既交付決定時点での金額と事業実績時の金額を分かり易く併記するか、又は注記することにより詳細な説明を記載するなど、表記の改善を要望する。

5.6. 地盤沈下調査事業費

(1) 事業概要

① 事業目的及び事業内容等について

地盤沈下調査事業費では、一級水準測量と地下水位測量の2つの細事業に分かれる。

まず、一級水準測量は、甲府盆地の沈下量を測定し、基礎データを作成するとともに、地盤沈下の状況を監視し、原因究明及び対策の検討に結びつけることを目的としている。また、事業内容としては、例年11月に県内38か所（基準点を含む。）の地盤沈下量を測定している。

次に、地下水位測量は、地下水資源の保護及び採取の適正化を図るとともに、地盤沈下の未然防止のための監視として、井戸の水位を常時観測している。また、事業内容としては、観測地点10か所、井戸の水位測定は13か所であり、地下水水位計（圧力計）の更新を行っている。

② 法令等

環境基本法第7条及び第36条

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
9,055	9,685	86.2%

注：表中の「予算」は「当初予算」であり、「執行率」は次の表中の「予算現額」に対する「決算」の割合である。

【参考：予算決算等年度推移】

(単位：円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額	9,583,000	10,808,000	11,238,242	9,793,000
決算額	8,893,757	9,107,281	9,685,133	—
繰越額	0	0	697,000	—
不用額	689,243	1,700,719	856,109	—

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 4-4(3)	地盤沈下量の状況を正確に把握するため、一級水準測量や地下水位観測を行います。
-----------	--

② 関連する環境指標

該当なし。

(4) 実施した監査手続

- ・担当者への質問
- ・関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

No. 30 諸経費積算の不備について

(指摘事項) 地盤沈下調査事業費に関して、予定価格の基礎となる積算項目に諸経費が積算されていないことから、直接業務費に対する諸経費積算の統一した設計手法を再度確認して必要な業務の標準化を図り、併せて、「一般管理費及び付加利益」等の確保にも不可欠な諸経費率を適切に設定して、契約にあたり十分な経費を見積るよう検討されたい。

【現状】

地盤沈下調査事業費では、一級水準測量と地下水位測量の2つの細事業があり、それぞれに契約を締結し、事業を実施している。それぞれの契約額は次のとおりである。

- ① 令和6年度一級水準測量調査業務委託契約：「業務委託料 金 6,930,000 円」
- ② 令和6年度地下水位観測調査業務委託契約：「業務委託料 金 1,265,000 円」

これら2つの業務委託に係る積算業務の内容を見ると、概ね同じ手法で業務費が積算されている。すなわち、それぞれの業務内訳表によると、直接測量費（直接調査費）と諸経費とを合計する方法で、測量業務価格（調査業務価格）が算定されて

いる。しかし、2つの業務委託共に、諸経費率は「ゼロ」とされているため、実際には、諸経費は「0円」として積算している。

【問題点及び改善策】

このような諸経費「0円」の積算に関して、県所管課からは、「間接費（諸経費率）を0円とするルールはない」こと及び「山梨県財務規則第127条の通則により、实例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して予定価格を定めることとしている」ことという回答を受けた。

県所管課が積算にあたり参考に行っている「設計業務等標準積算基準書 設計業務等標準積算基準書（参考資料）」によると、「測量業務費構成費目の内訳」では、「直接測量費」及び「諸経費」の合計を積算することとなっており、後者の「諸経費」とは「間接測量費」及び「一般管理費等」としている。ここで、「間接測量費」とは、「動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登記等に要する費用」と規定されている。また、「一般管理費等」とは、「一般管理費及び付加利益」と規定されており、「一般管理費は当該業務を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む」とされ、「付加価値は、当該業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む」とされている。

このような諸経費の積算方式としては、「別表第1により直接測量費（成果検定費を除く）毎に求められた諸経費率を、当該直接測量費（成果検定費を除く）に乘じて得た額」としている。別表1の概要を記載すると、直接測量費が「50万円以下」である場合、「91.2%」であり、「1億円を超えるもの」である場合、「51.7%」である。これらの間である「50万円を超え1億円以下」である場合、一定の算出式により求められた率とされている（付録には測量業務諸経費率早見表がある。）。

以上のとおり、県所管課が参考に行っている「設計業務等標準積算基準書 設計業務等標準積算基準書（参考資料）」では、「諸経費」は「間接測量費」及び「一般管理費等」であり、少なくとも後者の「一般管理費等」は受託者となる企業等にとって必要不可欠な「一般管理費及び付加利益」である。「諸経費」を積算しない実務は、受託者にとって直接人件費等の直接測量費を回収することはできるが、企業等

として不可欠な「一般管理費及び付加利益」を得ることができないことには少なからず疑問が残る。ちなみに、測量業務諸経费率早見表によると、一級水準測量業務の諸経费率は「69.1%」であることから、その影響額は約460万円と推定される。一方、地下水位測量業務の諸経费率は「83.8%」であることから、その影響額は約92万円と推定される。諸物価高騰の現状では一般管理費項目の高騰にも対応するために諸経費を得ることは、企業等の継続性を確保する上で重要な要素であると考えられる。

5.7. 環境放射能水準調査事業費

(1) 事業概要

① 事業目的について

原発施設等の近傍周辺においては、立地県等において放射線監視事業が実施されているが、この監視事業の精度を高めるためには、測定されたデータが当該施設からの影響によるものなのか否かを把握し、測定結果の正確な評価を行う必要がある。

このため、空間放射線量を全国的に監視するとともに、当該施設周辺より広範囲な地域において、日常一般生活に関係を有する環境試料及び各種食品を対象に検体を採取し、以下の環境放射能水準調査を実施している。(国からの委託事業)

また、緊急時調査として放射能対策本部等により緊急時調査の指示を受けた場合に行う調査がある。これは、環境中に放射性物質が放出され、放射線被ばく並びに環境への放射能汚染の恐れがある事象が発生した場合、当該地域環境中の放射線レベルの把握を主な目的とするものである。

② 事業内容等について

原子力規制委員会の委託を受け、環境放射能水準調査を実施している。

- (ア) 核種分析調査（環境試料の放射能濃度測定、年4回等）
- (イ) 空間線量率調査（線量率測定月1回、計数率測定24h）
- (ウ) 全β線測定調査（降水の放射能濃度測定、降雨毎）

[内訳]

大気水質保全課執行：6,709千円

山梨県衛生環境研究所執行：6,981千円

山梨県畜産酪農技術センター執行：27千円

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
14,296	13,716	95.9%

【参考：予算決算等年度推移】

(単位：円)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算現額	22,447,000	19,442,000	14,296,000	41,041,000

決算額	20,547,600	18,797,406	13,715,660	—
繰越額	0	0	0	—
不用額	1,899,400	644,594	580,340	—

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 4-5(1)	環境放射能モニタリング調査を継続的に実施し、その結果を公表します。
-----------	-----------------------------------

② 関連する環境指標

該当なし。

(4) 実施した監査手続

- ・ 担当者への質問
- ・ 関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

No. 31 積算及び契約金額の合理性の文書化について

(意見事項) 環境放射能水準調査事業費の中で実施しているモニタリングポスト等保守点検業務委託について、全額、国庫支出金を原資として予算化した金額に積算金額及び予定価格並びに契約金額を一致させている実務の合理性と単独随意契約の相手方が提出する見積書の金額の経済性及び合理性を検証し、その結果を公文書としての積算書等に記載しておくよう要望する。

【現状】

モニタリングポスト等保守点検業務委託は、既に県内5か所に設置されているモニタリングポストの設備機器に対する保守点検業務委託であり、契約の性質上、単独随意契約を毎年度実施している（山梨県財務規則第137条第3項^註及び財務規則運用通知第137条関係第4項「ア・・・一社の専有する物品を購入するとき」）。

注：山梨県財務規則第 137 条第 3 項

「3 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならない。この場合、特別の理由がある場合を除き、予定価格が十万円以上のときは、二人以上の者から見積書を徴さなければならない。」

令和 6 年度に係る予算編成においても、環境放射能水準調査費の事業予算を全額国庫支出金により確保し、委託料予算の中に、モニタリングポスト等保守点検業務委託に係る所要額（A）が計上されている。実際の契約行為は、事前に作成された経費内訳書の積算金額（B）を基礎とした予定価格に対して、令和 6 年 4 月 1 日に随意契約の相手方から「見積書」の提出を受け、その「見積書」の金額（C）が予定価格の範囲内であることを確認して、当該金額（D）で契約書が作成されている。これらの金額は結果として同額であった（A=B=C=D）。

【問題点及び改善策】

当該事業費に関して事業予算を編成する際に、国庫支出金を原資としていることから、県単独経費は一切計上されていない。予算編成時点での予算見積額が、当該予算事業年度である次年度に、1 円の相違もなく執行されていることになる。もちろん、社会経済情勢の激変により積算単価等の高騰が生じた場合、執行部門は追加の予算手当を検討する場合もあると考えられる。少なくとも、前年に行われる予算編成時点での県予算査定や国庫支出金の査定に基づく県所管課の積算金額の減額分は、当該事業年度で実施される契約金額の確定行為にも影響を与えているものと考ええる。

この影響額は、契約前に設定される予定価格の基礎数値である積算金額の調整額で把握することができる。当該業務委託に係る積算内訳書では、直接業務費と諸経費の合計額に対して、約 8 割の調整率が掛けられている。その減額分（約 2 割分）は約 100 万円である。県所管課からの提出資料には、「実際の業務は機器・システムの保守点検業務であること、及び予算額に合わせるため[・・・%]を掛ける。」と記載されている。少なくとも直接人件費の単価や諸経費率は標準積算基準に基づく単価等を使用していることから、所要額の積算に際しての最終的な調整率を掛ける行為は、標準積算単価等を軽視するものと批判されるリスクが懸念される。したがって、契約前に積算する金額は単に「予算に合わせるため」等の理由ではなく、単独随意契約に伴う競争性の低下というデメリットを補完するための競争原理の疑似的な論理を、県所管課で検討することが必要であり、公文書に記載する文言としてより適切な理由を検討するよう要望する。少なくとも、「実際の業務は機器・システ

ムの保守点検業務であること」という表現が何を意味するものか、判然としない。

契約相手方から提出された見積書に記載されている金額も、契約開始日に単独見積りとして提出されているが、1回目の見積りで予定価格等の全ての金額に一致することは不自然であることを考えると、通常の経済取引において業者が受託業務を十分に実施することができる費用を見積っていると判断することができる入札経過を期待する。

6. 新価値・地域創造推進局 地域エネルギー推進課

6.1. 再エネ設備導入支援事業費補助金

(1) 事業概要

① 事業目的

太陽光発電設備及び蓄電池の導入により電力の自家消費を増やし、家庭におけるエネルギー費用の負担を軽減する。

② 事業内容

既存住宅へ太陽光発電設備及び蓄電池を設置しようとする者に対し、設置に要する経費を助成する。

③ 事業期間

令和4年度～令和8年度

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
271,448	135,020	49.7%

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 1-1(2)	家庭や事業者等における、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備や環境負荷の低い次世代自動車、省エネ性能の高い機器・設備等の導入を促進します。
-----------	---

② 関連する環境指標

指標項目	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
再生可能エネルギー導入目標	1,215MW (R2)	1,756MW (R12)

- (4) 実施した監査手続
- ・ 担当者への質問
 - ・ 関連資料の閲覧

- (5) 指摘事項又は意見事項

No. 32 一般競争入札における予定価格の定め方について

(意見事項) 一般競争入札において、予定価格を定める際には、実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して定めるよう改善されたい。

【現状】

当該事業は、既存住宅へ太陽光発電設備及び蓄電池を設置しようとする者に対し、設置に要する経費を助成するものであるが、当該事業については、特段問題はなかった。しかし、当該事業を実施するにあたり、補助金申請書類の確認等の業務について外部の業者に業務委託を行っているが、その際以下のような問題がある。

県が出している予定価格調書では、算出価格（税抜）は、45,048,300円であり、落札額は、27,000,000円で、予定価格の60%を割っている。

対象経費は、「再エネ設備導入支援事業費補助金業務委託仕様書」4(1)に規定されており、その内訳は、①人件費、②事業費、③一般管理費となっている。

当該委託業務は一般競争入札で委託業者を決定しているが、5者が入札しており、それぞれ44,770,440円、27,259,000円、30,160,000円、29,842,900円、27,000,000円となっており、平均31,806,468円となっていて、県の予定価格（積算額）では、人件費相当額の負担のみとなってしまう。

【問題点及び改善策】

県が作成した予定価格が、適切でなかったことが問題である。

そもそも、予定価格とは

「地方公共団体が相手方を選定して契約を締結する際の契約金額決定の基準であり、契約担当者があらかじめ作成」されるものである（会計事務ガイドブックより）。

また、予定価格を定める場合は、実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して定めることとなっている。

県の予定価格の基になった積算書の概要は以下のとおりである。

事務局人件費 30,837 千円、事務局経費関係費用 4,508 千円、システム構築費 1,500 千円、事業用周知チラシ費用 3,940 千円、郵送料 168 千円、その他管理費 4,095 千円、消費税及び地方消費税 4,488 千円となり、総額 49,536 千円である。

この積算書は、当該事業の令和 4 年度の実例価格ではなく、参考見積として徴求した価格であり、当該参考見積価格は、実例価格よりも高かった。

また、当時、経済対策やコロナ関係でさまざまな委託事業が実施されており、事業者によっては、各業務を複数受けられるように体制を整備していたことを、県としても把握していたことに鑑み、実際入札した業者の平均が 31 百万円超であることを考えると、予定価格の定め方に問題があることは否めない。

一般競争入札において、予定価格を定める際には、実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して定めるよう改善されたい。

No. 33 入札価格の内容の検討について

(意見事項) 最低制限価格を設けないまでも、予定価格と乖離があるため、落札者の入札価格の内容を検討すべきである。

【現状】

対象経費は、「再エネ設備導入支援事業費補助金業務委託仕様書」4(1)に規定されており、その内訳は、①人件費、②事業費、③一般管理費となっている。

先述のとおり県が設定した予定価格の 60%を下回る価格で落札されている。

【問題点及び改善策】

予定価格より相当低い金額で落札されたことは、県民にとっては、有利であると判断できるが、落札者が「再エネ設備導入支援事業費補助金業務委託仕様書 3 業務内容」に規定された事項を遅滞なく円滑に遂行されるかどうか、実効性につき検討

されていないことが問題である。

県は、基本的に入札した金額で、仕様のとおり業務を実施できるということでそれ以上の検証は行っておらず、県の入札参加資格も有しており、落札した業務が履行できなかったというケースはないという理由から、この応札額で業務が執行できるかの確認（応札額の妥当性や適正性）はしていなかった。

予定価格より相当低い金額で落札された場合には、業務の実効性を確保するため入札価格の内容を慎重に検討する必要がある。

6.2. 脱炭素化推進事業費補助金

(1) 事業概要

山梨県第三者所有モデルによる再エネ設備導入支援事業費補助金

企業等において第三者所有モデル（PPA 又はリース）により再エネ設備を設置する事業者等に対し、設置に要する経費を助成することにより、各需要家の電気料金又はリース料を低減し、再エネ設備導入を推進する。

※県有施設は導入候補施設を調整する必要があったことから R6 当初は予算要求をしなかった。

当該補助金は、二酸化炭素の排出削減による地球環境の保全及び改善並びに山梨県地球温暖化対策実行計画（令和 5 年 3 月改定）に基づく再生可能エネルギーの導入目標を達成するため、第三者所有モデルを活用した太陽光発電の導入を促進することを目的とし、これに要する経費について補助するものである。

補助対象設備及び補助限度額は、1 申請当たり太陽光発電設備、蓄電池含め上限 3,000 万円で、その補助率は別表（補助金交付要綱より）のようになっている。

別表 補助対象設備及び補助率（第 5 条第 1 項関係）

補助対象設備	補助率	補助限度額
(ア) 太陽光発電設備	需要家が県である場合 補助対象経費の 1/2 需要家が民間事業者である場合 定額：5 万円/kW ※太陽光パネルとパワーコンディショナーのいずれかの出力の低い値に乗じて算出（小数点第 2 位以下切り捨て）	1 申請あたり、太陽光発電設備、蓄電池含め 上限 3,000 万円 （ただし、需要家が県である場合は除く）
(イ) 蓄電池	需要家が県である場合 補助対象経費の 2/3 需要家が民間事業者である場合 補助対象経費の 1/3	

大きく分けて 2 種類の形態があり、一つは、①県の施設に補助対象設備を第三者が設置する場合と、②民間事業者の施設に補助対象設備を設置する場合とがある。

(2) 令和 6 年度予算・決算

（単位：千円）

予算	決算	執行率
139,472	121,812	87.3%

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 1-1(2)	家庭や事業者等における、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備や環境負荷の低い次世代自動車、省エネ性能の高い機器・設備等の導入を促進します。
-----------	---

② 関連する環境指標

指標項目	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
再生可能エネルギー導入目標	1,215MW (R2)	1,756MW (R12)

(4) 実施した監査手続

- ・担当者への質問
- ・関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

No. 34 補助金の効果検証と開示について

(意見事項) 県の施設に補助対象設備を第三者が設置する場合に、もちろん当該事業の主目的は太陽光発電の導入を支援することによる二酸化炭素排出量の削減ではあるが、補助金(国庫補助金100%)を使用して経済的にどれくらいの節約効果があるのかを、毎年検証され、この結果を広く県民に開示することが望まれる。

【現状】

当該事業は、県有施設に第三者の資本で、太陽光発電設備等補助対象設備を設置することに対して、第三者に補助金を供与するものである。

この効果として、既存の電気事業者からの購入量を減らすことで、二酸化炭素の排出削減に寄与すると同時に、第三者から安価に電気を購入することで、県は経済的にもメリットを得ることができる。

当該補助金活用後のPPA単価と、以前の電気料金単価(系統電気料金単価)とを比較した表は以下のとおりである。PPAとは、「Power Purchase Agreement」(電力

購入契約)の略で、発電事業者と需要家(電力利用者)が結ぶ電力の売買契約のことをいう。

(系統電気料金単価と PPA 単価との比較表)

施設	系統電気料金単価	PPA単価
産業技術短期大学校(都留)	35.82	31.13
総合農業技術センター	30.68	23.65
富士吉田警察署	28.51	22.44
子どもの心のケア総合拠点	26.02	20.57
甲斐警察署	25.01	19.25

(出所:地域エネルギー推進課資料を基に監査人作成)

これを受けて、上記5施設とも系統から買う場合の電気料金単価より、PPA単価が下回っており、当該事業において県は経済的なメリットが生じていると判断している。

【問題点及び改善策】

当該事業においては、事業者の選定において、公募型プロポーザル方式で行っている。この際、事業者選定における評価基準において、業務実施体制に関する事項の資金計画・財務状況について評価の視点として考慮している。これは、当該事業期間満了まで事業を実施できるかどうかという視点での評価・検討であると言える。

確かに、系統電気料金単価と PPA 単価とを比較すると、PPA 単価の方が経済的メリットがあると言えるが、当該事業の補助金を含めて考えた場合に、県としてどれくらいのメリットがあるのか? 具体的には、補助金支出が何年で回収できるのかについて、十分に検討していないことが問題である。

事業計画書を基に計算した補助金支出額の電気料節減効果による回収可能年数は以下のとおりである。

補助金支出額の電気料節減効果による回収可能年数

施設	系統電気料金単価	PPA単価
産業技術短期大学校（都留）	35.82	31.13
総合農業技術センター	30.68	23.65
富士吉田警察署	28.51	22.44
子どもの心のケア総合拠点	26.02	20.57
甲斐警察署	25.01	19.25

	系統電気料金単価	PPA単価	③	系統電力年間消費量削減額 (KWh)	電気量削減額	補助金	補助金回収年
	①	②	①-②	④	⑤	⑥	⑥÷⑤
産業技術短期大学校（都留）	35.82	31.13	4.69	41,906	196,539		
総合農業技術センター	30.68	23.65	7.03	70,106	492,845		
富士吉田警察署	28.51	22.44	6.07	84,670	513,947		
子どもの心のケア総合拠点	26.02	20.57	5.45	98,829	538,618		
甲斐警察署	25.01	19.25	5.76	82,695	476,323		
合計					2,218,272	40,822,000	18.40

（出所：地域エネルギー推進課資料を基に監査人作成）

概算で18年余りで補助金を回収できることが分かる。県と第三者である事業者との太陽光発電設備導入事業基本協定書によると、電力の供給期間は20年であり、予定契約期間でやっと補助金が回収できることとなる。

もちろん当該事業の主目的は、太陽光発電の導入を支援することによる二酸化炭素排出量の削減ではあるが、補助金（国庫補助金100%）を使用して、経済的にどれくらいの節約効果があるのかを毎年検証し、この結果を広く県民に開示することが望まれる。

このためには、補助金の金額とこの事業により、電気料金の節減金額の合計金額を比較して、経済性はどれ位あるのか？ ないのか？ について、十分に検討することが望まれる。また、当該事業は、長期にわたるものであるため、これによる二酸化炭素削減効果はどれくらいあって、それに対して補助金回収効果がどの程度あるのかを、県民に対して毎年適時に開示していくことが望まれる。

No. 35 補助金によるCO₂削減効果の開示について

（意見事項）補助金の効果を広く県民に伝えるよう、県の施設関係においては二酸化炭素排出量削減実績と県の電気料削減効果実績、民間事業者の施設に関しては二酸化炭素排出量削減実績を、当該補助金額とともに併記する形で多種のメディアを用いて、毎年開示するよう要望する。

【現状】

当該補助金は、二酸化炭素の排出削減による地球環境の保全及び改善並びに山梨県地球温暖化対策実行計画（令和5年3月改定）に基づく再生可能エネルギーの導入目標を達成するため、第三者所有モデルを活用した太陽光発電の導入を促進することを目的とし、これに要する経費について補助するものである。

これには、2種類の形態があり、一つは、①県の施設に補助対象設備を第三者が設置する場合と、②民間事業者の施設に補助対象設備を設置する場合とがある。

太陽光発電設備等による二酸化炭素排出量削減効果は、予算執行年度では完結しない長期にわたるものである。

【問題点及び改善策】

前記のように、対象設備の設置に係る補助金額は多額に上り、国庫により賄われるとはいえ、元は県民の税金である。また、この補助金の効果は、当該事業者から20年間にわたり実績報告を受けることとなっている。

この効果を広く県民に伝えるよう、多種のメディアを用いて、県の施設関係においては、二酸化炭素排出量削減実績と県の電気料削減効果実績、そして、民間事業者の施設に関しては、二酸化炭素排出量削減実績を、当該補助金額とともに併記する形で毎年開示するよう要望する。

6.3. 公共交通電気事業車等導入支援事業費補助金

(1) 事業概要

① 事業目的

家庭及び企業の中長期的な燃料費支援を行うとともに、地球温暖化対策として運輸部門の脱炭素化を図る。

② 事業内容

国の補助金を活用し、EV等を購入する県民・事業者に、購入に要する経費及び重要インフラである急速充電器の設置について経費の一部を助成する。

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
86,421	53,299	61.7%

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 1-1(2)	家庭や事業者等における、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備や環境負荷の低い次世代自動車、省エネ性能の高い機器・設備等の導入を促進します。
-----------	---

② 関連する環境指標

指標項目	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
温室効果ガス総排出量	6,744 千 t- CO ₂ (H25)	3,363 千 t- CO ₂ (基準年度比▲50%) (R12)

(4) 実施した監査手続

- ・担当者への質問
- ・関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

No. 36 補助対象財産の実在性確認資料について

(意見事項) 当該事業の実施要綱においては、財産の実在性について確認するために自動車検査証の写しを徴求することとなっているが、自動車検査証の写しではなく、自動車検査証記録事項か、自動車検査証閲覧アプリで確認した事実が分かる資料を報告・提供してもらうように実施要綱を変更されたい。

【現状】

電気タクシー等普及促進事業費補助金交付要綱によると、当該要綱の第10条「財産処分の制限」第6項において、「補助対象事業者は、財産処分制限期間内にあるは、毎年1月15日までに第1項の状況を自動車検査証の写しを提供することにより、知事に報告しなければならない。」とある。

【問題点及び改善策】

自動車検査証の写しだと適時にその自動車の所有者を特定する、もしくは確認することができないので、この要綱の規定は不適切であると考えます。

財産処分可能期間において自動車検査証の写しを徴求することとなっているが、2023年1月以降に交付された普通自動車の電子車検証では所有者情報は車検証本体ではなくICタグに格納されている。このため、この情報を確認するには自動車検査証記録事項の印刷された帳票を確認するか、国土交通省の自動車検査証閲覧アプリを使用する必要がある。そして、これらの書類資料により確認された事実を調書として残しておく必要がある。

よって、当該事業の財産の実在性を確認するには、自動車検査証の写しではなく、自動車検査証記録事項か、自動車検査証閲覧アプリで確認した事実が分かる資料を報告・提供してもらうように実施要綱を変更されたい。

No. 37 所有者確認資料の徴求時期について

(意見事項) 所有者を確認するために、自動車検査証記録事項を徴求しているが、徴求時期が適切ではない。本来所有確認という趣旨に照らすと、毎年同時期(例えば、12月中)の記録年月日がある当該書類を徴求すべきことを要望する。

【現状】

前述のように、当該補助金交付要綱第10条の財産処分の制限を受けて、その所有確認をするために、「毎年1月15日までに、財産管理の状況として自動車検査証の写し」を徴求することとなっている。

所管課においては、前述の車検証とともに、記録時期が分かる自動車検査証記録事項も同時に徴求しているが、その「記録年月日」が1月15日と乖離している。

自動車検査証と自動車検査証記録事項をまとめた表は、以下のとおりである。

No.	車種	車台番号	自動車検査証	自動車検査証記録事項	左記の記録年月日	登録年月日	区分制限期間(3年)
1	日産リーフ	ZE1-●●9733	○	○	R6.2.7	R5.3.8	R8.3.7
2	日産リーフ	ZE1-●●9787	○	○	R6.2.8	R5.3.8	R8.3.7
3	日産サクラ	B6AW-●●●●●●7	○			R5.10.26	R8.10.25
4	日産サクラ	B6AW-●●●●●168	○			R5.10.26	R8.10.25
5	日産アリア	FE●-1●●●●67	○	○	R6.1.25	R5.12.21	R8.12.20
6	日産サクラ	B6AW-●●69●91	○	○	R6.3.6	R6.3.6	R9.3.5
7	日産リーフ	ZE1-●●3●96	○		R6.7.30	R6.7.30	R9.7.29
8	日産サクラ	B6AW-●11●11●	○		R6.9.30	R6.9.30	R9.2.9

○：確認したもの

(出所：地域エネルギー推進課資料を基に監査人作成)

【問題点及び改善策】

本来所有確認という趣旨に照らすと、毎年同時期（例えば、12月中）の記録年月日がある当該書類を徴求すべきことを要望する。

6.4. 水素エネルギー普及啓発イベント開催

(1) 事業概要

① 事業目的

県内で製造された再エネ由来による CO₂フリー水素を県民に向けて PR し、今後の利用に繋げるため、普及啓発を行う。

② 事業内容

(ア) 水素エネルギー普及啓発イベント

(イ) 燃料電池自動車等貸出事業の実施

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
9,805	9,805	100%

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 1-1(6)	家庭用燃料電池や燃料電池自動車等の普及啓発による水素エネルギーの利用拡大、CO ₂ フリー水素サプライチェーンの構築、水素・燃料電池関連産業の振興を図ります。
-----------	--

② 関連する環境指標

該当なし。

(4) 実施した監査手続

- ・担当者への質問
- ・関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

No. 38 事業内容に適した入札方法について

(意見事項) 当該事業は、県内で製造された再エネ由来による CO₂フリー水素を県民に向けて PR し、今後の利用に繋げるため、普及啓発を行うものであり、イベント(一般的) 関連費用も含まれていることから、一般競争入札に適する事業と競争入札には適さない事業に区分した上で、その目的を効果的・経済的に実施されるよう改善を要望する。

【現状】

当該事業は、県内で製造された再エネ由来による CO₂フリー水素を県民に向けて PR し、今後の利用に繋げるため、普及啓発を行うことを目的として開催される事業である。

この事業は、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当し、随意契約により委託業者に業務委託している。

(地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号)

不動産の買入れ又は借入れ、県が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

「その他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しない」場合の例示は以下のとおりである。

- (1) 契約の目的物に特殊な性質があり、特定の者でなければ納入できない場合
- (2) 特殊な技術、機器、設備等を必要とし、契約を履行できる者が特定される場合
- (3) 電算システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者が改造、改良、保守、点検を実施する場合
- (4) 法令等により契約の相手方が特定される場合
- (5) 契約の相手方等と締結した他の契約、協定、覚書など合理的な理由に基づき、あらかじめ契約の相手方が決定している場合
- (6) 国、公共団体と直接契約を締結する場合
- (7) 公定・額面価格により調達するものなど、競争性がないことが明らかな場合
- (8) コンペ・プロポーザル方式によって契約の相手方を決定する場合
- (9) 特定の土地又は家屋を買入れ又は借り入れる必要がある場合

- (10) 特殊な品物の購入において、県が所有している材を業に売り払い、その材料を使用して製造させた方が有利である場合
- (11) 学校、試験場などにおいて生産した物品等を売払う場合
- (12) 生産者から直接その生産物を買入れる場合
- (13) 災害等の罹災者又は救助を行う者に対し、救助に必要な物件を売払い又は貸し付ける場合
- (14) 県の事業に必要な物件等を、かかわりのある者に売り払い、又は貸し付ける場合
- (15) 公債、債権、株券の買入れ又は売払いをする場合

つまり、当該事案においては、「(2) 特殊な技術、機器、設備等を必要とし、契約を履行できる者が特定される場合」として、随意契約となっている。

当該事業の予定価格積算と事業者の見積書を見ると以下のような内容となっている。

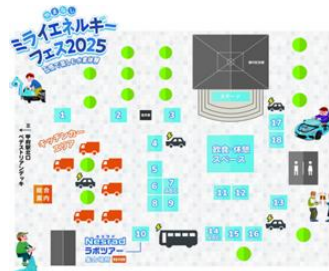
	県予定価格積算	見積書
【展示・FCV車両関係費用】		
水素キッズパーク	3,000,000	2,300,000
水素展示	300,000	1,500,000
FCV車両関係費用	2,560,000	
FCV車両充填費	59,400	59,400
【水素エネルギーに関する講演】		
体験型実験装置に関する費用	1,044,300	
【水素パネルディスカッション】		
他県先進企業・学識経験者等謝金	150,000	150,000
【その他運営費経費】		
駐車場・サブ会場交通誘導員委託経費	200,000	
会場装飾・駐車場案内看板等作成・設営等	150,000	150,000
ステージショー		200,000
シャトルバス等借用・運転業務費		250,000
事務費・進行管理・消耗品費		200,000
事務局人件費		2,500,000
イベント運営費		905,670
【広告費等】		
イベント周知ポスター等データ作成	200,000	
周知用ポスター	150,000	
当日プログラム案内リーフ	200,000	
事前告知関連費		600,000
【一般管理費】 10%	801,370	
小計	8,815,070	8,815,070
消費税	881,507	881,507
合計	9,696,577	9,696,577

(出所：県の積算額と事業者の見積書を基に監査人が作成)

また、当日のパンフレット及び会場マップは、以下のとおりである。



(当日のパンフレット)



(会場マップ)

【問題点及び改善策】

事業をひとくくりにして、競争入札に適さない事業として、随意契約としているところに問題があると考える。

事業経費の一部はイベント（一般的）関連費用であり、見積書の内容等を精査すると、少なくとも「広告費等」については「その性質又は目的が競争入札に適さない」場合には該当しないものと判断される。イベント部分に関して一般競争入札として事業委託先を選定した方が予算の節約が期待される。

当該事業は、県内で製造された再エネ由来によるCO₂フリー水素を県民に向けてPRし、今後の利用に繋げるため、普及啓発を行うものであり、イベント（一般的）関連費用も含まれていることから、一般競争入札に適する事業と競争入札には適さない事業に区分した上で、その目的を効果的・経済的に実施されるよう改善を要望する。

No. 39 委託先実態の適正な把握について

(指摘事項) 当該事業の事務局人件費を再委託しているが、業務委託契約書で求めている事前承諾書を作成していなかった。業務委託においては、委託先の実態を正確に把握し、特に再委託の有無については慎重に検討されたい。

【現状】

当該事業の委託経費精算書を確認したところ、事務局人件費としてD社によるコンサルティングフィーとK氏による運営サポート費用が計上されていた。所管課によると、事務局人件費は「水素関係の出展、講演者の選定、交渉などの企画や場所の選定、それに基づく調整などの人件費など水素関係のネットワークや知識がないと困難なもの」とのことで、D社及びK氏については、水素関係のネットワークを十分に有し、イベントの運営実績も豊富であることから事務局として適任と判断したとのことである。

【問題点及び改善策】

所管課によると、D社及びK氏については県側との初回の企画相談から調整の打ち合わせや当日運営まで参加しており、当該事業の委託先である法人Fの一員と認識していた。

しかしながら、実態としては、D社は法人Fの会員ではあるが、法人格は当然別である。またK氏については、法人Fの会員でもなく、完全に第三者に該当する。したがって、法人Fが事務局人件費をD社及びK氏に委託したことは、再委託に該当する。

当該事業の業務委託契約書では、「委託業務の再委託は原則禁止、ただし事前の書面承諾による場合は再委託可能」としている。事務局人件費についてはD社及びK氏に再委託しているが、確認したところ事前承諾書を作成しておらず、結果として業務委託契約書が遵守されていなかった。

業務委託においては、委託先の実態を正確に把握し、特に再委託の有無については慎重に検討されたい。

No. 40 委託業務内容の適切な検査について

(指摘事項) 業務委託の検査においては、事業が適正に実施されたか検証するために、実施事業の基礎となる請求書等の内容を十分に検討されたい。

【現状】

所管課では、事業の終了に際して委託先から委託経費精算書の提出を受け、担当

者が内容を検査した上で委託料の支払いを行っている。

【問題点及び改善策】

監査において、委託経費精算書と金額基礎となる請求書等との整合性を確認したところ、委託経費精算書の合計金額は間違っていなかったが、委託経費精算書の内訳金額が請求書等と整合していなかった。委託経費精算書には、所管課の担当者による「委託先所有データにて上記の金額を確認しました。」との記載が残されていたが、委託経費精算書の内訳金額が請求書等と整合していないことを、事業終了時の検査で発見できていなかった。

事業の終了に際して、契約書及び仕様書に基づき事業が適正に実施されたかを検査しなければならないが、基礎となる請求書等との整合性の検証が不十分であると委託請求金額の誤りにつながりかねない。また、事業を効果的・経済的に実施する観点からも事業の詳細内容での検証が求められる。

業務委託の検査においては、事業が適正に実施されたか検証するために、実施事業の基礎となる請求書等の内容を十分に検討されたい。

6.5. ゼロカーボンやまなし推進事業費

(1) 事業概要

県内全体で地球温暖化対策を強力に推進していくため、次の施策を実施する。

- ① ぶどうのカーテン設置事業
- ② グリーン購入ネットワーク会費
- ③ 省エネルギー診断促進補助事業
- ④ 地球温暖化対策にかかる県民会議推進事業
- ⑤ 脱炭素経営推進事業

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
6,545	5,242	80.1%

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 1-1(12)	パークアンドライドやエコ通勤、アイドリングストップ等エコドライブの普及促進により、運輸部門のCO ₂ 排出量削減を推進します。
------------	--

② 関連する環境指標

指標項目	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
温室効果ガス総排出量	6,744 千 t- CO ₂ (H25)	3,363 千 t- CO ₂ (基準年度比▲50%) (R12)

(4) 実施した監査手続

- ・ 担当者への質問
- ・ 関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

該当なし。

6.6. 県有施設 LED 照明整備事業費

(1) 事業概要

県有施設の照明 LED 化を進め県の CO₂排出量削減を図るため、知事部局出先施設は灯具調査の結果にもとづき、営繕工事により導入を行う。

導入に当たっては、工期を分けて計画的に行うこととし、今回は第 3 期及び第 4 期の工事費を計上する。

(2) 令和 6 年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
2,903,897	1,357,485	46.8%

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 1-1(17)	県自らが事業者として、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減量化、リサイクルの推進を図るなど、環境への負荷の低減と地球温暖化の防止に取り組みます。
------------	---

② 関連する環境指標

指標項目	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
温室効果ガス総排出量	6,744 千 t- CO ₂ (H25)	3,363 千 t- CO ₂ (基準年度比▲50%) (R12)

(4) 実施した監査手続

- ・ 担当者への質問
- ・ 関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

No. 41 低入札価格調査による入札価格への影響について

(意見事項) 低入札価格調査における提出資料について簡素化や統合等を行うことや、低入札価格調査基準の見直しにより、当該調査が入札価格の硬直性をもたらさないような施策を実施されることが望まれる。

【現状】

県は、当該事業において一般競争入札(総合評価落札方式)を実施しているが、その際、低入札価格制度を適用している。現状の入札状況を見ると、低入札価格調査の実施をする調査基準価格が、入札価格の下限となっている事例が多く見受けられる。このことから、当該調査基準価格が、入札価格の下方硬直性を生じさせているものと考えられる。

当該事業の令和6年度の入札結果は以下のとおりである。

種別	工事番号	工事名称	予定価格	契約額	落札率
工事	23-0288	北巨摩合同庁舎他照明器具LED化工事(明許)	195,360,000	194,700,000	99.66%
工事	23-0289	東八代合同庁舎他照明器具LED化工事(明許)	103,796,000	103,730,000	99.94%
工事	23-0309	フラワーセンター他照明器具LED化工事(明許)(補特)	118,030,000	108,587,600	92.00%
工事	24-0224	考古博物館他照明器具LED化工事(明許)	120,340,000	118,800,000	98.72%
工事	24-0259	博物館他照明器具LED化工事(明許)	100,507,000	100,430,000	99.92%
工事	24-0263	あけぼの生涯福祉センター他照明器具LED化工事(明許)	297,880,000	296,340,000	99.48%
工事	24-0269	産業技術短期大学校塩山キャンパス他照明器具LED化工事(明許)	137,060,000	135,300,000	98.72%
工事	24-0276	美術館他照明器具LED化工事(明許)	132,000,000	130,680,000	99.00%
工事	24-0297	県民文化ホール他照明器具LED化工事(明許)	210,430,000	207,900,000	98.80%
	平均値		157,267,000		98.47%

種別	工事番号	工事名称	予定価格	契約額	落札率
工事	23-0290	富士吉田合同庁舎他照明器具LED化工事(明許)	90,684,000	83,429,280	92.00%
工事	23-0317	南巨摩合同庁舎他照明器具LED化工事(明許)(補特)	241,120,000	221,830,400	92.00%
工事	24-0007	富士山科学研究所他照明器具LED化工事	157,080,000	144,513,600	92.00%
工事	24-0029	青い鳥老人ホーム照明器具LED化工事	33,825,000	31,119,000	92.00%
工事	24-0220	産業技術短期大学校都留キャンパス他照明器具LED化工事(明許)	79,299,000	75,350,000	95.02%
工事	24-0225	甲府技術支援センター他照明器具LED化工事(明許)	166,100,000	152,812,000	92.00%
	平均値		128,018,000		92.50%

(出所：営繕課資料を基に監査人作成)

令和6年度の工事に関して、入札は15件あり、そのうち9件が1者応札、残りの6件においては複数者応札となっている。

1者応札の落札率は、平均で98.47%とほぼ予定価格に近い落札価格であるのに対し、複数者応札は、6件のうち1件を除いて予定価格の92%となっている。

低入札価格調査実施要領第3条「調査基準価格の設定」において、「本調査を実施する場合契約ごとに予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内で定めるものとする」と定められている。

また、多額となる建設工事については、調査基準価格の算定方法から、予定価格の92%を超過する傾向にあり、その場合には、調査基準価格が予定価格の92%となる。

つまり、予定価格の10分の9.2以上で入札をすれば、低入札価格調査の実施を免れることが可能となる。

入札価格調査は、

- ① 入札者から提出された「調査資料」の確認と検討
- ② 経営内容、経営状況について取引金融機関、保証会社等への照会
- ③ 信用状態（法律違反の有無、賃金不払の状況、下請負代金の支払遅延状況）
- ④ その他必要な事項

について、入札者から事情聴取、関係機関への照会等の低入札価格調査を行うものとされている。

低入札価格の調査については、「低入札価格実施要領第8条 調査資料の提出」にあるように、多くの資料の提出が求められることとなる。

低入札価格実施要領第8条 調査資料の提出

(1) 契約担当者は、第7に定める低入札価格調査を実施することとなった場合には、低入札調査基準価格を下回り、かつ総合評価落札方式においては落札者決定基準を満たしたすべての入札者に対して、次の各号に掲げる資料を提出させるものとし、落札決定保留後に、調査資料の提出を求める旨通知する。

調査資料の提出期限は、当該通知日の翌日から起算して3日（山梨県の休日をも定める条例第6号に規定する県の休日を含まない。）以内とし、期限までに提出しない者は失格とする。

- ① 当該価格で入札した理由（提出様式－1）
- ② 工事費内訳書（提出様式－2の1）
- ③ 内訳書に対する明細書（提出様式－2の2）
- ④ 施工体制台帳（提出様式－3）
- ⑤ 施工体系図（提出様式－4の1）
- ⑥ 下請予定業者等一覧表（提出様式－4の2）
- ⑦ 手持ち工事の状況（提出様式－5の1、提出様式－5の2）
- ⑧ 配置予定技術者（提出様式－6）
- ⑨ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（提出様式－7）

- ⑩ 手持ち資材の状況（提出様式－ 8）
- ⑪ 資材購入予定先一覧（提出様式－ 9）
- ⑫ 手持ち機械の状況（提出様式－ 1 0）
- ⑬ 労務者の確保計画（提出様式－ 1 1）
- ⑭ 工種別労務者配置計画（提出様式－ 1 2）
- ⑮ 過去に施工した公共工事名及び発注者（提出様式－ 1 3）
- ⑯ 建設副産物の搬出地（提出様式－ 1 4）
- ⑰ 安全管理体制（提出様式－ 1 5）＊
- ＊提出については、個別案件ごとに定める。
- ⑱ 直近の決算時の営業報告書の写し

なお、低入札価格制度は、入札価格を不当に低く押さえて落札することにより、落札者が、工事を適正に遂行できなくなることを防ぐため、工事を適正に履行できるかを発注者が調査する制度である。

【問題点及び改善策】

実際、前記の入札結果の表に、「入札金額が 92%であった者の数」と「入札金額が 92%よりも低かった者の数」を付け加えた表が以下となっている。

種別	工事番号	工事名称	予定価格	契約額	落札率	応札者数	入札金額が92% だった者の数	入札金額が92% より低かった者の数
工事	23-0290	富士吉田合同庁舎他照明器具LED化工事（明許）	90,684,000	83,429,280	92.00%	2	1	0
工事	23-0317	南巨摩合同庁舎他照明器具LED化工事（明許）（補特）	241,120,000	221,830,400	92.00%	2	2	0
工事	24-0007	富士山科学研究所他照明器具LED化工事	157,080,000	144,513,600	92.00%	2	2	0
工事	24-0029	青い鳥老人ホーム照明器具LED化工事	33,825,000	31,119,000	92.00%	5	1	4
工事	24-0220	産業技術短期大学校都留キャンパス他照明器具LED化工事(明許)	79,299,000	75,350,000	95.02%	2	1	0
工事	24-0225	甲府技術支援センター他照明器具LED化工事（明許）	166,100,000	152,812,000	92.00%	2	2	0
	平均値		128,018,000		92.50%			

（出所：営繕課資料を基に監査人作成）

入札金額が 92%を下回った者は、6 件中 1 件であり、意識的に低入札価格調査の評価基準価格が意識された結果であると考えられる。おそらく低入札価格調査の事務的な煩雑さ等が、このような結果をもたらしていると推測する。

工事の実効性を担保する当該制度が、実質的に入札価格の価格下方硬直性をもたらしていることは否めない事実である。

もちろん、工事の実効性が担保されないような不当な入札はあってはならないが、この制度により入札価格が結果的に制限されてしまうことは、極力避けなければならない。

低入札価格調査における提出資料について簡素化や統合等を行うこと、低入札価格調査基準の見直しにより、当該調査が入札価格の硬直性をもたらさないような施策を実施されることが望まれる。

7. 教育委員会事務局 社会教育課

7.1. 八ヶ岳少年自然の家運営費

(1) 事業概要

八ヶ岳少年自然の家の管理運営を指定管理者である（公財）山梨県青少年協会に委託するとともに、施設の維持補修等を行う。

(2) 令和6年度予算・決算

（単位：千円）

予算	決算	執行率
137,409	132,409	96.4%

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 5-1(2)	学校教育や社会教育における、環境学習や自然体験活動、エネルギー教育等を通して、やまなしエコティーチャーなどを積極的に活用しながら、特色のある環境教育を推進するとともに、環境保全活動につなげる取組を進めます。
-----------	---

② 関連する環境指標

該当なし。

(4) 実施した監査手続

- ・担当者への質問
- ・関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

該当なし。

7.2. 山梨県立八ヶ岳少年自然の家



(山梨県立八ヶ岳少年自然の家 HP より)

(1) 施設の概要

山梨県立八ヶ岳少年自然の家

<https://yatsu.yya.or.jp/>

① 所在地

山梨県北杜市高根町清里 3545



② 供用開始

昭和 48 年 8 月 21 日

③ 施設面積

敷地面積 約 44ha

建物面積 約 5,565.42 m²

④ 設置目的

恵まれた自然の中で少年の豊かな情操を養うとともに、集団宿泊生活を通して自律、協同、友愛及び奉仕の尊さを体験的に学習させ心身ともにたくましい少年を育成することを目的とする。

⑤ 事業内容

- ・利用の承認に関する業務
- ・施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- ・集団生活を体験させる集団宿泊訓練に関する業務
- ・野外観察、自然探究その他の自然に親しませる学習活動に関する業務
- ・体育、レクリエーション及び野外活動に関する業務

⑥ 利用状況

令和 6 年度 利用階層別利用者数（宿泊及び日帰り利用者の合計）

小学校	団体数	347
	実利用者数	6,943
	延利用者数	13,692
中学校	団体数	52
	実利用者数	1,390
	延利用者数	2,833
高等学校	団体数	25
	実利用者数	712
	延利用者数	1,240
少年団体	団体数	211
	実利用者数	4,719
	延利用者数	12,980
その他	団体数	197

	実利用者数	5,963
	延利用者数	9,361
合計	団体数	832
	実利用者数	19,727
	延利用者数	40,106

⑦ 利用料金

宿泊料

利用団体		県内の児童生徒		その他
		① 幼稚園・保育所・小学校・ 中学校及びこれに類する施 設での利用並びに青少年育 成団体の行事利用	② 3歳以上の幼児・小学生・ 中学生及び高校生の利用 (①を除く)	③ その他 (引率者含む) 県外の方
本館	1泊	110円	220円	330円
キャンプ場	1泊	80円	160円	330円

(2) 指定管理の状況

① 所管課

教育委員会 社会教育課

② 指定管理者

公益財団法人山梨県青少年協会（山梨県甲府市和戸町 1303 番地）

なお平成 18 年度の指定管理制度導入時より令和 7 年度現在まで 5 期連続で指定管理業務を委託している。

③ 関連する法令等

「山梨県立少年自然の家設置及び管理条例」

「山梨県立少年自然の家設置及び管理条例施行規則」

④ 指定管理事業の収支状況

指定管理施設の管理業務・経理状況説明書

5 指定管理業務に係る収支状況

(単位:円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収 入	A 収入額計	92,454,533	97,866,660	106,947,297	111,067,229	114,736,789
	施設利用料	809,910	1,187,360	3,323,840	4,300,550	4,682,590
	指定管理委託料	90,393,328	96,245,000	100,799,486	103,582,220	106,115,000
	追加委託料(感染症)	858,000				
	自動販売機収入	35,097	42,947	130,049	214,518	247,649
	レストラン収入	256,417		1,425,750	1,702,168	1,940,909
	事業収入(参加者負担金)		366,330	992,830	1,266,040	1,746,300
	その他	101,781	25,023	275,342	1,733	4,341
支 出	B 支出額計	91,799,522	94,415,241	95,337,181	111,452,648	115,667,810
	人件費	57,600,550	55,684,104	53,151,224	57,335,821	56,455,273
	修繕費	2,458,698	4,353,371	1,075,657	2,440,128	2,655,137
	光熱水費	3,299,701	4,053,252	7,594,452	8,521,340	9,339,258
	諸謝金	20,000	102,500	436,400	213,334	160,000
	旅費交通費	228,424	285,056	120,174	94,691	360,760
	消耗品費	3,951,383	4,717,412	3,103,486	4,379,985	3,921,389
	燃料費	2,769,056	1,126,362	5,420,780	5,268,751	5,928,340
	食糧費	145,383	184,215	676,684	901,689	1,183,640
	印刷製本費	91,694	390,171	587,226	904,967	584,419
	通信運搬費	602,087	676,227	702,937	1,312,679	830,736
	保険料	194,518	230,050	248,680	299,360	294,776
	広告料				22,000	
	使用料	1,153,087	1,905,582	2,351,244	5,950,264	6,782,348
	雑費		1,447,000			520
	租税公課	6,257,225	5,273,234	6,356,260	5,643,410	5,540,102
	その他(支払い手数料・負担金等)	336,092	141,364	129,224	239,056	349,885
	外部委託費	12,691,624	13,845,341	13,382,753	17,925,173	21,281,227
	清掃業務	6,093,993	6,093,985	6,093,984	7,151,760	7,148,515
	警備業務	409,200	409,200	409,200	264,000	275,000
	クリーニング	1,364,935	1,039,445	1,705,055	2,959,727	2,302,875
	プラネタリウム保守点検	1,111,000	638,000	819,500	0	824,725
	消防設備点検	172,458	86,229	137,500	176,000	175,890
受水槽点検	157,300	157,300	157,300	158,950	158,950	
その他(電気設備保安業務等)	3,382,738	5,421,182	4,060,214	7,214,736	10,395,272	
外部委託比率	13.8%	14.7%	14.0%	16.1%	18.4%	
県への納付金						
収支差額(A-B)	655,011	3,451,419	11,610,116	△ 385,419	△ 931,021	
一人当たり指定管理者委託料*	6,182.4	6,279.0	3,493.1	2,740.1	2,645.9	

* 指定管理者委託料÷利用者数(単位:円)

(参考)自主事業に係る収支状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
C 収入額計	710,550	967,750	1,473,020	2,227,220	2,432,620
D 支出額計	476,519	1,299,567	1,038,933	1,837,164	2,453,145
収支差額(C-D)	234,031	△ 331,817	434,087	390,056	△ 20,525

(3) 環境事業との関連

具体的な環境事業

八ヶ岳少年自然の家では、集団宿泊生活を通して心身ともにたくましい少年を育成しており、その一環として、野鳥観察、星空観察、自然散策などのプログラムの提供による環境保護・自然保護などの環境教育を行っている。

(4) 実施した監査手続

- ・指定管理者（公益財団法人山梨県青少年協会）に往査し、八ヶ岳少年自然の家の運営について、担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。
- ・現場視察し、担当者への質問及び関連資料の閲覧を実施した。

(5) 指摘事項又は意見事項

No. 42 指定管理施設に係る開示情報の根拠資料について

（意見事項）指定管理施設の管理業務・経理状況説明書の根拠資料に金額の誤りがある。

【現状】

公表する指定管理情報（上記の(2)④指定管理施設の管理業務・経理状況説明書）に誤りはないが、指定管理施設で保管されている根拠資料の訂正処理をしていなかった。具体的には、指定管理受託者の自主事業収入（プログラム指導料）19,500円を事業収入（参加者負担金）に含める修正を県が行い公表をしたが、指定管理施設で保管されている根拠資料には、19,500円が自主事業収入（プログラム指導料）に記載されたままだった。

【問題点及び改善策】

県民への開示情報の基礎資料であるため、指定管理者をモニタリングする担当課としては、誤謬の無いよう留意することが望まれる。

No. 43 標本の台帳管理について

(意見事項) 展示室の標本の台帳管理について改善の余地がある。

【現状】

資料室には多数の標本やはく製があり、大半は県が外部団体から借用しているものである。巨大なホッキョクグマのはく製は希少性のあるものと思われる。寄贈されたものであるが備品原簿には記載がない。また所有者不明の鉱石（南極の隕石）の標本があるが、県が借り受けた標本のリストや備品原簿への記載がない。

【問題点及び改善策】

標本は備品に分類される。県の管理規則にしたがって一定の基準を満たせば評価額で備品原簿への記載が必要となる。

No. 44 大規模修繕の公有財産台帳への掲載について

(意見事項) 大規模修繕を資産情報として公有財産台帳に掲載することが有用である。

【現状】

工作物である渡り廊下（管理棟-観測棟）で修繕工事をしているが、公有財産台帳にその情報が記載されていない。連絡通路改修工事は令和6年度に13百万円かけて実施している。

【問題点及び改善策】

山梨県公有財産事務取扱規則において、大修理について公有財産台帳の備考欄に内容と金額を記載することとされている（第47条）。大規模修繕も資産情報として公有財産台帳に掲載することが有用である。

No. 45 用途廃止した財産の台帳整理について

(指摘事項) 用途を廃止したスケート場が公有財産台帳に行政財産として記載されたままであり、普通財産に変更する必要がある。

【現状】

令和3年度にスケート場の跡地に野外炊事場を建設している。野外炊事場は建物の公有財産台帳に行政財産として記載されている。一方でスケート場はいまだに工作物の公有財産台帳に行政財産として記載されている。なおこのスケート場は基本協定書の工作物等一覧にも記載されたままである。

【問題点及び改善策】

行政財産としての用途を廃止した場合は、行政財産から普通財産となるため台帳上その変更が登録されていなければならない。公有財産に関する台帳整理が望まれる。

No. 46 適切な利用料金の設定について

(意見事項) 条例を改正した上で、経営環境の変化に応じた適切な利用料金の設定が望まれる。

【現状】

利用料金は上記(1)⑦のとおりであるが、条例(山梨県立少年自然の家設置及び管理条例)の上限額で設定されており大幅な改訂はされていない。

一方で、施設を取り巻く経営環境は、リネン価格や光熱費の上昇をはじめとした物価高騰やキャッシュレス決済増加による手数料負担増加等により、コスト上昇の局面が続いている。山梨県からの指定管理料の引き上げで運営コストをカバーしている状況と言える。

【問題点及び改善策】

施設の公益的役割は大きいものの、応益負担が原則である。利用単価の引き上げが第一の経営改善策である。施設の目的を考えれば県内団体の子供料金は据え置きも許容されるが、余暇施設として県外も含めた一般需要も多く見込まれる地域であることも踏まえると、例えば県外からの大学生・一般団体の利用料 330 円は宿泊施設として合理的とは考え難い。

料金は利用者の属性と利用目的によって、より細分化かつ差別化すべきものと考えられる。あくまで参考であるが、同類と思われる施設の料金（各施設 HP より）を抜粋する。

近隣の市営少年自然の家の例（調布市立八ヶ岳少年自然の家）

	市民	市民以外
高校生以上	800 円	1,800 円
中学生・小学生	300 円	600 円
幼児（寝具あり）	300 円	600 円

他県の県営「自然の家」の例（栃木県立なす高原自然の家）

4月～12月料金	県内所在団体	県外所在団体
中学生以下	500 円	1,000 円
高校生等	1,000 円	2,000 円
大学生等	2,000 円	4,000 円
その他	2,500 円	5,000 円

※リネン代・光熱水費等は別料金

8. 産業政策部 産業政策課/福祉保健部 福祉保健総務課/農政部
果樹・6次産業振興課/総合県民支援局 まなび支援課/総合県
民支援局 子育て・次世代サポート課

8.1. 省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金

(1) 事業概要

① 補助金趣旨

エネルギー価格や物価高騰等により経営環境が厳しさを増すなか、事業の継続や発展を目指す中小企業・小規模事業者等に対して、エネルギーコスト削減及び経営体質強化に資する省エネルギー設備、再生可能エネルギー発電設備の導入の費用の一部を補助により支援することにより、収益の改善及び持続的な経営を確実なものとし、もって本県経済の維持、発展を図ることを目的とした事業を実施している。

② 補助対象者（所管課別）

産業政策課	中小企業者等
福祉保健総務課	医療機関や高齢者施設等
果樹・6次産業振興課	農業従事者等
まなび支援課	小学校等を設置する学校法人
子育て・次世代サポート課	幼稚園・保育所等

補助対象事業所が県内に所在すること、所在地で1年以上の事業活動を行っていること等が要件とされる。

③ 対象設備

省エネ設備：LED照明、業務用エアコン、給湯器、冷凍冷蔵設備 等

再エネ設備：太陽光発電設備、蓄電池 等

④ 補助率等

3分の2以内（福祉施設等は4分の3以内）

1事業所当たり、

省エネ設備 25万円～300万円（私立学校は1,000万円）

再エネ設備 100万円～600万円（私立学校は2,000万円）

事業所ごとに申請ができ、省エネ設備再エネ設備両方を申請することもできる。

⑤ 経緯等

令和4年度にコロナ禍における原油価格等の高騰により経営環境が厳しい事業者に対する補助として事業化されたものである。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を特定財源としており、山梨県が省エネ・再エネ設備への投資を支援することを目的に実施する補助事業である。対象事業者をカテゴリー別に分類し担当課ごとに各々の事業としている。

⑥ 主な事業費

令和6年度（第4次募集）の実績

（単位：円）

部局	所管課	補助金	委託料	採択数
産業	産業政策課	1,393,530,000	40,743,885	730件
福祉	福祉保健総務課	312,989,000	23,587,231	125件
県民	子育て・次世代サポート課	20,463,000	1,725,895	6件
農政	果樹・6次産業振興課	136,819,000	104,133,103	90件
林政	(※監査対象外)	14,239,000	6,345,540	3件
委託分合計		1,878,040,000	176,535,654	954件
(12月補正予算)		(1,874,519,000)	(255,481,000)	
県民	まなび支援課	38,507,000	0	6件
(12月補正予算)		(50,000,000)	(0)	
総計		1,916,547,000	176,535,654	960件

（出所：委託業者の実績報告及び担当課定例監査調書より監査人が作成）

※学校法人は件数が少数のため、業務委託をせず所管課で事務を実施。

⑦ 補助金事務局への事務委託

令和4年度に随意契約により一般社団法人日本旅行業協会に委託を開始。

令和5年度、令和6年度まで同社との契約を継続。

3年間（第1次～第4次）の委託費合計は458,363,258円

令和6年度における委託業者の請求額176,535,654円の内訳は以下の通りとなる。

(ア) 運営コスト 112,434,254円

スタッフ人件費、派遣人件費、家賃、機器リース料、通信費、広告費、振込手数料等の具体的な運営経費

(イ) 一般管理費 64,101,400円

「事業推進管理費」・「申請制約数変動費」の名目で、契約書に基づく金額である。

一般管理費の割合36.3%となり、これがいわば委託業者のリベートと言える。

令和7年度からの委託についてはプロポーザル方式が採用されているが、結果的に採択したのは前年までの委託業者の再委託先（委託先を構成する法人）である。

⑧ 関連する法令等

「省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金交付要綱」

「省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金申請要領」

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

	予算	決算	執行率
産業政策課	1,600,000	1,434,274	89.6%
福祉保健総務課	398,489	336,576	84.5%
果樹・6次産業 振興課	267,932	240,952	89.9%
まなび支援課	50,000	38,507	77.0%
子育て・次世代 サポート課	23,100	22,189	96.1%

※令和6年度予算には第4次募集に対応する金額を記載しており、第5次募集として令和7年度に繰り越した金額は含めていない。

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 1-1(2)	家庭や事業者等における、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備や環境負荷の低い次世代自動車、省エネ性能の高い機器・設備等の導入を促進します。
-----------	---

② 関連する環境指標

該当なし。

(4) 実施した監査手続

- ・ 担当者への質問
- ・ 関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

No. 47 補助対象外経費である既存設備の廃棄費用について

(指摘事項) 補助対象外経費である既存設備の廃棄費用について、廃棄を設備受注業者に依頼した場合の廃棄費用負担の扱いを統一する等、改善策を検討する余地がある。

【現状】

補助金により省エネルギー設備を導入する際に、既存設備の廃棄処分を買換設備の受注業者に依頼している場合がある。その際に、買換設備の請求書類において既存設備の処分費用を請求（別途明記）している業者と、請求しない（あるいは請求して全額値引きしている）業者がある。

なお、補助金の要綱上、既存設備の廃棄処分費用は補助対象外経費とされている。請求書類に撤去費用が明記されている場合は、その金額を除いて補助対象事業経費を算出している。

【問題点及び改善策】

上記の場合、受注業者に処分コストは発生しておりこれを発注者に請求することが経済合理的な行動であり、撤去費用を請求しないことは実質的なキックバックと

も捉えられる。処分費用を請求している業者と比較して相対的に事業経費が高くなり補助額が高く算定される可能性がある。

不正の温床排除及び公平性の観点からは、このように買替設備の受注業者に撤去を依頼した場合は、請求書類に撤去費用を明示化させること、及び撤去費用不要の場合には合理的な理由の記載を必須とするなどの統一的な対応が望まれる。

No. 48 補助金の有効性・経済性について

(意見事項) エネルギーコスト削減という補助趣旨に鑑みると、コスト削減効果見込み額以上の補助は過剰とも考えられる。また事業者が投資コスト以上のコスト削減を達成することが計画上認められないような場合は、補助自体が経営効率向上という補助金趣旨と整合しない。

【現状】

投資による法定耐用年数の期間にわたるエネルギー費用削減見込金額が、補助額を大きく下回る事業が散見される。

例えば、ある学校法人において省エネ設備の導入にかかる 4,850 千円の事業経費に対して 3,233 千円の補助金が交付されているが、設備投資にかかる 15 年間（耐用年数）のトータルのコスト削減効果見込額は 232 千円に過ぎない。

この法人は設備投資の自己負担が 1,617 千円となるが、コスト削減効果 232 千円であるため、試算上では投資による経費削減効果が見込めていないことになる。

【問題点及び改善策】

上記のような例は、補助目的がエネルギーコスト削減による経営力向上であるところ、コスト削減効果以上の補助を与えていることになる。設備投資額に基づく補助までせずとも、見積もられたトータルの削減コスト分のみを助成すれば同じ目的は達成する筈である。

また省エネ設備の自己負担が削減コストを下回る場合は、そもそもその設備投資は申請者の経営力向上（経費削減）とならないため、補助趣旨に照らすとそもそも補助対象とするべきであるか疑念がある。コスト削減効果と補助額のバランスを考慮して採択の優先度を定めるなどの対応が望まれる。

No. 49 補助対象設備として中古品の検討について

(意見事項) 補助対象設備を中古品まで広げる見直しを検討する余地がある。

【現状】

補助金要領において、中古品が補助対象外とされている。

【問題点及び改善策】

中古品であってもエネルギーコスト削減効果があれば、補助金の趣旨に見合う。エネルギー効率が試算できる設備であれば中古設備の導入も可能であり、中古設備は環境保護の観点で一定の利点はある。

資金余裕のある事業者と比較して、支払能力の劣る中小規模の事業者については、投資判断上は中古設備を導入せざるを得ない場合も考えられ、そのような事業者こそ経営効率の向上が必要な場合が少なくないとする。

No. 50 補助対象者として中小企業要件の検討について

(意見事項) 福祉施設等に対しても株式会社であれば公平性に鑑み中小企業要件を検討することを要望する。

【現状】

補助対象者は、一般の事業者の場合は中小企業者（大企業からの実質支配がないことも要件としている）であることが要件だが、福祉施設等については大企業からの実質支配がないことを要件としていない。この福祉施設等は、介護老人福祉施設等、救護施設を運営する法人及び個人と定義されている。

県内の複数の事業所でサービス付き高齢者住宅を営む申請者 A（県外に本社を置く株式会社）について、令和 6 年度に事業所ごとに再エネ設備を導入し、対象事業経費の 4 分の 3 の補助を受け合計 38 百万円を越える補助金を受けている。この申請者は県外の総合商社の 100% 子会社であり、この親会社は資本金及び従業員数から大企業になる可能性がある（※）が、それが除外要件とはされていない。

※同社の事業内容はコンサルティングや人材派遣等であり、これらは「サービス業」であるから「資本金 5,000 万円又は従業員 100 人以下」という中小企業者要件が必要であるが、ホームページ上の情報で判断する限りどちらも満たしていない。

【問題点及び改善策】

持分がなく事業の公益性から許認可を受け運営される社会福祉法人と異なり、利益追求を目的として株主が所有権を持つ株式会社という組織構造においては、A は事業内容にかかわらず他の中小企業者等と変わりはなく、扱いを異にする合理的理由はない。福祉施設等に対しても株式会社であれば中小企業要件を検討することを要望する。

No. 51 補助対象経費の適切な算定方法について

(意見事項) 受注業者が 100%グループ会社の場合は事業経費の適切性をより慎重に判断する必要があり、業者が複数事業を営む場合に用いる売上利益率は、部門別の数値を入手することが望ましい。

【現状】

補助対象者が 100%グループ会社に設備を発注する場合、受注業者の利益を排除したうえで事業経費を算定している。その際、対象となる施工代金に対して受注業者の単体決算書における売上総利益率を用いることで事業経費を算定している。

【問題点及び改善策】

グループの受注業者が工事以外にも複数の事業を行っている場合は、算定に用いる同社の売上総利益率は施工にかかる原価相当の算定根拠として妥当である必要があることから、部門別の損益計算書等を提出させて、より正確な事業経費を算出することが妥当と考える。

No. 52 補助対象者の適切な情報開示について

(指摘事項) 要綱に従い、県のホームページにおける「補助金等支出状況公表」において補助対象者の情報開示をすべきである。

【現状】

当事業に関する令和6年度に支出した補助金について、令和7年9月時点で県の情報公開ページにおいて複数の所管課で補助金支出状況を公表していなかった。

【問題点及び改善策】

県補助金については、「補助金等の支出状況の公表に関する要綱」において、補助年度の翌年度6月30日までにその情報を公表することとされている。

要綱にしたがって期日までに公表することが情報開示の趣旨に照らし合わせて適切である。

9. 産業政策部 成長産業推進課

9.1. 水素・燃料電池分野基幹産業化推進事業費

(1) 事業概要

① 概要

- 水素基本戦略では国内の水素コア技術が国内外の水素ビジネスで活用されることを目的とした大規模投資計画が打ち出されるなど追い風が吹く一方、他都道府県でも水素関連産業への支援が行われている。
- 水素・燃料電池関連分野での先進県として「技術で勝ってビジネスでも勝つ」ことができるようにするため、令和5年9月にやまなし産業支援機構に開設した「やまなし水素・燃料電池産業支援窓口」においてマッチング支援を強力に進めるとともに、企業の事業化向上のため、基礎知識を習得し企業人材の専門性を高める。

② 事業内容

- (ア) やまなし水素・燃料電池関連産業振興会議
- (イ) やまなし水素・燃料電池産業支援窓口設置
- (ウ) 国際水素・燃料電池展（H2&FCExPO）出展費
- (エ) 静岡連携
- (オ) 水素・燃料電池関連分野支援プロデューサーの設置
- (カ) HFC クラスタ情報交換会・セミナー

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
43,319	38,164	88.1%

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 1-1(6)	家庭用燃料電池や燃料電池自動車等の普及啓発による水素エネルギーの利用拡大、CO ₂ フリー水素サプライチェーンの構築、水素・燃料電池関連産業の振興を図ります。
-----------	--

② 関連する環境指標

該当なし。

(4) 実施した監査手続

- ・ 担当者への質問
- ・ 関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

該当なし。

9.2. やまなし水素・燃料電池産業プレゼンス向上事業

(1) 事業概要

2026年～2030年前後に見込まれる官民による大規模投資を本県に取り込むことを見据え、本県の水素・燃料電池関連産業の認知拡大及び産業界での存在感を高めるため、本県のポテンシャルや先進的取り組みの情報発信及びメディアとの関係構築・強化を行う。

- ① メディアプロモーション（メディアとの関係構築・強化）
- ② 新聞（産業専門紙）への広告掲載

(2) 令和6年度予算・決算

（単位：千円）

予算	決算	執行率
7,920	7,920	100%

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 1-1(6)	家庭用燃料電池や燃料電池自動車等の普及啓発による水素エネルギーの利用拡大、CO ₂ フリー水素サプライチェーンの構築、水素・燃料電池関連産業の振興を図ります。
-----------	--

② 関連する環境指標

該当なし。

(4) 実施した監査手続

- ・ 担当者への質問
- ・ 関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

該当なし。

10. 産業政策部 産業振興課

10.1. 商工業振興資金融資制度（環境対策融資）

(1) 事業概要

商工業振興資金融資制度は、県内商工業者の金融の円滑化を促進し、もって経営の安定化を図ることを目的として、県が信用保証協会に貸付（金利はゼロ）し、信用保証協会はその資金を各金融機関に預託した上で、金融機関は預託された資金の1.5～7.0倍の金額を融資する制度である。この制度融資の中で、環境対策融資が位置付けられている。環境対策融資は、公害や災害防止のほか、脱炭素や水素エネルギーシステムの活用に向けた設備・施設整備に要する費用等、環境対策のための資金が必要となった際に利用することができる融資である。

産業振興課は、環境施策への取組として次のとおりの回答であった。

「当課では、公害や災害防止のための施設・設備や省エネ関連設備などを整備する中小企業者等に対して、一定の要件のもと、制度融資（環境対策融資）を実施している。なお、令和4年度からは「脱炭素枠」及び「水素エネルギーシステム活用枠」を創設した。」

① 融資対象について

次に掲げる設備・施設の導入に要する資金を必要とする中小企業者を対象としている（〔環境対策融資〕（R7.4.1チラシ）より、抜粋し加工。）。

- (ア) 事業活動で生じる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害を防止するための施設整備に要する資金
- (イ) ISO14000 認定取得のための施設・設備の整備に要する資金
- (ウ) 地震災害の防止対策のための施設・設備の整備に要する資金
- (エ) 特定防火対象物の防火対策のために必要な施設・設備の改善に必要な資金
- (オ) リサイクル等に資する施設・設備の整備に要する資金
- (カ) 自動車等に係る粒子状物質減少装置の整備に要する資金
- (キ) 山小屋等のトイレの整備に要する資金
- (ク) 産業廃棄物を処理するための施設・設備の整備に要する資金及び産廃業者の運転資金

[脱炭素枠]

- (ケ) 「代替フロン」「脱フロン」のための設備整備に要する資金
- (コ) EV・FCV・低排出ガス車に認定された自動車の購入に要する資金

(サ) 省エネルギー・再生可能エネルギーに資する施設・設備の整備に要する資金
[水素エネルギーシステム活用枠]

(シ) 水素エネルギーを活用した施設・設備の整備に要する資金

② 資金使途について

設備資金及び運転資金 ((ク) のみ)

③ 限度額について

設備資金 5,000 万円 (融資対象 (サ)、(シ) : 1 億円、(ク) : 2 億円)

運転資金 2,000 万円 (融資対象 (ク) のみ)

④ 融資利率について

1.9% (融資対象 (ケ) ~ (サ) にあつては 1.6%、融資対象 (シ) にあつては 0.8%)

⑤ 保証料率について

0.45%~1.9%

⑥ 担保・保証人について

金融機関又は保証協会の定めるところによる。

(保証付きの場合、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要)

⑦ 償還期間について

設備資金

7 年以内 (1 年以内の据置を含む) (融資対象 (ア) ~ (カ))

10 年以内 (1 年以内の据置を含む)

(融資対象 (キ) ~ (シ) (融資対象 (ク) にあつては据置 2 年以内))

運転資金

7 年以内 (2 年以内の据置を含む) (融資対象 (ク) のみ)

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
65,758,987	49,770,618	75.7%

(3) 商工業振興資金融資決定状況

【商工業振興資金融資決定状況の推移】

(単位：件、千円)

資金名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	融資額	件数	融資額	件数	融資額
事業活性化 支援融資	441	2,818,885	574	3,935,921	781	5,289,191
特定産業振 興資金	0	0	1	100,000	1	10,000
経営安定資 金	842	10,001,849	726	15,126,364	334	6,973,450
環境等対策 資金	0	0	1	3,970	1	9,000
合 計	1,283	12,820,734	1,302	19,166,255	1,117	12,281,641

(出所：所管課からの入手資料に基づき監査人が作成)

令和6年度における環境対策融資は、「脱炭素枠」及び「水素エネルギーシステム活用枠」のうち、次の項目に係る貸付実績1件のみであった。なお、環境対策融資枠の予算は、1,200,000千円である。

[脱炭素枠]

(サ) 省エネルギー・再生可能エネルギーに資する施設・設備の整備に要する資金
1件：900万円

(4) 損失補償対象融資額（上限額）の設定状況

① 設定根拠

「山梨県信用保証協会に対する損失補償制度要綱」（令和7年度山梨県商工業振興資金）によると、損失補償制度は、「山梨県信用保証協会が、山梨県商工業振興資金融資制度にかかる債務の保証に基づき、中小企業者に代わって金融機関に弁済（以下「代位弁済」という。）したため生じた損失の一部を山梨県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補償する」制度とされている（同要綱第1条）。

そして、損失補償の対象資金は、次の6つとされている。すなわち、一 経済変動対策融資、二 小規模企業サポート融資、三 経営再生支援融資、四 起業家支援融資、五 事業承継支援融資（一定の条件あり）、六 経営力強化支援融資（一定の条件あり）であり（同要綱第3条）、その損失補償対象額は、一定のルールで算定されている（同要綱第5条）。

② 債務負担行為設定額

同要綱の別表で設定されている損失補償対象額（損失補償対象融資額に割合を乗じて得た額）は、県が債務負担行為として予算設定しているものである。

[別 表]

(単位：億円)

区分	資金名	損失補償対象融資額
一	経済変動対策融資	90
二	小規模企業サポート融資	40
三	経営再生支援融資	5
四	起業家支援融資	15
五	事業承継支援融資（一定の条件あり）	15
六	経営力強化支援融資（一定の条件あり）	170
-	合 計	335

(出所：県所管課からの入手資料)

(5) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 1-1(4)	事業者が行うクリーンエネルギーに関する施設や設備に対し、一定の要件のもと、融資を行う。
-----------	---

② 関連する環境指標

該当なし。

(6) 実施した監査手続

- ・ 担当者への質問
- ・ 関連資料の閲覧

(7) 指摘事項又は意見事項

No. 53 環境対策融資に係る説明資料の工夫について

(意見事項) 環境対策融資の効果として、資金繰り対策だけではなく、環境対策としての施設の付加価値の増加や会社等の経費節減にも結び付くものであることから、公開された環境対策融資に係る「山梨県の融資制度のご案内」(R7.4.1) 及び「令和7年度中小企業金融のしおり」(R7.4.1 現在) の中でも、他の融資制度と異なる経営上のコスト削減効果などの魅力を十分に記載するよう要望する。

【現状】

環境対策融資の申し込み実績は、令和6年度で1件であり、直近5年間でも、令和5年度には1件で3,970千円、令和3年度には2件で32,000千円であった。このように融資実績が少ない理由に関して考察すると、融資制度の利用を検討する場合、事業者は金融機関に資金繰り等の相談を行い、返済義務のある融資制度の利用の意思決定をする前に、特定収益として返済を要しない、公的な補助金制度が利用可能であれば、優先して利用の意思決定をするものと考えられる。県所管課が県信用保証協会に確認したところ、経済産業省が所管する補助金(クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金)を活用している事例があるということであった。

【問題点及び改善策】

一方、環境対策融資には、【公害や災害防止のための融資枠((ア)～(ク))】、【脱炭素枠((ケ)～(サ))】及び【水素エネルギーシステム活用枠((シ))】の3枠に大別できる。それらのうち、融資を受けて設備・施設の整備を行うことによって、会社の経費節減にも直接寄与する効果を生むものと考えられる。その効果を参考として、環境対策融資制度の利用を検討する事業者は、金融機関等と相談し、環境対策融資の対象となる施設・設備の省エネ効果が期待される点等を考慮し、事業者の責任で当該施設・設備等の導入を意思決定するものと考えられる。

環境対策融資を利用する事業者から見ると、「山梨県の融資制度のご案内」

(R7.4.1) では、融資枠と融資対象資金のタイトルは記載されていることは確認できる。また、「令和7年度中小企業金融のしおり」(R7.4.1 現在) では、「**事業環境を改善したい**」・環境対策のための資金が必要なとき・・・⑭環境対策融資」という記載も確認することができる。しかし、この融資に係る効果に関して、事業環境

の改善の詳細な説明が記載されていないことから、環境対策融資の利用者が一見して会社経費の節減効果まで理解することができるか疑問である。

これらの問題点を改善するためには次のことを検討するよう要望する。

「山梨県の融資制度のご案内」(R7.4.1)や「令和7年度中小企業金融のしおり」(R7.4.1 現在)の融資資金の紹介の文面では、資金繰り対策や施設の付加価値増加のための効果は認識することができるが、それらの効果に加えて、「会社の経費節減にも直接寄与する効果を生む融資」など、事業者の経費削減にも直接結び付くという説明を明記することも重要である。

環境対策融資の魅力を理解していただくためにも、他と異なる特徴を少しでも分かり易く記載する必要があるものとする。

11. 県土整備部 景観まちづくり室

11.1. 屋外広告物指導取締費

(1) 事業概要

屋外広告物指導取締に係る事業は、屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的としている（山梨県屋外広告物条例第1条）。ここで屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」であり、屋外広告業とは「屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業」である（同条例第2条）。当該事業の所管課は景観まちづくり室であり、出先機関としては、各建設事務所等において事業を執行している。

① 屋外広告物許可件数及び適正化に係る取組実績について

【屋外広告物県内適正化率：令和7年3月31日現在】

機 関	許可済 総件数① ：件	是正後除却 等総件数② ：件	適正化総件数 ③=①+② ：件	実態調査+ 新規残違反 合計④：件	適正化率③ /(③+④) ：%
中北	360	370	730	60	92.4
峡東	1,011	1,813	2,824	311	90.1
峡南	341	1,588	1,929	103	94.9
富士・東部	424	1,321	1,745	97	94.7
吉田支所	564	2,521	3,085	202	93.9
県 計	2,700	7,613	10,313	773	93.0
中核市	1,324	2,690	4,014	800	83.4
事務移譲市町村	2,132	6,211	8,343	1,682	83.2
市町村計	3,456	8,901	12,357	2,482	83.3
合 計	6,156	16,514	22,670	3,255	87.4

(出所：県所管課提出資料に基づき監査人作成)

注：「機関」欄の「中北」～「富士・東部」は「建設事務所」を省略している。

上記の表を見ると、山梨県各機関の「適正化率」が一番低いのは、峡東建設事務

所である（90.1%：山梨市（89.1%）及び甲州市（90.8%））。また、上記の表では詳細には記載していないが、「新規違反件数」では、笛吹市が159件と最大であり、現場視察をした峡東建設事務所の管内では、山梨市が「109件」、甲州市が「111件」と他市町村と比較し、特に顕著な状況であった。峡東建設事務所では是正指導を行っているが設置者が従わないケースがあることも一因であると考えている。

また、違反広告物が設置されてしまうのは、屋外広告物を設置する際に必要な手続きや規制等を設置者が認識していないことが原因の一つと考えられることから、景観まちづくり室では、山梨県屋外広告物条例に関する県ホームページ上での周知やチラシの配布、ポスターの掲示等を行っており、また、毎年9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」として設定し、企業や県民の方に対し意識啓発を図っている。監査人が現場往査を行った峡東建設事務所においてもチラシ配布やポスター掲示等を実施しているとしている。

② 山梨県各機関の適正化に向けた人員体制について

各建設事務所等において、屋外広告物の許可及びパトロールの業務に従事する人員体制は次の表で示すとおりである。

【適正化人員体制表：令和6年度】

機 関	屋外広告物許可・ パトロール人員：人			適正化 総件数 ：件	違反 件数 ：件	適正 化率 ：%
	許可	パトロール	合計			
中北	1 (1)	1 (1)	2 (2)	730	60	92.4
峡東	1 (2)	1 (1)	2 (3)	2,824	311	90.1
峡南	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1,929	103	94.9
富士・東部	1 (1)	1 (1)	2 (2)	1,745	97	94.7
吉田支所	2 (2)	2 (2)	4 (4)	3,085	202	93.9
県合計	6 (7)	6 (6)	12 (13)	10,313	773	93.0

（出所：県所管課からデータを入手し監査人が作成）

注：表中の（）内の数値は、令和7年度当初の人員である。

現場往査を行った峡東建設事務所は、「適正化総件数」が吉田支所に次いで多く、違反件数は一番多いことを反映して、「適正化率」が一番低いことが分かる。このような状況に対して、人員体制は令和6年度で許可業務に1人、パトロール業務に1人従事している。令和7年度では、欠員補充により、許可業務が2人体制になっている。一方で、パトロール業務には、現在も1人体制で対応している。

③ 法令等

屋外広告物法・施行令・施行規則

屋外広告物条例ガイドライン

山梨県屋外広告物条例（以下「条例」という。）

山梨県屋外広告物条例施行規則

山梨県屋外広告物条例取扱い基準

山梨県屋外広告物安全点検指針

山梨県屋外広告物許可等事務処理マニュアル（以下「事務処理マニュアル」という。）

山梨県違反屋外広告物是正事務処理要領（以下「違反是正要領」という。）

屋外広告物の手引き（以下「手引き」という。）

(2) 令和6年度予算・決算

（単位：千円）

予算	決算	執行率
22,035	21,185	96.1%

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

重点施策 1-2(3)	富士五湖など世界文化遺産構成資産周辺や幹線道路沿いの屋外広告物について県条例の規制を強化（景観保全型広告規制地区を指定）するなど、景観と調和した秩序ある地域づくりを進めます。
重点施策 4-1(4)	「山梨県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の設置、管理について必要な規制を行い、地域の良好な景観や美観の維持を図ります。

② 関連する環境指標

該当なし。

(4) 実施した監査手続

- ・ 担当者への質問
- ・ 関連資料の閲覧
- ・ 峡東建設事務所への往査

(5) 指摘事項又は意見事項

No. 54 台帳等の共通化・システム化について

(意見事項) 屋外広告物及び屋外広告業に係る必要な規制を実施するため、建設事務所で整備・管理する屋外広告物台帳等の様式の明確化、共通化を実施し、当該規制業務の共通化を図るよう要望する。併せて、屋外広告物台帳に類似し実務上も各建設事務所等で適宜修正して使用している「違反広告物調査表」等は、屋外広告物台帳を明確化、共通化する際にデータを一元活用できるよう、統合的にシステムの再構築を進めることも提案する。

【現状】

屋外広告物の許可等に係る事務処理を適切に行うためには、台帳（事務処理マニュアル10頁「9 台帳整備」に規定。）が整備されなければならない。出先機関の台帳整備状況を確認するため、各出先機関から台帳として整備している様式のサンプルの提出を受けた。その確認の結果は次のとおりであった。すなわち、「屋外広告物許可台帳」という名称で管理しているのは、峡東、富士・東部及び吉田支所であった。それらのうち、富士・東部と吉田支所は記載項目も脚注も同じ文言であった。ちなみに、主要な掲載事項で同じ内容としては、「整理番号」、「表示内容」、「表示又は設置場所」、「地域」、「広告住所氏名」、「送付先」、「許可日許可番号」、「許可期間（内訳として〔許可日許可番号〕と〔許可期間〕）」及び「備考（許可申請手数料の金額）」等である。一方、中北、峡東や峡南では掲載事項が多岐にわたり、不統一であった。景観まちづくり室によると、特に共通の様式を定めているものではないということであり、「4半期に一度の屋外広告物県内適正化率の状況報告とともに、許

可件数の報告をもらい、管理している」ということであった。

また、台帳とは別に屋外広告物許可の処理状況を把握するための様式として、(別紙1)「屋外広告物許可申請書処理状況一覧表」(以下「一覧表」という。)を整理することとなっているが(事務処理マニュアル3頁、別紙1)、この一覧表は各建設事務所で概ね同じ項目で作成され使用されている。ちなみに、掲載項目の主な内容は、「記入者」、「申請者」、「代理人」、「件名(店舗名)」、「申請地(市)」、「広告の種類」、「事前協議完了日」、「手数料額」、「審査開始日」、「審査状況」、「審査完了日」、「許可日」及び「許可番号」等である。

さらに、屋外広告物ではあっても、条例等に違反する掲載者には是正を指導することとなるが、その是正指導等の履歴を記録する台帳等には、違反屋外広告物調査表(違反是正要領(3頁)5(3))及び是正物件台帳(違反是正要領(3頁)5(4))を整備することとなっている。前者(違反屋外広告物調査表)は、参考様式が示されており、現場往査先であった峡東建設事務所では、概ねこの参考様式に基づき適宜修正して使用していることを確認した。また、後者(是正物件台帳)は特に様式が示されておらず、事務所において是正指導状況を独自の方法で記載していることを確認した(峡東建設事務所での現物確認及び景観まちづくり室からの回答確認)。ちなみに、違反是正要領では、両者の説明を次のとおり記載している(違反是正要領3頁)。

[違反屋外広告物調査表]

(1)事前準備及び(2)現地調査の結果等は、違反屋外広告物調査表(参考様式1)に記載する。また、違反指導の経過や内容等を必ず記録して、適正かつ継続的な指導を行う。

[是正物件台帳]

新たな違反屋外広告物や平成22年度に実施した実態調査によって判明したもので指導中の物件、更新手続き等を行わない物件については、随時台帳に整理し、是正指導状況等を管理する。

【問題点及び改善策】

これらの現状を踏まえると次のような問題が把握される。

- ① 屋外広告物許可等に係る台帳については、事務処理マニュアルで台帳整備が明記されている(10頁「9 台帳整備」)にもかかわらず、共通の様式を示していないこともあり、一部を除き各建設事務所等では記載事項が異なっている。職員への業務負荷が建設事務所等によって異なっていることが考えら

れ、職員の異動等による同一業務への順応に支障が生じる恐れも考えられる。また、内部統制の整備・運用の面でも、財務事務等の執行の標準化の視点から業務内容が不統一であることは効率的な事務執行を阻害する要因になりかねないと危惧される。

- ② 屋外広告物許可等に係る台帳（事務処理マニュアル10頁「9 台帳整備」）と屋外広告物許可の処理状況を把握するための一覧表（事務処理マニュアル3頁、別紙1）とは、同じ事務処理マニュアルの中でも異なる機能を有しているようにも見える。しかし、記載内容を見ると共通の記載事項も少なくないことが分かることから、業務の効率性の面からも問題であると考えられる。
- ③ 屋外広告物に係る違反事案に対する是正指導等の履歴を記録する台帳等として、違反広告物調査表（違反是正要領（3頁）5（3））及び是正物件台帳（違反是正要領（3頁）5（4））が整備されることになっている。

これらの問題点を改善するためには次のことを検討するよう要望する。

- ① 屋外広告物許可等に係る台帳については、事務処理マニュアルで台帳整備が明記されており、許可等の業務を標準化し、職員に不必要な業務上の負荷をかけないためにも、景観まちづくり室が調整役となって台帳の記載事項の共通化を図ることを提案する。
- ② 屋外広告物許可等に係る台帳と屋外広告物許可の処理状況を把握するための一覧表との記載事項を整理し、共通のデータベースとして統合化を図ることにより、業務の効率化を図るよう要望する。
- ③ 違反広告物調査表（違反是正要領（3頁）5（3））及び是正物件台帳（違反是正要領（3頁）5（4））は、現場往査の峡東建設事務所においては実務的に一体として運用されているように見受けられる。このことから、違反是正要領の記載を工夫し、両者の機能的な関連性を具体的に強調するなど改善することで、現場職員の是正等の実務に対する理解がより進むことを期待する。

No. 55 旅行命令簿の作成について

（指摘事項）違反屋外広告物等に対する現地調査・是正指導や通常のパトロール業務を行う職員に対しては、旅行命令を行う際には、山梨県職員旅費条例等の諸規定に基づき、原則どおり文書（旅行命令簿）により実施されたい。

No. 56 適切な権限者による旅行命令について

(指摘事項) 違反屋外広告物等に対する現地調査・是正指導や通常のパトロール業務を行う職員に対しては、旅行命令権者である次長が山梨県職員旅費条例等の諸規定に基づき、旅行命令を行う体制に改善されたい。

No. 57 合理的な旅行命令方法の検討について

(意見事項) ほぼ毎日行われるパトロール等の業務については、事前に指導パトロール等の計画書の作成とその承認行為があることを前提に、合理性のある簡易な方法による旅行命令の可能性についても検討するよう要望する。

No. 58 現地調査の人員体制について

(意見事項) 現地調査の重要性に鑑み、原則 2 人 1 組とした人員体制を構築するなど、人員配置を検討するよう要望する。

【現状】

① 出張命令等に係る諸規定の概要について

現場視察を行った峡東建設事務所では、違反屋外広告物の適正化指導及び通常のパトロール（以下「指導パトロール業務」という。）のために会計年度任用職員（1 人：令和 6 年度まで）が、公用車にてほぼ毎日、所管区域内を出張している。この指導パトロール業務は、「出張」であり、「職員が公務のため一時その在勤公署を離れて旅行すること」（山梨県職員旅費条例第 2 条第 2 号）に該当するものと考えられる。その場合、「旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならない」

（同条例第 4 条第 1 項）とされている。また、「旅行命令の変更」は、「旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる」（同条例第 4 条第 3 項）とされている。

そして、当該出張は、旅行命令権者により旅行命令簿に所定事項を記載等して当該旅行者に通知しなければならないとされている（同条例第 4 条第 4 項）。ここでいう旅行命令権者は、峡東建設事務所の場合、次長であることが山梨県事務決裁規則

第5条関係の別表第一で規定されている。

【参 考】

[山梨県事務決裁規則]

第5条 部長、次長、課長、課長補佐、担当課長補佐、所長及び出先次長の共通専決事項は、別表第一に掲げる事務のうち、それぞれの専決区分の欄の表示に対する事項とする。

【別表第一（第五条関係）】

事務の種類	事項	専決区分						
		本庁					出先機関	
		部長	次長	課長	課長補佐	担当課長補佐	所長	出先次長
略								
二旅行の命令及びその復命の受理に関すること	6 出先機関に所属する職員（略）に係るもの（略）							○
略								

なお、出先機関及び次長等の定義については、山梨県行政組織規則第4条（出先機関）及び第18条（次長等：建設事務所等）で規定されている。

この規定を受け、旅費事務の手引きでは、旅行命令権者は「旅行命令を発する者であり、任命権者又はその委任を受けた者（事務決裁規則により専決権限を有する者）」と説明されている（同手引きⅡ-1頁「第2章 1 旅行命令権者と幹事課の役割について」、Ⅲ-3頁【旅行命令】「1. 旅行命令権者とは」を参照。）。

また、公務のため旅行を命ぜられた職員は、「旅行を行わなければならない」（山梨県職員服務規程第9条）とともに、「旅行用務を終え帰庁したときは、直ちに所属長に、その概要を口頭又は文書をもって復命しなければならない」（同規程第11条）とされている。

出張を申請する職員は、「旅行の経路や方法」について主に総合的文書管理システムによる決裁を求めることが想定されているものと考えられる（同手引きⅡ-1頁「第2章 1 旅行命令権者と幹事課の役割について」）。職員の県内日帰り旅行については、文書管理システムではなく、旅費システムを使用して行っており、また、

会計年度任用職員の旅行命令については、旅費システムで行わなければならない訳ではないという認識を確認した。

峡東建設事務所の現場往査においては、指導パトロール業務を行う職員が使用する公用車に係る使用簿（以下「公用車使用簿」という。）が旅行命令簿の機能を兼ねていると認識しており、本来は「次長」が旅行命令を発するところ、権限を委譲して公用車使用簿で命令及び確認行為を課長以下が行っているという認識を確認した。

② 現地調査業務の人員体制について

違反屋外広告物の是正指導に係る現地調査の人員体制については、違反是正要領によると、原則として2人1組体制で行うと規定されている（3頁：5（2）現地調査）。これに対して、各建設事務所等における現地調査及びパトロール業務に従事する人員は、前掲（1）②の表【適正化人員体制表：令和6年度】を参考にすると、吉田支所が2人であるのに対して、他の4つの建設事務所では1人であることが分かる。

峡東建設事務所の都市計画・建築課では、許可事務及びパトロール業務に従事する職員（会計年度任用職員）を、令和6年度までは2人であったところ、1人の欠員を補充するために、令和7年度からは3人に増員している。そのうち、指導パトロールに従事する職員は令和6年度及び令和7年度で1人である。

【問題点及び改善策】

① 指導パトロール業務に係る出張命令について

指導パトロール業務の出張命令の現状は、公用車使用簿で行われているという認識を現場往査では確認したが、この認識には出張命令等に係る諸規定に照らして、合理性がない。

(ア) 旅行命令の方法について

まず、旅行命令の方法については、所管課の回答にもあるように、「旅行命令権者は、旅行命令を発し、又は変更するには、旅行命令簿に、その旅行に関し必要な事項を記載してその旅行者に提示して行われなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又は変更することができる。」（改正前（R7.4.1改正）山梨県職員旅費条例第4条第4項）とあり、「旅行命令がされていればよく、状況に応じて口頭での旅行命令が認められている。但し、

定期的に行う監視事務については、「記載するいとまがない場合」には当たらない可能性がある」という認識が妥当であると考えます。したがって、指導パトロール業務に従事する職員に旅行命令を行う場合は、口頭ではなく、原則として旅行命令簿による必要がある。

(イ) 旅行命令権者について

旅行命令権者の承認行為について、「全ての出張に押印することは煩雑なので、権限を課長以下に移譲している」旨の説明を受けた。しかし、専決に係る規定により出先機関は「旅行命令」に係る決裁権者を「出先次長」としている（山梨県事務決裁規則第5条、別表第一）。監査過程では、「今後制度の範囲内で業務負担を増やさずにどのような対応ができるか検討」したいという回答を得たが、まずは規則の規定に従い、職務権限を有する次長が原則どおり承認を行うことを基本として、運用上の負担軽減策が必要であれば、県庁主務課や他の建設事務所等とも調整して解決策を検討されたい。

(ウ) 公用車使用簿を旅行命令簿に代替することの問題点について

次に、公用車使用簿を旅行命令簿に代替していることについては、公用車使用簿の様式の中に、出張命令の記載項目がないことを確認した。公用車使用簿には「開始・終了時間」、「酒気帯の有無」、「確認者」、「行き先」、「旅行距離」、「給油」及び「所属・使用者名」などの項目があり、旅行命令簿とは判断することが難しく、「旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。」（山梨県職員旅費条例第4条第4項）の規定からも、必要事項が記載されていないものと考えられる。監査人のこのような考えに対して、峡東建設事務所の所管課の意向として、「これまで便宜的（利便性を考え）に公用車使用簿と旅行命令簿の様式を合体させて使用していた。旅行命令簿の様式について正確に認識していなかったため、他事務所の状況も踏まえ、関係部署と協議したい。」という改善の方向性を監査過程で確認した。

また、公用車使用簿の一定期間（令和6年10月16日～12月17日）を閲覧したが、「行き先」の記載は全て「管内」とされていた。指導パトロール業務の「巡回ルート」は、概ね2つの市の市域を4つのブロックに分けて、パトロールを行っている。その「巡回ルート」は次の【参考】のとおりである。

【参考】（山梨県峡東建設事務所管内図より）

[巡回ルート]

- ・管内を4つのブロックに分割
- ・1ブロック/日×4日で巡回
- ・1ブロック内全てを1日では巡回できないため、同一箇所巡回は概ね2ヶ月/回ペース

公用車使用簿に記録されている「行き先」欄は「管内」とだけ記載されていることについては、事前の旅行命令としても具体性がないことは確かである。このように「行き先」欄に具体性がない場合の問題として、指導パトロール業務の途中で公務災害に該当する事故等が発生した場合、地方公務員災害補償基金への公務災害に係る申請行為に様々な問題が発生する危険性が想定される。

今後は、所管課が示した次の考えで早急により具体的な改善策を打ち出すことに同意する。

「職務日誌により事後的に確認可能であるとしても、事前命令の要件を満たすとは言えず、制度的な整合性に問題があると思われます。今後は、職員の負担が少ない形で行き先を把握していく方法を検討してまいります。」

(エ) 「復命」について

また、出張の結果としては「復命」（山梨県職員服務規程第11条）が必要であるが、復命書と称する書類は作成されていない。

実際には、指導パトロール業務を行った結果として、職務日誌を作成していることを確認した。この職務日誌を「復命」の書類として位置付けることも検討するよう要望する。この職務日誌の記載事項のうち、「巡視経路」等については、出張（旅行）の申請の機能として、事前に作成し、旅行命令権者から事前の旅行命令を受けるといった運用も可能であると考えられる。

② 現地調査業務の人員体制について

峡東建設事務所において、パトロール業務への従事職員は、令和6年度も令和7年度も1人である。一方、違反屋外広告物の是正指導に係る現地調査は、原則として2人1組体制で行うことが違反是正要領（3頁：5（2）現地調査）に規定されている。

そして、実際も、職務日誌及び屋外広告物調査表を閲覧して分かることは、現地調査及び口頭指導等の実施であっても、1人体制で実施していることが通常であっ

た。原則に照らして現状を評価すると、令和7年度に増員された会計年度任用職員1人が増員で支援するのか、正規職員が随時対応するのか等について、現地調査の実施人員体制を明確にする必要がある。

No. 59 出先機関における内部統制の見直しについて

(意見事項) 違反屋外広告物の指導取締業務に係る旅行命令、事前パトロール計画及び業務マニュアル等、業務実施に必要な仕組みなど、各建設事務所等における内部統制の整備・運用状況を事実に基づき把握し、関係する県庁主務課と連携して再度見直し、より効率的な業務が実施できるよう、統一的な業務手法へと調整するよう要望する。

【現状】

違反屋外広告物の指導取締業務は4つの出先機関(中北、峡東、峡南、富士・東部の各建設事務所(吉田支所を含む))において日々、パトロール業務や現地調査等の指導業務として実施され、屋外広告物の適正化に向けた努力が進められている。景観まちづくり室は、屋外広告物条例等の諸法令・条例等に基づき、県庁主務課として当該屋外広告物の適正化に向けた業務の調整を実施しているものと考えられる。

一方で、現場往査の実施及びその後の監査手続において、出張命令の現状、事前パトロール計画策定状況及び業務マニュアルの整備状況等、業務実施に必要な仕組みなど、各建設事務所等における内部統制の整備・運用状況に改善を要する事案が把握された。そこで監査過程で調査した違反広告物パトロール指導業務の現状について、次の表のとおり取りまとめた。

【違反広告物に係るパトロール指導業務に係る旅行命令等の現状】

確認事項	中北	峡東	峡南	富士・東部	吉田支所
旅行命令簿の使用の有無	無	無	無	無	無
総合文書管理システム使用の有無	無	無	無	無	無
公用車使用簿の記録	有	有	有	有	有
事前のパトロール業務計画(週次等)	無	無	無	無	無

復命書の作成・提出	無	無	無	無	無
職務日誌の作成・承認	有	有	有	有	有
巡回ルート図等の経路図	無	有	無	無	無
業務マニュアルの有無	無	無	無	無	無
屋外広告物許可申請書処理状況一覧 ^{注1}	有	有	有	有	有
屋外広告物台帳（エクセル表） ^{注2}	有	有	有	有	有

（出所：監査人の質問により入手した回答に基づき作成）

注1：「屋外広告物許可申請書処理状況一覧」は、「山梨県屋外広告物許可等事務処理マニュアル」の（別紙1）として掲載されている。

注2：「屋外広告物台帳（エクセル表）」は、「山梨県違反屋外広告物是正事務処理要領」5（4）に規定される「是正物件台帳」に該当するものとする。

【問題点及び改善策】

上記の表（【違反広告物に係るパトロール指導業務に係る旅行命令等の現状】）からも分かる通り、本来、法令・条例上必要な旅行命令に係る事務（旅行命令簿の作成・承認及び復命書の作成・提出等）等が、4つの出先機関（吉田支所を含む）で実施されていないことが把握できる。

また、指導パトロール業務をより効果的に実施するための仕組み（パトロール業務計画、巡回ルート図の作成及び業務マニュアル）が整備されていないことも把握できる。

これらの現状を改善するためには、違反屋外広告物の適正化の取組に係る内部統制の整備・運用状況が関連する規則・規程・マニュアル等に基づき、適正に実施されているか、当該業務がより効率的、効果的に実施されているか等の視点で、景観まちづくり室が、4つの出先機関（吉田支所を含む）と協働して全庁的な調整を行う必要があるものとする。

No. 60 業務計画の作成及び業務マニュアルの整備について

（意見事項）職務日誌の「屋外広告物調査表」等の記載内容を事業所管課として把握した上で、巡回ルートの事前把握の必要性、現地調査等の問題点・原因分析等を実施し、より効率的で効果的な取締業務の実現に向けて業務改善・改革を課として進めていくよう要望する。

No. 61 違反是正要領に基づく適正な指導の実施について

(指摘事項) 指導パトロール業務や現地調査等で発見した危険広告物及び未申請広告物は、確実に適正化することができるよう、違反是正要領に基づき、必要な口頭指導や文書指導等の段階を踏んだ指導等を実施されたい。

No. 62 道路不法占用等の事案の情報共有について

(指摘事項) 違反屋外広告物のうち、道路不法占用となっている事案は、建設事務所の関係課と道路管理者の業務情報を確実に共有し、現場調査や指導にあたり、連携した取り締まりを確実に実施できるよう、所内での意思疎通等を図られたい。

【現状】

違反屋外広告物の是正の取組状況を、現場往査の対象である峡東建設事務所において業務日誌等の書類を閲覧し、実施状況等を質問することで確認した。その結果として複数の問題点を把握したが、ここではそれらの現状を述べることとする。

① 出先機関としての指導パトロール業務の計画策定、日々の業務手順書に該当するマニュアルの整備等に不備があること

峡東建設事務所都市計画・建築課では、「峡東建設事務所管内図」に4つの地域を落とし込んだ巡回ルートを経路図を保有し活用している。しかし、指導パトロール業務の計画が策定されておらず、日々の業務に係る手順書に該当するマニュアルが整備されていない。現状では、指導パトロール業務を行う職員に巡回計画を任せており、課内で事前確認を行っていないことは確かであることは確認したが、所管課としても事前確認の必要性は認識している旨の回答を監査人として入手している。

② 危険広告物等の効果的な是正に改善点があること

危険な屋外広告物の撤去等適正化の指導が実施されていることについて、職務日誌を閲覧することで把握できる。指導パトロール業務でも複数個所、危険な屋外広告物が把握され、長年撤去等の指導が行われている。

例えば、次の指導事案に関して、指導後の経過（令和7年度直近の記録）が職務日誌に記載されていないことから、その顛末を把握することができない。

【令和6年11月14日（木）付け「職務日誌」】

(ア) 巡視経路

峡東建設事務所→甲州市勝沼町→山梨市上栗原→山梨市下栗原→山梨市歌田→峡東建設事務所

(イ) 巡視内容

違反広告物調査6件

(ウ) その他の報告事項

「危険看板（工作物）の調査発見」：調査表 205-0070（x x x 株式会社）

日時：令和6年11月11日午前10時10分ころ

住所：甲州市勝沼町上岩崎 1179 番地先

「上記日時場所をパトロール中に、ブドウ園内に設置された建植の工作物に設置された板の一部が枠から離脱し、支柱も一部が離脱している危険な工作物を認めたことから、屋外広告物調査表を確認したところ、甲州市勝沼町菱山・・・番地 株式会社 y y y 所有の建植広告物（道標）で、平成24年8月6日に広告物を白塗りしたことから撤去扱いとされたが、撤去した業者等については記載がなく不明であった。

・・・中略・・・

・ 看板が危ない状態になっているようなので、何かあっても困りますから息子に話してみます。

旨申し立てたことから、撤去するなどの危険防止策をするように依頼した。」

監査時点での職務日誌（令和6年11月14日以降分が記載なし）では、この違反状況が是正されたかどうか、是正された場合には、職務日誌等に記録を残すこととなっているが、不明な状況であった。監査過程で確認を取ったところ、次のとおりの回答を得ている。

【回 答】

「枠から離脱した箇所については撤去を確認しております。撤去後は、当該工作物に表示がなくなり屋外広告物ではなくなったため、その後の職務日誌は作成しておりません。」

③ 道路法違反でもある広告物の是正業務に改善が必要であること

違反屋外広告物の「違反の内容」の中には、「未適合未申請」、「禁止広告物」、「禁止地域」等とともに、「道路不法占用」という案件も散見される。ここで「道路不法占用」という事案は、道路法に規定する道路占用の手続により道路管理者の許可（道路法第 32 条第 1 項）を得ず、道路の一部を不法に占用する違法行為であると認識された事案である。現場往査において書類上で確認した次の 3 つの事案に関して、職務日誌等では次のとおり記載されていた。

(ア) 「道路不法占用」として明記されている 2 件：

[調査番号 213-00685：事業者 S] 及び [調査番号 21300019：事業者 A]

(イ) 「是正措置」欄に記載されている内容で「道路敷地内に突き出ているため是正のうえ許可申請を行うこと」とされた 1 件：

[調査番号 205-00580：事業者 K]

これら 3 件のうち、道路管理者に情報共有していた事案は、[調査番号 213-00685：事業者 S] であった。また、他の 2 件は、「移動が容易な広告物であり撤去されることで解消されるため」道路管理者に情報を共有していないという回答であった。

【問題点及び改善策】

以下、それぞれの現状に対して問題点及び改善策に関する意見を述べることとする。

① 出先機関としての指導パトロール業務の計画策定、日々の業務手順書に該当するマニュアルの整備等に不備があること

指導パトロール業務の計画が策定されておらず、日々の業務に係る手順書に該当するマニュアルが整備されていない現状では、業務の可視化を課内で共有することが難しい。業務日報には、指導などの業務結果が事後的に記録されるため、日々の業務プロセスを推定する資料になる。しかし、指導等業務を牽制するための計画を課内で共有していないため、日々の指導等業務の確認・検証の際の基準が不明確となっている。また、指導等業務に従事している職員（会計年度任用職員）の異動等による引継ぎ業務や課内研修及び OJT 等を円滑に実施するために、課で正式に共有する日々の指導等業務の手順書等は欠かせない統制ツールである。なお、日々の業務手順書は違反是正要領の内容を日々の業務手順に落とし込んだ内容として位置付けられるものと考えられる。

具体的な事例を摘示すると、「職務日誌」の「屋外広告物調査表」の（経過）の「口頭指導」欄において、「社長が不在」や「社長がいる時に来てほしい」などの記載が散見される。このような状況が継続すると、業務の効率的、効果的な実施が阻害されていることを懸念する。そこで、翌週や翌日に指導訪問する屋外広告物の所有者宅には、事前に電話連絡を行い、責任者が在宅であることを確認することも、特に、危険な管理状況の広告物や未申請の広告物等の場合では、必要であると考えられる。担当職員の現場パトロールは、「公用車使用簿」で確認すると、概ね「9：10～11：30」となっていることもあり、午後からの「職務日誌」の作成とともに、翌日以降の電話連絡などに時間を有効活用することも可能であれば、検討の余地はあると考えられる。このような日々の業務内容に対する改善活動は違反是正要領に、一部記載はあるものの詳細なルールが示されていない（「事前電話連絡」の必要性は、違反是正要領の5（2）①で言及されている）。地域の特徴に応じて特別に検討する必要がある。

したがって、指導パトロール業務の事前計画は少なくとも翌日分は必要であり、業務の計画性を確保するためには週次などの単位の計画書を作成し、課内で共有するよう要望する。また、是正違反要領をより具体的に記述し、日々の業務実施の際に準拠することができる業務手順書等に該当する業務マニュアルを作成検討するよう要望する。

② 危険広告物等の効果的な是正に改善点があること

危険な屋外広告物の撤去等適正化の指導が実施され、違反屋外広告物の是正指導が完了した場合は、本来、「屋外広告物是正完了届（様式2）」の提出を求めなければならない。また、是正完了届の提出があった時は、速やかに現地調査を行い、その是正を確認し、違反屋外広告物調査表（参考様式1）及び是正物件台帳に記録して指導を完了することとなっている（以上、違反是正要領の「8 是正完了」より）。

そもそも、違反屋外広告物の適正化に向けた指導を行う際には、違反是正要領に基づき、次のような手続きを踏んで指導がなされ、場合によっては、行政処分を行うことになることから、適正手続の履行を日頃から周知徹底することが必要である。

【違反是正要領：3～11 頁より抜粋等】

「5 現地調査の手順」：

- (1) 事前準備⇒
- (2) 現地調査⇒
- (3) 違反屋外広告物調査表への記録⇒
- (4) 是正物件台帳への記録

「6 是正指導」：

- (1) 第1回口頭指導⇒(2) 第1回文書指導⇒(3) 第2回口頭指導⇒
- (4) 第2回文書指導⇒(5) 集中指導⇒
- (6) 勧告（公表・措置命令の予告）⇒(7) 公表

「7 是正計画」：

- (1) 屋外広告物是正計画書（様式1-1）の提出・計画の確実な履行の指導⇒(2) 是正等なし・事情聴取・是正指導再開等

「8 是正完了」

「9 行政処分の方針決定」

「10 聴聞通知書、弁明通知書の徴取」

「11 措置命令書の発出」

「12 取消処分等」

「13 行政代執行及び告発」

「14 悪質な対象者への対応」

現場往査で確認した限り、違反屋外広告物の指導パトロール業務の実施状況は、上記の「5 現地調査の手順」に記載されている手順で止まっているものと懸念する。本来の手続では、「6 是正指導」や「7 是正計画」を適正に実施すべき事案が把握できる。

例えば、【現状】で掲載した【令和6年11月14日（木）付け「職務日誌」】の事案では、最新の状況を写真も含めて確認したが、違反の屋外広告物を掲載していた掲示板と支柱等は現在でも危険なまま放置されていることが分かる。所管課からの回答では「柵から離脱した箇所については撤去を確認しております。撤去後は、当該工作物に表示がなくなり屋外広告物ではなくなったため、その度の職務日誌は作成しておりません。」としている。少なくとも、是正されたと考えている状況を、違反是正要領に基づき記録に残す必要がある。そして、「表示がなくなった」ことで、形式的に「屋外広告物ではなくなった」ことから、所管外の「工作物」になったと考えたとしても、当該工作物の危険性を別の行政目的の規制により指導する必要はないか、検討を要するものとする。

また、現場往査の対象となった峡東地域に特有の慣習等があることも質疑の中で確認した。しかし、適正化指導業務においては、最終的には、県民の権利義務を制限する行政処分や行政代執行等が予定されていることを十分に考慮する必要がある。

前掲の【適正化人員体制表：令和6年度】では、峡東建設事務所管内の「適正化

率」は90.1%と低く、「違反件数」は311件と多い。一方、他の建設事務所等と比較して、指導パトロール業務に関して整備すべき書類等（旅行命令簿、職務日誌等）の整備状況には特段違いがない。

違反件数が多い状況を勘案すると、違反是正要領でも記載されているとおり、指導パトロール業務従事者として現状1人に対して、前記のような適正手続を履行する重大な案件に関しては、正規職員の支援も含めて、複数人での指導等を実施するよう検討されたい。

③ 道路法違反でもある広告物の是正業務に改善が必要であること

(ア) [調査番号 213-00685：事業者 S]

令和6年11月5日（火）付けの「職務日誌」を閲覧すると、「屋外広告物調査表」では、「整理番号 213-090685」に事業者 S の「道標」（1.2m×0.9m、2.16㎡）が道路（甲州市塩山牛奥 3428 地先）の擁壁に設置されている状態であると記載されている。

平成26年6月19日から調査の対象となり、令和2年9月4日から「現地調査」の経過が「前回調査時と変化なしの状態です。」また、口頭指導の内容では、「平成26年7月18日」から「令和6年11月6日」までの間、道路法違反事案に関する指導の文言がなく、同じ事業者 S の他の違反広告物に対する口頭指導の内容と同一の文言が記載されていた。所管課に確認したところ、実際には道路法違反の是正に対して、何らかの指導をしているということであったが、「屋外広告物調査表」には記載がなかった。その後、所管課において「屋外広告物調査表」に「口頭指導 2」として、追加の記載があった。なお、違反是正要領によれば、口頭指導の後には文書での指導を行うこととなっている。追加の記載では、「園主に面接し安全点検及び申請指導」や「道路管理者との協議指導」等が新たに記載された。園主からの回答では、「看板の安全点検は分かりました」とされており、道路管理者との協議については回答がなかった。

過去の指導履歴では、第1回口頭指導：（平成26年7月18日、令和4年4月13日、令和5年8月22日、令和6年3月11日、令和6年11月5日）⇒第1回文書指導：（平成26年8月29日）⇒第2回口頭指導：（令和7年2月13日）⇒第2回文書指導：（平成26年11月6日）⇒シール勧告：（平成27年1月15日）という状況であり、過去には勧告まで実施されているが（平成27年1月15日）、直近では、口頭指導で止まっていることが分かる。

「屋外広告物調査表」の「口頭指導方針」では、「道路管理施設（擁壁上）に設

置、広告物、道路占用許可申請指導⇒道路管理者と協議する事」と明記されており、現状でも是正されていないことから、文書指導を実施し、道路法違反状態を解消するために、所内の道路管理者である所管課と共同して、適正化指導を実施されたい。

(イ) [調査番号 21300019：事業者 A] 及び [調査番号 205-00580：事業者 K]

当該2件の事案は、所管課によると「移動が容易な広告物であり撤去されることで解消されるため未提供」という状況であった。

まず、[調査番号 21300019：事業者 A] については、県が道路管理者であり、「口頭指導方針」によると、「ガードレールや道路敷地内に設置してあるものは撤去するよう指導する」という内容からも道路法違反が明らかである。指導記録によると「道路敷地内に設置」の看板は撤去されたようであるが、「ガードレール」に固定の看板やのぼり旗8本は撤去されていないことが、令和7年3月13日以降現在でも確認できる。

過去の指導履歴では、第1回口頭指導：(令和4年7月20日)⇒第1回文書指導：なし⇒第2回口頭指導：(令和5年2月1日、6月14日、8月9日、令和6年5月21日、10月16日、令和7年3月13日)⇒第2回文書指導：なし⇒シール勧告：なしという状況であった。少なくとも、所内の道路管理者の担当課に情報共有されたい。

次に、[調査番号 205-00580：事業者 K] については、「口頭指導方針」によると、「道路敷地内に突き出のため是正申請指導」と規定されている。この内容からも道路法違反であることが推定される。

過去の指導履歴では、第1回口頭指導：(平成26年6月16日)⇒第1回文書指導：(平成26年8月20日)⇒第2回口頭指導：なし⇒第2回文書指導：(平成26年10月22日)⇒シール勧告：(平成26年12月18日)という状況であり、直近での指導状況は記録上では確認できない。少なくとも、管轄市の道路管理者の担当課に情報共有されたい。

12. 企業局 電気課

12.1. 水力発電設備改良費、修繕費等

(1) 事業概要

① 電気事業

電気事業は、昭和 32 年、「野呂川流域総合開発計画」の一環として西山発電所の運転を開始して以来、早川や笛吹川などで令和 6 年 4 月 1 日現在、最大出力 120,770 kW、28 の水力発電所を運営している。令和 5 年度は、県内需要の 7.0%に相当する約 4 億 3 百万 kWh の電力を、東京電力エナジーパートナー等を通して家庭や工場などに供給した。この電力は、火力発電に換算すると約 10 万キロリットルの原油を削減し、18 万トンの二酸化炭素の排出を抑制するなど、再生可能エネルギーの確保及び地球温暖化防止の観点からも重要な役割を果たしている。

また、平成 28 年度からは、この電力を活用して県内企業等に安価な電力を供給する電力供給ブランド「やまなしパワー」を東京電力と共同で創設し、平成 31 年度からは「やまなしパワーPlus」令和 4 年度からは「やまなしパワーNEXT」と、内容を拡充しながら事業を継続してきた。令和 6 年度からは、環境価値メニューに特化した「シン・やまなしパワー」に進化させ東京電力エナジーパートナーと共同で運営している。

② 供給電力量及び電力料収入の推移

	R4 年度	R5 年度	R6 年度
供給電力量 (kWh)	403,788,143	438,768,590	493,874,917
電力料収入 (千円)	4,573,128	4,701,471	8,183,019

③ 水力発電設備の工事関係

改良及び保存工事として、奈良田第一発電所 水槽除塵機コンベア更新工事、柚ノ木発電所外 照明設備 LED 化工事、奈良田第三発電所周辺法面補強工事等を実施した。

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
3,134,601	1,254,319	40.0%

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 1-1(7)	既設水力発電所の安定的稼働によりクリーンエネルギーの安定供給に努めます。
-----------	--------------------------------------

② 関連する環境指標

該当なし。

(4) 実施した監査手続

- ・担当者への質問
- ・関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

No. 63 一般会計繰出に係る要綱の改定について

(指摘事項) 一般会計への繰出対象を規定している要綱を適時適切に改定する必要がある。

【現状】

自然の恵みから得られた利益を、環境保全に資する事業等を通して広く県民に還元するため、毎年一般会計に繰り出しており、令和6年度の繰出金活用事業は以下のとおりである。

No	項目	金額 (百万円)	主な事業名
1	子育て支援事業	208	やまなし子育て応援事業費補助金

2	クリーンエネルギー 推進事業	34	水素・燃料電池基幹産業化推進事 業費
3	地球温暖化対策事業	30	緑の普及啓発事業費
4	環境保全事業	44	特定鳥獣適正管理事業費補助金
5	スタートアップ推進 事業	41	資金調達サポート事業費
6	教育関係事業	340	やまなし教育環境・介護基盤整備 基金

(出所：令和6年度 電気事業会計繰入金を活用した子育て支援・環境重点化・
教育関係事業 一覧表 (決算額))

【問題点及び改善策】

電気事業において生じた利益で積み立てる積立金の取り扱いについて、山梨県電
気事業積立金取扱要綱（以下、「要綱」という）を定めており、第二条及び別表で積
立金の種類、目的及び方針を規定している。

「第二条 積立金の種類は、次のとおりとし、目的及び方針は、別表に定めるとお
りとする。

- 一 減債積立金
- 二 利益積立金
- 三 建設改良積立金
- 四 中小水力発電開発改良積立金
- 五 地域文化振興等積立金 」

「別表 (抜粋)

	目的	方針
地域文化振興 等積立金	公共の福祉への寄与及び 附帯事業に関する資産の 取得に充てるため。	電気事業の円滑な遂行に支障 のないよう配慮するとともに、次の事業に必要な金額を 積み立てるものとする。 一 クリーンエネルギー開発 等の電気事業の推進・啓 発に寄与する資産の取得 二 地域の文化振興に寄与す

		<p>ることを目的とした美術品の取得</p> <p>三 クリーンエネルギー推進・啓発、環境保全事業、子育て支援事業及び教育関係事業を対象とした一般会計への繰り出し</p> <p>四 地域の振興に寄与することを目的とした他会計への貸付</p>
--	--	--

上記別表の方針三の箇所にて、特別会計である電気事業から一般会計への繰出対象を限定列挙しているが、令和6年度の繰出金活用事業のうちスタートアップ推進事業は規定されておらず、当該事業への繰り出しは不適切であった。

スタートアップ推進事業への繰出を可能となるように要綱を改定すべきである。今後も山梨県の重点施策として新たな事業への繰り出しを実施する際は適時適切に要綱を改定する必要がある。

No. 64 1 者応札の原因分析について

(意見事項) 指名競争入札で1者のみの応札のため入札不調となる場合には、不参加事業者に辞退理由を確認することなど、1者のみの応札に至った詳細な原因分析の実施を要望する。

【現状】

下記の業務委託案件において指名競争入札を実施したが、入札1回目と2回目ともに参加者が同一の1者のみであったことから入札不調となった。

そこで、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号により、随意契約により執行することとした。随意契約の手続にて、複数者に見積書提出を依頼したが、先の指名競争入札参加者である1者からしか入手できなかったことから当該1者と業務委託契約を締結した。

No	業務名称	入札 1回目	入札 2回目	見積合 わせ	契約金額
1	藤木発電所外リプレース 資料作成外業務委託	応札 A社のみ	応札 A社のみ	提出 A社のみ	21,560,000 円
2	奈良田第一発電所外 送 配電線・電力保安通信線 路点検業務委託（継続）	応札 B社のみ	応札 B社のみ	提出 B社のみ	6,325,000 円

（出所：所管課の資料に基づき監査人作成）

【問題点及び改善策】

上記のとおり、両案件ともに指名競争入札を2回実施しており、競争性は一定程度確保できている。ただし、結果として指名競争入札から見積合わせの手續において、1者のみの応札・提出となっており、他の事業者が参加しやすい仕様条件であったか疑問が残る。他の事業者が参加できなかった理由について担当課では、「手持ち業務の状況から技術者の手配が困難だったと推察される」と分析しているが、担当課による判断であり客観性に欠ける。今回のケースでは1回目又は2回目の入札後に、不参加であった事業者に辞退理由を確認し、業務実施時期を変更するなどの仕様条件を変更することで、より多くの事業者が入札に参加できた可能性がある。今後の業務委託の仕様設計に活かすためにも、不参加事業者に辞退理由を確認することなど、1者のみの応札・提出に至った詳細な原因分析の実施を要望する。

12.2. 小水力発電所建設費

(1) 事業概要

固定価格買取制度を活用し、「やまなし小水力発電推進マップ」に掲載されている地点を中心に、平成25年度から10箇所程度の小水力発電の開発を目指す「やまなし小水力ファスト10」に取り組んでいる。直近では令和5年8月に水路の未利用エネルギーを有効活用したふじのしずく発電所が運転を開始し、現在は6箇所の小水力発電が稼働している。

(2) 令和6年度予算・決算

(単位：千円)

予算	決算	執行率
166,980	0	0%

※工事契約を締結しているものの、工事の完成が当該年度以降となったため、決算額は0円であった。

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 1-1(8)	水力発電の有望地点について開発調査を行うとともに、平成25(2013)年度から10地点程度の小水力発電の開発を目指す「やまなし小水力ファスト10」を推進します。
-----------	--

② 関連する環境指標

該当なし。

(4) 実施した監査手続

- ・担当者への質問
- ・関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

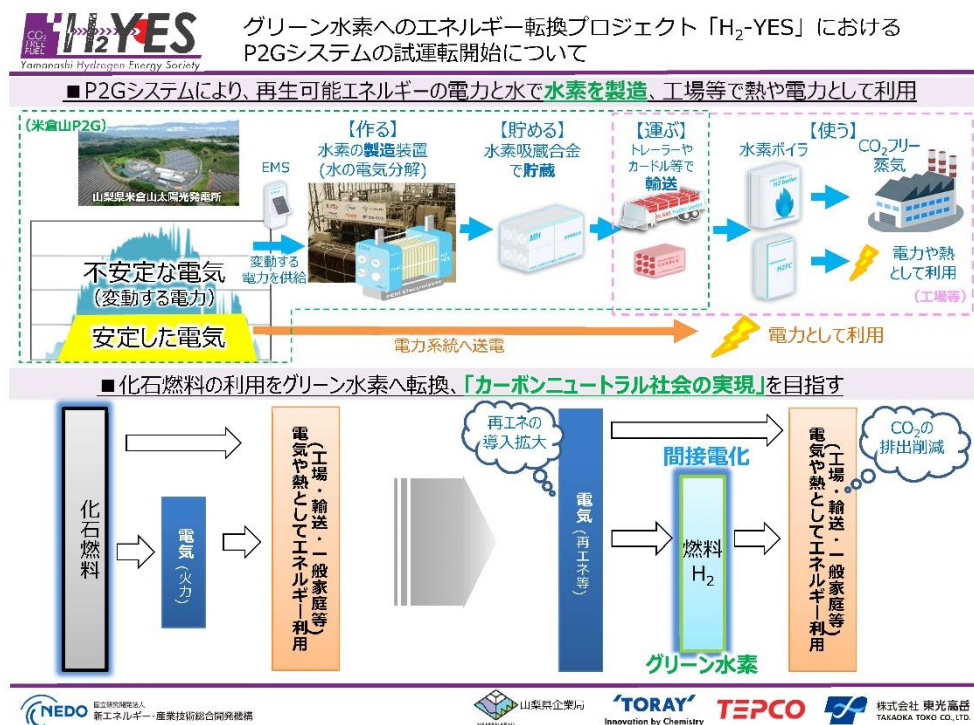
該当なし。

13. 企業局 新エネルギーシステム推進課

13.1. P2G システム研究費（事業外固定資産管理費）

(1) 事業概要

山梨県は、米倉山電力貯蔵技術研究サイトにおいて、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」）の委託事業を受けている。同事業では、再生可能エネルギーの電力でグリーン水素を製造し、化石燃料の利用を低減させることを目的としたプロジェクト「H₂-YES」（エイチ・ツー・イエス）に取り組み、P2G（パワー・ツー・ガス）システムについて共同で技術開発を進めてきた。令和4年には、委託事業が終了し、同プロジェクトで構築した資産について、山梨県企業局はNEDOより譲渡を受け、県の資産としてP2Gシステムの実証実験を継続している。



(出所：山梨県ホームページ「グリーン水素へのエネルギー変換プロジェクト「H₂-YES」におけるP2Gシステムの試運転開始について」から転載)

P2G システム関係の取得資産は、NEDO からの譲渡と山梨県企業局が投資したものを
 含め、山梨県営電気事業会計の貸借対照表に事業外固定資産として計上されている。
 また P2G システムに関連した費用は、山梨県営電気事業会計の損益計算書に事
 業外固定資産管理費として計上されている。

山梨県企業局では、令和 6 年度において P2G システム関連の下記事業を実施して
 いる。

名称	契約先	概要	令和 6 年 度予算 (千円)
グリーンイノベーション 基金事業（以下、「GI 基 金」）	NEDO より採択	サントリー白州工場での P2G システムによるボイラ ー用燃料の製造、使用	84,361
地域水素利活用技術開発 （以下、「地域水素」）	NEDO より採択	住友ゴム工業株式会社等に 導入している「500kW 級 ワンパッケージ P2G シス テム」に係る事業	87,998
東京都共同研究費開発事 業（以下、「東京都共同 開発」）	東京都と共 同研究	東京都産グリーン水素の設 備に関する開発、設計、設 置、運営等	1,859,650

(2) 令和 6 年度予算・決算

（事業外固定資産管理費のうち、研究費について記載）

（単位：千円）

予算	決算	執行率
2,032,009	1,332,463	65.6%

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 1-1(10)	P2G システム（水素関連システム）等による電力貯蔵技術 の実用化を推進します。
------------	---

② 関連する環境指標

該当なし。

(4) 実施した監査手続

- ・ 担当者への質問
- ・ 関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

No. 65 決算書の開示内容の明瞭化について

(意見事項) 令和6年度決算においてP2Gシステムに関連して雑収益の金額が多額となっているが、決算書での説明が不足している。雑収益が多額となった場合は、勘定科目を別途設けるか、注記を付す等して決算書利用者が理解しやすい開示に努めるべきである。P2Gシステム事業は、先進モデルとして注目されており、県民の認知度も高い。関連する損益を雑収益や事業外費用に計上するのではなく、決算書上でP2Gシステムの収益費用が容易に把握できるような開示を検討すべきである。

【現状】

山梨県営電気事業会計は、水力発電を事業としてそれ以外の活動を事業外に区分しているため、P2Gシステムに代表される研究開発事業は、全て事業外費用の事業外固定資産管理費として計上されている。当該研究開発に関連する収益は、事業外収益の雑収益に計上されている。

令和6年度 山梨県営電気事業会計 損益計算書の抜粋

4	事業外収益	雑収益	1,537,275,557 円
6	事業外費用	事業外固定資産管理費	1,962,286,663 円

令和6年度 山梨県営電気事業会計 収益費用明細書の抜粋

雑収益のうち、	その他雑収益	1,420,072,656 円
事業外固定資産管理費のうち、	研究費	1,332,463,567 円

研究費約 13 億円は、いずれも P2G システム関連の費用であり、対応する収益は、その他雑収益に計上されている。研究費の内訳とそれに対応するその他雑収益は下表のとおりである。

(単位：千円)

勘定科目(目)	勘定科目(節)	G I 基金	地域水素	東京都共同開発	その他	合計
雑収益	その他収益	82,145	19,165	1,239,544	79,219	1,420,073
事業外固定資産管理費	研究費	63,437	28,462	1,239,544	1,022	1,332,465
	差額	18,708	-9,297	0	78,197	87,608

(出所：総勘定元帳より監査人が作成)

研究費は約 13 億円と多額であるものの、見合いの収益が計上されており、電気事業会計の損益の負担になっていないことが分かる。事業外固定資産管理費の研究費以外の費用は、約 6 億 3 千万円であるが、減価償却費約 4 億 9 千万円、委託費約 7 千万円が主であり、P2G システムの減価償却費や研究開発ビレッジ関係の費用が計上されている。

【問題点及び改善策】

山梨県では、P2G 事業を積極的に展開しており、東京都共同開発事業や、GI 基金事業によるサントリー白州工場への P2G システム設置等がニュースとなり多くの県民が注目している情報である。

他方で決算書においては、P2G システム関連の取引は事業外収益（雑収益）、事業外費用（事業外固定資産管理費）に計上されるため、P2G システムに関する収益費用を容易には確認することができない。県の主要施策として質的に重要なものや、多額になるものは、事業外収益、事業外費用として計上するのではなく、事業に該当するものとして営業収益、営業費用として事業名称により決算書を作成する方法や、P2G システム事業をセグメントとして認識して注記により説明する方法

(「No. 66 セグメント情報の拡充について」を参照)、又は、両者を同時に行う方法により、県民が決算書上で容易に把握できるように情報開示すべきである。

また、質的にも金額的にも重要性がないとして事業に該当しないと判断し、事業外収益、事業外費用として計上する場合であっても、東京都共同研究のように 10 億円を超える事業がその他雑収益となっていることは説明不足と言わざるを得ない。利害関係者の理解に資するよう適宜注記により説明を付すことが望ましい。

No. 66 セグメント情報の拡充について

(意見事項) セグメント開示が事業の実態を反映したものになっていない。県民に対し必要な情報開示がなされるように見直すべきである。

【現状】

令和6年度山梨県営電気事業会計の注記におけるセグメント情報の開示は、下記のとおりである。(2)報告セグメントごとの財務情報は、監査人が適宜抜粋している(出所：令和6年度 山梨県公営企業会計決算書)。

3 セグメント情報の開示

(1) 報告セグメントの概要

山梨県営電気事業は、水力発電に加え、太陽光発電も行っていることから、発電形態別に「水力発電」、「太陽光発電」の2つを報告セグメントとしている。各報告セグメントの事業内容は次のとおりである。

事業区分	事業の内容
水力発電	水力発電による電気の供給事業
太陽光発電	太陽光発電による電気の供給事業

(2) 報告セグメントごとの財務情報

	水力発電	太陽光発電	小計
営業収益	8,188,050	—	8,188,050
営業費用	3,853,927	—	3,853,927
営業損益	4,334,123	—	4,334,123
経常損益	4,767,025	△412,132	4,354,893
以下、省略			

【問題点及び改善策】

「太陽光発電」は、米倉山太陽光発電所において山梨県が保有する1メガワット分に係る収益費用を開示するはずであるが、損益計算書において太陽光発電事業を事業外としているため営業収益、営業費用はゼロとして開示され、太陽光発電の収

益費用を知ることはできない。また、経常損益には、P2G システム関連等の収益費用が含まれており太陽光発電による経常損益を示していない。

セグメントとは、企業活動を事業活動の特徴等により区分した事業単位を意味しており、公営企業では、業績評価のための情報提供等による議会・住民に対する説明責任を果たす観点から、その業務内容が多岐にわたる場合、区分及び開示内容について適切なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。

公益企業におけるセグメント情報の開示目的は、「説明責任を果たす観点から」であるが、より具体的には企業会計におけるセグメント情報の開示目的と変わらず、「財務諸表利用者が、企業の過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切にできるように、企業が行う様々な事業活動の内容及びこれを行う経営環境に関して適切な情報を提供する」（企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」）ことにある。～中文省略～公営企業においても、水道事業では水道・簡易水道、交通事業では路面電車・バス・モノレール、病院事業では病院・看護師養成所など、複数の事業・施設が同一の企業として経営されている場合があるため、住民の福祉の増進を目的としている公営企業は、その事業内容をより詳細に理解し評価できるよう、積極的に詳細な財務情報を開示することで議会・住民に対する説明責任を果たすことが重要である。

（出所：「公営企業の経理の手引」（地方公営企業制度研究会編）より抜粋）

こうしたセグメント情報の開示の趣旨からは、県民目線で山梨県営電気事業会計が実施している事業の損益をどのように開示するか考えることが大切であり、P2G システム事業や米倉山次世代エネルギーシステム研究開発ビレッジ「Nesrad」（ネスラド）のような県民が認知している事業については、その損益を別掲することが適切であると考えられる。

現在の山梨県営電気事業会計の決算書では、P2G システム事業や「Nesrad」事業はどちらも事業外損益に計上されているため、現在のセグメント開示項目の経常損益までには含まれず、開示が不十分である。セグメント情報にて先の 2 事業の収益費用を示すために財務収益、事業外収益、財務費用、事業外費用についても開示を行う必要がある。

これらを踏まえたセグメント開示案は下表となる。金額は、令和 6 年度山梨県営電気事業会計の損益計算書より判別可能な範囲で百万円単位にて記載し、××は、残高が記載されると考える箇所を示している。これにより、事業外収益費用の内容を分析せずとも、電気事業会計の事業内容と状況が一目で理解できるようになると

考える。

<セグメント情報の拡充案>

	水力発電	太陽光発電	P2G システム 等研究事業	研究開発 ビレッジ 「Nesrad」
営業収益	8,188			
営業費用	3,853			
営業損益	4,334			
財務収益				
事業外収益		48	××	××
財務費用				
事業外費用		××	××	××
経常損益	××	××	××	××

事業外費用に計上されている「PR館きらっと」に関連する費用は、電気事業全般の啓発施設であることから営業費用の一般管理費に計上し、セグメント開示においては、各セグメントに按分又は、規模が大きい水力発電事業が負担することが望ましい。

上表はあくまでも一案であり、山梨県の施策の重要度や、県民の目線から考えた情報提供の必要性、金額的重要性、質的重要性を勘案して、報告セグメントをどの区分にするか検討することを要望する。

No. 67 「美術品」勘定の別掲について

(意見事項) 事業外固定資産の備品勘定には、美術品 755,067,644 円が含まれる。非償却資産であり、金額的にも重要性があるため美術品として別掲することが望ましい。

【現状】

山梨県営電気事業会計では、ミレーの絵画等の美術品を所有し県立美術館に貸与している。これらの美術品は、固定資産明細書において4事業外固定資産(1)本局の

備品として計上している。

【問題点及び改善策】

令和6年度は、備品の取得価額合計約832百万円に対して、減価償却累計額約27百万円、年度末償却未済額805百万円となっており、将来の減価償却の発生を予測させるような表示となっている。こうしたミスリードを防ぎ、正しい情報開示をするために非償却資産である美術品は、備品とは区分して「美術品」のような独立した名称で明細に示すことが望ましい。

13.2. 米倉山太陽光発電等普及啓発費

(1) 事業概要

次世代エネルギーの情報発信、将来の次世代エネルギーシステムの推進を担う人材育成のきっかけを創出することを目的として米倉山に次世代エネルギーPR施設「きらっと」を整備している。米倉山太陽光発電等普及啓発費は、当該施設の維持管理費である。

(2) 令和6年度予算・決算

(事業外固定資産管理費のうち、啓発施設に関するものを記載)

(単位：千円)

予算	決算	執行率
10,444	13,718	131.3%

※PR施設実証試験装置等電気設備維持修繕のため、他の予算から流用し修繕を実施した結果、当初予算を超過している。

(3) 環境基本計画との関連

① 展開する施策

施策 1-1(20)	米倉山太陽光発電所PR施設「ゆめソーラー館やまなし」及び「クリーンエネルギーセンター」を拠点に学習講座等を実施するとともに、再生可能エネルギー等に関する情報発信を行います。
------------	--

② 関連する環境指標

該当なし。

(4) 実施した監査手続

- ・担当者への質問
- ・関連資料の閲覧

(5) 指摘事項又は意見事項

該当なし。

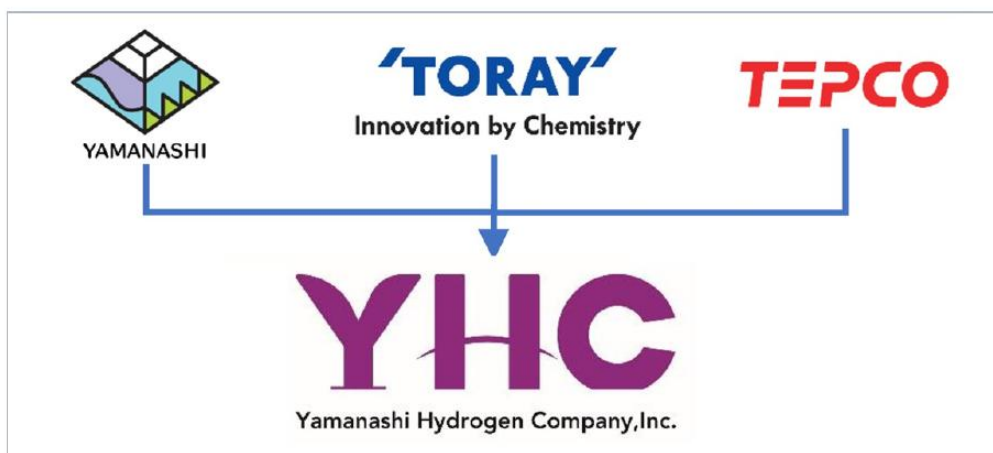
13.3. 株式会社やまなしハイドロジェンカンパニー

(1) 事業概要

株式会社やまなしハイドロジェンカンパニーは、P2G システムの山梨県内外における実用化を加速させるために設立された法人である。P2G システムの開発で協業してきた東レ株式会社、東京電力ホールディングス株式会社と共同出資している。山梨県から米倉山の P2G システムの運用管理、水素の販売、NEDO 関連の事業、東京都グリーン水素共同研究等の委託を受けている。

設立	令和 4 年 2 月
資本金	2 億円
株主	山梨県 50%、東レ株式会社 25%、 東京電力ホールディングス株式会社 25%
従業員	25 名（県職員兼務 11 名、出向等 14 名（令和 6 年度））

わが国で初めてのPower to Gasの専門企業を設立



「やまなしハイドロジェンカンパニー」は、これまで培ってきた P2G (Power to Gas) システムの開発成果を更に発展させ、カーボンニュートラルの実現を共同で目指すため、山梨県、東京電力ホールディングス株式会社及び東レ株式会社が 2022 年 2 月に設立した国内初の P2G 事業会社です。

(出所：(株)やまなしハイドロジェンカンパニーの HP から転載)

(2) 財産及び損益の推移

(単位：千円)

区 分	第1期 (2021年度)	第2期 (2022年度)	第3期 (2023年度)	第4期 (2024年度)
売上高	0	28,196	112,113	1,375,961
経常利益	△113	△43,499	4,774	113,043
当期純利益	△137	△43,796	4,477	86,094
1株当たり 当期純利益(円)	△34	△10,949	1,119	21,524
総資産	199,886	170,337	233,698	1,338,541
純資産	199,862	156,065	160,543	246,638

(3) 実施した監査手続

- ・担当者への質問
- ・関連資料の閲覧

(4) 指摘事項又は意見事項

該当なし。

V. 結語

令和7年も猛暑日や40℃以上の地点が続出し、「最も暑い夏」が毎年のように更新されている。また、熊の出没と人身被害が急増した年でもあった。私たちは、人間の欲求を優先し、地球温暖化や自然環境の破壊などの環境問題を後回しにしてきた代償に直面している。

山梨県環境基本条例の基本理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会」が構築できるか否かの瀬戸際に立たされており、「環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われる」ことがこれまで以上に求められている。

本文に記したとおり、今回の監査において、山梨県が環境に係る施策事業に真剣に取り組まれていることを確認できたことは、一人の県民として安心できる場所である。ただし、環境保全対策は一時のものではなく、豊かな自然環境を将来の世代に引き継いでいくために、施策を継続して実施していかなければならない。私たち一人一人が個人でできる身の回りの環境対策を自主的かつ積極的に行うとともに、山梨県においても環境先進県として引き続き環境問題に積極的に取り組まれることを期待する。そして、今回の監査が山梨県の環境保全対策の一助になれば幸いである。

最後に、全庁的に業務ご多忙の折、包括外部監査にご理解を賜り、円滑な監査の実施にご協力をいただいた関係者各位に心より感謝を申し上げます。

以上